

議案第49号

令和8年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、87,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60,695,410千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		11,021,819	50,195	11,072,014
	1 国庫負担金	7,109,439	44,640	7,154,079
	2 国庫補助金	3,839,988	5,555	3,845,543
18 県支出金		4,822,906	10,891	4,833,797
	2 県補助金	1,824,751	10,891	1,835,642
22 繰越金		50,000	25,943	75,943
	1 繰越金	50,000	25,943	75,943
歳入合計		60,608,381	87,029	60,695,410

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	11,021,819	50,195	11,072,014
18 県支出金	4,822,906	10,891	4,833,797
22 繰越金	50,000	25,943	75,943
歳入合計	60,608,381	87,029	60,695,410

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	24,819,337	79,599	24,898,936
8 観光費	651,164	7,430	658,594
歳出合計	60,608,381	87,029	60,695,410

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
50,195	10,891			18,513
				7,430
50,195	10,891			25,943

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	11,021,819	50,195	11,072,014
	1	国庫負担金	7,109,439	44,640	7,154,079
		1 民生費国庫負担金	7,107,068	44,640	7,151,708
	2	国庫補助金	3,839,988	5,555	3,845,543
		1 総務費国庫補助金	1,585,762	1,754	1,587,516
		2 民生費国庫補助金	450,271	3,801	454,072
18		県支出金	4,822,906	10,891	4,833,797
	2	県補助金	1,824,751	10,891	1,835,642
		2 民生費県補助金	1,006,635	10,891	1,017,526
22		繰越金	50,000	25,943	75,943
	1	繰越金	50,000	25,943	75,943
		1 繰越金	50,000	25,943	75,943

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
6 生活保護費負担金	44,640	1 生活保護費国負担金
1 総務管理費補助金	1,754	1 社会保障・税番号制度国補助金
1 社会福祉費補助金	728	1 地域診療情報連携推進費国補助金
3 生活保護費補助金	3,073	1 生活困窮者就労準備支援事業費等国補助金
2 老人福祉費補助金	10,891	1 地域医療介護総合確保基金事業費補助金
1 前年度繰越金	25,943	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	1	民生費	24,819,337	79,599	24,898,936	61,086	18,513
		社会福祉費	8,587,508	1,458	8,588,966	728	730
		2 障害者福祉費	4,654,011	1,458	4,655,469	国庫支出金 728	730
	2	老人福祉費	5,228,355	12,915	5,241,270	10,891	2,024
		1 老人福祉推進費	5,228,355	12,915	5,241,270	県支出金 10,891	2,024
	3	児童福祉費	8,885,794	2,633	8,888,427	1,754	879
		3 父母子福祉費	451,169	2,633	453,802	国庫支出金 1,754	879
	4	生活保護費	2,014,729	62,593	2,077,322	47,713	14,880
		1 生活保護総務費	184,729	3,073	187,802	国庫支出金 3,073	
		2 扶助費	1,830,000	59,520	1,889,520	国庫支出金 44,640	14,880

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,458	1 障害者福祉対策事業 (1) 障害者福祉運営対策経費	1,458 (1,458)
18 負担金、補助及び交付金	10,891	1 施設福祉事業 (1) 老人福祉施設等整備事業補助金	10,891 (10,891)
27 繰出金	2,024	2 介護保険特別会計繰出金 (1) 事務費繰出金	2,024 (2,024)
12 委託料	2,633	1 ひとり親家庭福祉事業 (1) 児童扶養手当支給事業	2,633 (2,633)
11 役務費	103	1 生活保護運営事業 (1) 生活保護運営経費	3,073 (3,073)
12 委託料	2,970		
19 扶助費	59,520	1 各種扶助事業 (1) 各種扶助事業	59,520 (59,520)

(款) 8 観光費
(項) 1 観光費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		観光費	651,164	7,430	658,594		7,430
	1	観光費	651,164	7,430	658,594		7,430
		3	旅客誘致費	191,219	7,430	198,649	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	30	1 旅客誘致宣伝事業	7,430
12 委託料	7,400	(1) 外国人観光客誘致推進事業	(7,430)

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議員	24	132,882			46,507 (3.50)		179,389	32,141	211,530	
	その他の特別職	1,885	126,790					126,790	436	127,226	
	計	1,913	259,672	38,928	60	64,610		363,270	42,412	405,682	
補正前	長等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議員	24	132,882			46,507 (3.50)		179,389	32,141	211,530	
	その他の特別職	1,880	126,760					126,760	436	127,196	
	計	1,908	259,642	38,928	60	64,610		363,240	42,412	405,652	
比較	長等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0			0		0	0	0	
	その他の特別職	5	30					30	0	30	
	計	5	30	0	0	0	0	30	0	30	

議案第50号

令和8年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16,305,531千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		354,382	2,024	356,406
	1 総務管理費	259,523	2,024	261,547
合 計		16,303,507	2,024	16,305,531

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,984,258	2,024	2,986,282
歳入合計	16,303,507	2,024	16,305,531

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	354,382	2,024	356,406
歳出合計	16,303,507	2,024	16,305,531

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				2,024
				2,024

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
6		繰入金	2,984,258	2,024	2,986,282
	1	一般会計繰入金	2,507,635	2,024	2,509,659
	2	その他一般会計繰入金	353,664	2,024	355,688

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 事務費繰入金	2,024	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	354,382	2,024	356,406		2,024
	1	総務管理費	259,523	2,024	261,547		2,024
	1	一般管理費	253,630	2,024	255,654		2,024

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	2,024	1 介護保険一般事業 (1) 給付事務経費	2,024 (2,024)

議案第51号

令和8年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 （単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	9,180,651	216,867	9,397,518
第4項	特別損失	100	216,867	216,967

令和8年6月15日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和 8 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			9,180,651	216,867	9,397,518	
	4. 特別損失		100	216,867	216,967	
		1. 過年度損益 修 正 損	100	216,867	216,967	

令和8年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△862,918
減価償却費	600,158
長期貸付金免除額	25,606
退職給付引当金の増加額	64,916
賞与引当金の増加額	16,993
法定福利費引当金の増加額	4,024
貸倒引当金の減少額	△1,292
長期前受金戻入額	△281,764
受取利息	△1,275
支払利息	63,197
固定資産除却費	3,000
未収金の減少額	32,466
未払金の減少額	△36,938
たな卸資産の減少額	28
小計	△373,799
利息の受取額	1,275
利息の支払額	△63,197
業務活動によるキャッシュ・フロー	△435,721

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△722,727
長期貸付金による支出	△25,320
長期貸付金の返還による収入	864
基金繰入金による収入	25,320
基金積立金による減少額	△29,184
一般会計からの繰入金による収入	280,798
寄附金による収入	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△467,249

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入による収入	1,000,000
一時借入の償還による支出	△1,000,000
建設改良企業債による収入	745,000
建設改良企業債の償還による支出	△539,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	205,344

資金減少額	△697,626
資金期首残高	939,551
資金期末残高	241,925

令和8年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		1,567,398	
ロ. 建物	12,588,712		
減価償却累計額	<u>△ 2,716,222</u>	9,872,490	
ハ. 構築物	1,530,515		
減価償却累計額	<u>△ 453,845</u>	1,076,670	
ニ. 器械備品	6,826,108		
減価償却累計額	<u>△ 5,071,809</u>	1,754,299	
ホ. 車両	8,810		
減価償却累計額	<u>△ 8,678</u>	132	
有形固定資産合計			14,270,989

(2) 無形固定資産

イ. 電話加入権		<u>3,563</u>	
無形固定資産合計			3,563

(3) 投資その他の資産

イ. 長期貸付金		285,058	
ロ. 基金		<u>216,801</u>	
投資その他の資産合計			<u>501,859</u>

固定資産合計 14,776,411

2. 流動資産

(1) 現金預金 241,925

(2) 未収金 1,080,218
貸倒引当金 △ 94,467 985,751

(3) 貯蔵品 71,635

流動資産合計 1,299,311

資産合計 16,075,722

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	9,670,327		
企業債合計	9,670,327	9,670,327	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	2,046,748		
引当金合計	2,046,748	2,046,748	
固定負債合計			11,717,075
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	628,350		
企業債合計	628,350	628,350	
(2) 未払金		626,546	
(3) 引当金			
イ. 賞与引当金	254,618		
ロ. 法定福利費引当金	50,376		
引当金合計	304,994	304,994	
流動負債合計			1,559,890
5. 繰延収益			
長期前受金		4,946,887	
収益化累計額		△ 3,711,492	
繰延収益合計			1,235,395
負債合計			14,512,360

資 本 の 部

6. 資本金		4,254,000
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 受贈財産評価額	140,189	
ロ. 他会計補助金	89,846	
ハ. 工事負担金	53,395	
ニ. 寄附金	106,273	
ホ. 他会計負担金	674,971	
資本剰余金合計	1,064,674	1,064,674
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	3,755,312	
欠損金合計	3,755,312	3,755,312
剰余金合計		△ 2,690,638
資本合計		1,563,362
負債資本合計		16,075,722

注記

I 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 8年～47年

構築物 15年～50年

器械備品 4年～15年

車両 6年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 4,119,470千円である。

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として 70,380千円を支給するために、退職給付引当金 70,380千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として 851,480千円を支給するために、賞与引当金 237,625千円を使用し、これに伴う法定福利費として 147,060千円を支出するために、法定福利費引当金 46,352千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当事業年度において、診療報酬に係る債権 1,448千円の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金 1,448千円を使用する。

令和8年度 6月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算 (第2号)

補正状況	
補正前の予算額	60,608,381
補正予算額	87,029
計	60,695,410

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 国県補助金の決定等による事業費変更		10,891
1【介護保険課】	老人福祉施設等整備事業補助金 補助単価額の改正に伴い、増額補正する。 【財源】 県 10/10	10,891
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費		76,138
1【高齢・障がい福祉課】	障害者福祉運営対策経費 自立支援医療等について、マイナンバーカードを利用した資格確認が行えるよう、システム改修を行う。	1,458
2【介護保険課】	事務費繰出金 介護報酬改定に伴うシステム改修経費について、介護保険特別会計へ繰出しを行う。	2,024
3【子育て応援課】	児童扶養手当支給事業 児童扶養手当支給に係る所得の算定において税制改正に対応するため、システム改修を行う。	2,633
4【生活支援課】	生活保護運営経費 生活保護基準引下処分取消等請求訴訟における最高裁判決を踏まえ、生活保護費を追加給付するためのシステム改修を行う。	3,073
5【生活支援課】	各種扶助事業 生活保護基準引下処分取消等請求訴訟における最高裁判決を踏まえ、生活保護費を追加給付する。	59,520

6【観光誘客課】

外国人観光客誘致推進事業

7,430

在英国日本国大使館において、現地旅行会社やメディア向けセミナー等を実施するため、必要経費を増額補正する。

(3) 歳入	87,029
国庫支出金	50,195
県支出金	10,891
繰越金	25,943

3 介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況	
補正前の予算額	16,303,507
補正予算額	2,024
計	16,305,531

介護報酬改定に伴い、システム改修を行う。

4 病院事業会計補正予算（第1号）

補正状況	
【収益的支出】	
既決予定額	9,180,651
補正予定額	216,867
計	9,397,518

未払い分の医師等の時間外勤務手当について、対象者に支給する。

議案第47号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2第1項を削り、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条とする。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、

同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）及び第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第3項中「第81条の2第2項」を「第81条の2」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第8項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項

第1号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第11項から第16項までを削り、同条第17項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第19項を第13項とし、第20項を第14項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指

定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定

による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

（説明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止及び軽自動車税のグリーン化特例の延長を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第18条の2 略</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第18条の2 略</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

(1) 略

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

第20条～第22条 略

第2章 普通税

第1節 市民税

第23条～第32条 略

(所得割の課税標準)

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

第34条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(1) 略

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

第20条～第22条 略

第2章 普通税

第1節 市民税

第23条～第32条 略

(所得割の課税標準)

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

第34条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が取得する3輪以上

日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(5) 略

の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの

(3) 血液事業の用に供するもの

(4) 救護資材の運搬の用に供するもの

(5) 前各号に掲げる軽自動車に類する軽自動車で市長の認めるもの

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1)～(5) 略

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(軽自動車税の課税免除)
第81条の3 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。
(軽自動車税の税率)
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(3) 略
(軽自動車税の賦課期日及び納期)
第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
第84条 略
(軽自動車税の徴収の方法)
第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。
(環境性能割に係る不申告等に関する過料)
第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
(環境性能割の減免)
第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
(種別割の課税免除)
第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。
(種別割の税率)
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(3) 略
(種別割の賦課期日及び納期)
第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。
2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。
第84条 略
(種別割の徴収の方法)
第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車

第86条 略

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車

等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する軽自動車税は、これを減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)については、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」とい

等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する種別割は、これを減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)については、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」とい

う。)その他の第5号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 略

3 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条

う。)その他の第5号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 略

3 法第445条若しくは第81条の2第2項又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若し

若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

4～7 略

8 第3項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

9・10 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第7条の2 略

くは第81条の2第2項又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

4～7 略

8 第3項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

9・10 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第7条の2 略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

第7条の4～第7条の8 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条

34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

第7条の4～第7条の8 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第

第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 略

3 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設

4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 略

3 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設

<p>備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>13 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>14 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す</p>	<p>備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</u></p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</u></p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</u></p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>16 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>17 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>18 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す</p>
---	---

<p>る年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等</p>	<p>る年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等</p>
--	--

専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

13・14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 略

専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

13・14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 三重県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 三重県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を

乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「三重県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、三重県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として三重県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分

「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分

し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地

し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地

等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)・(2) 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額と

等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)・(2) 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額と

し、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対

し、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対し

して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

て課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条

の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

第19条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定によ

の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

第19条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第

る市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の

20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の

7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の

額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の

規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	よる市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
6 略	6 略
第21条～第24条 略	第21条～第24条 略

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第21号）（附則第4条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
附 則	附 則
第1条～第5条 略	第1条～第5条 略
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る伊勢市市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る伊勢市市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
表 略	表 略

議案第48号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>15 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>15 略</p>

議案第 52 号

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊勢市監査委員条例（平成17年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年伊勢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(説 明)

これは、地方自治法の一部改正及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令による地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市監査委員条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1条～第7条 略 (賠償責任の監査等) 第8条 法第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の規定により監査並びに職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、監査委員は、その日から15日以内にその結果を市長又は公営企業の管理者に報告しなければならない。 第9条～第13条 略	第1条～第7条 略 (賠償責任の監査等) 第8条 法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の規定により監査並びに職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、監査委員は、その日から15日以内にその結果を市長又は公営企業の管理者に報告しなければならない。 第9条～第13条 略

市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下同じ。)(以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等は、市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。))に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。 (1)～(4) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下同じ。)(以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等は、市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。))に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。 (1)～(4) 略

議案第 53 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、合計所得金額」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所

得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。) (退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する
事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20
万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7
年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1
項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条
の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の
3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」
を加える。

附則第10条の2中第14項を第17項とし、第9項から第13項までを3項ず
つ繰り下げ、第8項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市
町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

11 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の
次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33

年法律第30号) 第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) 第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第

1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条及び附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の伊勢市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅

とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者

が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(説明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、セルフメディケーション税制の一部恒久化及び固定資産税の免税点の引上げを行い、並びに固定資産税の課税標準の特例割合等を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第36条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第36条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ</p>

った者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 略

第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

った者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 略

第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

2~4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2~4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退

のを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載

職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載

すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 4 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第62条の3 略

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 略

すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第62条の3 略

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 略

第3節 軽自動車税
第80条～第91条 略
第4節 市たばこ税
第92条～第130条 略
第5節 特別土地保有税
第131条～第140条の7 略
第3章 目的税
第1節 入湯税
第141条～第151条 略
附 則
第1条～第5条の2 略
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第7条・第7条の2 略
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 略
(寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける

第3節 軽自動車税
第80条～第91条 略
第4節 市たばこ税
第92条～第130条 略
第5節 特別土地保有税
第131条～第140条の7 略
第3章 目的税
第1節 入湯税
第141条～第151条 略
附 則
第1条～第5条の2 略
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第7条・第7条の2 略
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 略
(寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける

市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第9条 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～5 略

6 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第9条 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～5 略

6 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

11 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～15 略

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係

定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

10 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～15 略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

第11条～第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度

関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

第11条～第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第19条の2 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3～第19条の2 略

の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所

<p><u>得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	
<p>第20条～第24条 略</p>	<p>第20条～第24条 略</p>

議案第 54 号

伊勢市都市計画税条例の一部改正について

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建

建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改

正に伴い、都市計画税の減額措置に係る割合を定め、及びその適用を受けようとする場合の申告の内容を改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p><u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u></p> <p>6 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は<u>同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係</p>

る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税

る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税

標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこ

標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこ

これらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

14 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、前3項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

15 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

16 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

これらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、前3項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

14 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

15 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

議案第55号

伊勢市体育施設条例の一部改正について

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和8年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢フットボールヴィレッジの項から伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の項までを削る。

別表第2 に次のように加える。

伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町 4383 番地 426
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町 4030 番地 2
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	伊勢市朝熊町 4030 番地 2

別表第3 伊勢フットボールヴィレッジの項から伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の項までを削り、同表中

「

伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年 1月3日まで及び 毎週月曜日	午前9時から午後10時 まで 1回の利用時間 昼間3時間、夜間2時間
伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市北浜スポーツグラウンド	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで

」

を

「

伊勢市北浜スポーツグラウンド	12月29日から翌年 1月3日まで	午前6時から午後6時 まで
----------------	----------------------	------------------

伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年 1月3日まで及び 毎週月曜日	午前9時から午後10時 まで 1回の利用時間 昼間3時間、夜間2時間
伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市大仏山公園ス ポーツセンター	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢フットボールヴィ レージ	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 ソフトボール場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで

に改める。

別表第4中3の表から5の表までを削り、6の表を3の表とし、7の表から11の表までを3表ずつ繰り上げる。

別表第5に次の3表を加える。

5 伊勢フットボールヴィレージ

(1) グラウンド等利用料金

施設名	利用者	ピッチ利 用 料 金 (1 時 間、1面 当たり)	照明設備利用料金 (1時間、1面当 たり)		備考
			全点灯	2分の 1点灯	
人工 Aピ	営利 伊勢 一般	3,660円	3,140円	2,090円	1時間

芝グ ラウ ンド	ツチ	を 目 的 と し な い 場 合	市 民	高 校 生 以 下	1,780円			未 満 は、1 時 間 と す る。
			伊勢市民でな い場合		7,330円			
			営利を目的とする 場合		11,520円			
Bピ ツチ	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	を 目 的 と し な い 場 合	伊 勢	一 般	3,140円	—	—	
			市 民	高 校 生 以 下	1,570円			
			伊勢市民でな い場合		6,280円			
			営利を目的とする 場合		11,520円			
C・ Dピ ツチ	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	を 目 的 と し な い 場 合	伊 勢	一 般	2,090円	3,140円	2,090円	
			市 民	高 校 生 以 下	1,040円			
			伊勢市民でな い場合		4,190円			
			営利を目的とする 場合		11,520円			
天然 芝グ	Eピ ツチ	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	伊 勢	一 般	1,040円	—	—	
			市 民	高 校	520円			

ラウンド	的としな	の場合	生以下			
	い場合	伊勢市民でない場合		2,090円		
	営利を目的とする場合			11,520円		

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 附属設備等利用料金

区分		金額（1時間（放送設備一式及びプロジェクター一式については、1回）当たり）	備考
クラブハウス（A・Bピッチ）	会議室 1	520円	1時間未満は、1時間とする。
	会議室 2	520円	
	審判室	520円	
	多目的スペース（全部利用）	1,570円	
	多目的スペース（一部利用）	1,040円	
	救護室	520円	
	ロッカールーム 1	520円	
	ロッカールーム 2	520円	
	ロッカールーム 3	520円	
	ロッカールーム 4	520円	

放送設備一式（Aピッチ）	1,040円
放送設備一式（Bピッチ）	1,040円
プロジェクター一式（多目的スペース）	520円

(3) 冷暖房設備利用料金

区分		金額（1時間あたり）	備考
クラブハウス （A・Bピッチ）	会議室 1	100円	1時間未満は、 1時間とする。
	会議室 2	100円	
	審判室	100円	
	救護室	100円	
	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
クラブハウス （C・Dピッチ）	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
ロッカーハウス	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	

6 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1時間	310円	1時間未満は、 1時間とする。
伊勢市民でない場合	1時間	620円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

7 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場

無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の伊勢市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた使用の許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている使用の許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後の伊勢市体育施設条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた利用の許可等の処分その他の行為又は利用の許可の申請その他の行為とみなす。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

- 3 伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「公園施設で」を「公園施設（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理するものを含む。）で」に、「使用させるもの」を「使用又は利用をさせるもの」に改める。

(説 明)

これは、伊勢フットボールヴィレッジ、伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場及び伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場に指定管理者制度を導入するとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																								
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条 別表第2に掲げる体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>第4条 略 (休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日及び使用し、又は利用できる時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第6条～第10条 略 (使用料等)</p> <p>第11条 使用者等は、別表第4に定める使用料又は別表第5に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める利用料金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市市営庭球場</td><td>略</td></tr><tr><td>伊勢市倉田山公園野球場</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td>伊勢市市民武道館</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	伊勢市市営庭球場	略	伊勢市倉田山公園野球場	略			伊勢市市民武道館	略	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条 別表第2に掲げる体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>第4条 略 (休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日及び使用し、又は利用できる時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第6条～第10条 略 (使用料等)</p> <p>第11条 使用者等は、別表第4に定める使用料又は別表第5に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める利用料金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市市営庭球場</td><td>略</td></tr><tr><td>伊勢市倉田山公園野球場</td><td>略</td></tr><tr><td>伊勢フットボールヴィレッジ</td><td>伊勢市朝熊町4383番地426</td></tr><tr><td>伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場</td><td>伊勢市朝熊町4030番地2</td></tr><tr><td>伊勢市朝熊山麓公園グランドゴルフ場</td><td>伊勢市朝熊町4030番地2</td></tr><tr><td>伊勢市市民武道館</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	伊勢市市営庭球場	略	伊勢市倉田山公園野球場	略	伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町4383番地426	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町4030番地2	伊勢市朝熊山麓公園グランドゴルフ場	伊勢市朝熊町4030番地2	伊勢市市民武道館	略
名称	位置																								
伊勢市市営庭球場	略																								
伊勢市倉田山公園野球場	略																								
伊勢市市民武道館	略																								
名称	位置																								
伊勢市市営庭球場	略																								
伊勢市倉田山公園野球場	略																								
伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町4383番地426																								
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町4030番地2																								
伊勢市朝熊山麓公園グランドゴルフ場	伊勢市朝熊町4030番地2																								
伊勢市市民武道館	略																								

伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略
伊勢市二見体育館	略
伊勢市二見グラウンド	略
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略
伊勢市二見テニスコート	略

別表第2(第2条、第3条関係)

名称	位置
伊勢市北浜スポーツグラウンド	略
伊勢市小俣児童体育館	略
伊勢市小俣総合体育館	略
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	略
伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町4383番地426
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町4030番地2
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	伊勢市朝熊町4030番地2

別表第3(第5条関係)

名称	休館日	使用等時間
伊勢市市営庭球場	略	略
伊勢市倉田山公園野球場	略	略

伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略
伊勢市二見体育館	略
伊勢市二見グラウンド	略
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略
伊勢市二見テニスコート	略

別表第2(第2条、第3条関係)

名称	位置
伊勢市北浜スポーツグラウンド	略
伊勢市小俣児童体育館	略
伊勢市小俣総合体育館	略
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	略

別表第3(第5条関係)

名称	休館日	使用等時間
伊勢市市営庭球場	略	略
伊勢市倉田山公園野球場	略	略
伊勢フットボールヴィレッジ	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後6時まで
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後6時まで

伊勢市市民武道館	略	略	ルフ場		
伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略	略	伊勢市市民武道館	略	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略	略
伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略	略
伊勢市二見体育館	略	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略	略
伊勢市二見グラウンド	略	略	伊勢市二見体育館	略	略
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略	略	伊勢市二見グラウンド	略	略
伊勢市二見テニスコート	略	略	伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略	略
伊勢市北浜スポーツグラウンド	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後6時まで	伊勢市二見テニスコート	略	略
伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年1月3日まで及び毎週月曜日	午前9時から午後10時まで 1回の利用時間昼間3時間、夜間2時間	伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年1月3日まで及び毎週月曜日	午前9時から午後10時まで 1回の利用時間昼間3時間、夜間2時間
伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで	伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで	伊勢市大仏山公園スポーツセンター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
伊勢フットボールヴィレッジ	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで	伊勢市北浜スポーツグラウンド	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後6時まで
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後6時まで			

伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後6時まで
--------------------	------------------	--------------

備考 略
別表第4(第11条関係)
体育施設使用料
1・2 略

備考 略
別表第4(第11条関係)
体育施設使用料
1・2 略

3 伊勢フットボールヴィレッジ
(1) グラウンド等使用料

施設名	使用者			ピッチ使用料 (1時間、1面当たり)	照明設備使用料(1時間、1面当たり)		備考
	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	一般高校生以下		全点灯	2分の1点灯	
人工芝グラウンド	A	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	3,660円	3,140円	2,090円	1時間未満は、1時間とする。
		営利を目的とし ない場合	一般高校生以下	1,780円			
	営利を目的とする場合		伊勢市民でない場合	7,330円			
	営利を目的とする場合			11,520円			
B	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	一般高校生以下	3,140円	=	=	
		営利を目的とし ない場合	一般高校生以下	1,570円			
	営利を目的とする場合		伊勢市民でない場合	6,280円			
	営利を目的とする場合			11,520円			

C・D ピッチ	営	伊勢	一般	2,090	3,140	2,090
	利	市	高校生	1,040		
	を	民	以下			
	目的	の				
E 芝グラウンド	営	伊勢	一般	1,040	二	二
	利	市	高校生	520		
	を	民	以下			
	目的	の				
チ	し	場合			二	二
	ない	伊勢市民	4,190			
	場合	でない場	円			
	場合	合				
	営利を目的とする場合		11,520			

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 附属設備等の使用料

区分	金額(1時間 (放送設備一 式及びプロ ジェクター 一式につい ては、1回)当 たり)	備考	
ク ラ	会議室 1	520円	1時間
ブ ハ	会議室 2	520円	未 満
ウ ス	審判室	520円	は、1
(A・B	多目的スペー	1,570円	時 間
ピ ッ	ス(全部使用)		と す
チ)	多目的スペー	1,040円	る。
	ス(一部使用)		
	救護室	520円	

ロッカールーム 1	520円
ロッカールーム 2	520円
ロッカールーム 3	520円
ロッカールーム 4	520円
放送設備一式 (Aピッチ)	1,040円
放送設備一式 (Bピッチ)	1,040円
プロジェクター一式(多目的スペース)	520円

(3) 冷暖房設備の使用料

区分		金額(1時間当たり)	備考
クラブハウス(A・Bピッチ)	会議室 1	100円	1時間未満は、1時間とする。
	会議室 2	100円	
	審判室	100円	
	救護室	100円	
	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
クラブハウス(C・Dピッチ)	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
ロッカーハウス	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
ロッカーハウス	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	

4 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1時間	310円	1時間未満は、1
伊勢市民でない場合	1時間	620円	時間とする。

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

5 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場
無料

6 伊勢市市民武道館

使用料	室名	施設使用料			冷房設備使用料		
		単位	金額	備考	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	剣道場	1時間	620円	1時間未満は、1時間とする。	1時間	200円	1時間未満は、1時間とする。
	柔道場	1時間	620円		1時間	200円	
	会議室(1室)	1時間	100円				
伊勢市民でない場合	剣道場	1時間	1,250円		1時間	200円	
	柔道場	1時間	1,250円		1時間	200円	
	会議室(1室)	1時間	210円				

注 略

7 伊勢市宮川スポーツグラウンド第1～第3

使用者	単位	金額
伊勢市民の場合	1時間	310円
伊勢市民でない場合	1時間	620円

注 略

8 伊勢市二見体育館

(1) 施設使用料

3 伊勢市市民武道館

使用料	室名	施設使用料			冷房設備使用料		
		単位	金額	備考	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	剣道場	1時間	620円	1時間未満は、1時間とする。	1時間	200円	1時間未満は、1時間とする。
	柔道場	1時間	620円		1時間	200円	
	会議室(1室)	1時間	100円				
伊勢市民でない場合	剣道場	1時間	1,250円		1時間	200円	
	柔道場	1時間	1,250円		1時間	200円	
	会議室(1室)	1時間	210円				

注 略

4 伊勢市宮川スポーツグラウンド第1～第3

使用者	単位	金額
伊勢市民の場合	1時間	310円
伊勢市民でない場合	1時間	620円

注 略

5 伊勢市二見体育館

(1) 施設使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考
半面	530円	2,360円	1時間未満は、1時間とする。
全面	1,060円	4,720円	
ギャラリー	280円	1,280円	

備考 略

(2) 照明設備使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考
半面	470円	940円	1時間未満は、1時間とする。
全面	940円	1,880円	
ギャラリー	250円	510円	

備考 略

6 伊勢市二見グラウンド

使用者	単位	使用料	備考
伊勢市民の場合	2時間につき	520円	1時間(1時間未満は1時間とする。)を超過するごとに使用料の2分の1に相当する額を加算する。
伊勢市民でない場合	〃	1,570円	

照明使用料は、30分間1,200円とする。(1月及び12月は使用禁止)

注 略

7 伊勢市二見グラウンドミーティングセンター

区分	使用料
午前8時から12時	520円
午後1時から6時	520円
午後6時から10時	730円
照明	150円/h

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考
半面	530円	2,360円	1時間未満は、1時間とする。
全面	1,060円	4,720円	
ギャラリー	280円	1,280円	

備考 略

(2) 照明設備使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考
半面	470円	940円	1時間未満は、1時間とする。
全面	940円	1,880円	
ギャラリー	250円	510円	

備考 略

9 伊勢市二見グラウンド

使用者	単位	使用料	備考
伊勢市民の場合	2時間につき	520円	1時間(1時間未満は1時間とする。)を超過するごとに使用料の2分の1に相当する額を加算する。
伊勢市民でない場合	〃	1,570円	

照明使用料は、30分間1,200円とする。(1月及び12月は使用禁止)

注 略

10 伊勢市二見グラウンドミーティングセンター

区分	使用料
午前8時から12時	520円
午後1時から6時	520円
午後6時から10時	730円
照明	150円/h

冷暖房	使用料×60%
-----	---------

8 伊勢市二見テニスコート

使用者	単位	使用料	備考
伊勢市民の場合	2時間につき	1,040円	1時間(1時間未満は1時間とする。)
伊勢市民でない場合	〃	2,090円	を超過するごとに単位使用料の半額

照明使用料は、1時間520円とする。

注 略

別表第5(第11条関係)

1~4 略

5 伊勢フットボールヴィレッジ

(1) グラウンド等利用料金

施設名	利用者	ピッチ利用料金(1時間、1面当たり)	照明設備利用料金(1時間、1面当たり)		備考
			全点灯	2分の1点灯	
人工芝グラウンド	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	3,660円	3,140円	1時間未満は、1時間とする。
		一般高校生以下	1,780円	2,090円	
	営利を目的とする場合		11,520円		
	営利を目的とし	伊勢市民の場合	3,140円	二	
一般高校生以下		1,570円			

冷暖房	使用料×60%
-----	---------

11 伊勢市二見テニスコート

使用者	単位	使用料	備考
伊勢市民の場合	2時間につき	1,040円	1時間(1時間未満は1時間とする。)
伊勢市民でない場合	〃	2,090円	を超過するごとに単位使用料の半額

照明使用料は、1時間520円とする。

注 略

別表第5(第11条関係)

1~4 略

	ない場合	伊勢市民でない場合	6,280円		
	営利を目的とする場合		11,520円		
C・D ピッチ	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	2,090円	3,140円	2,090円
		一般			
		高校生以下	1,040円		
	ない場合	伊勢市民でない場合	4,190円		
	営利を目的とする場合		11,520円		
天然芝グラウンド	営利を目的とし ない場合	伊勢市民の場合	1,040円	二	二
		一般			
		高校生以下	520円		
	ない場合	伊勢市民でない場合	2,090円		
	営利を目的とする場合		11,520円		

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 附属設備等利用料金

区分	金額(1時間 (放送設備一式及びプロジェクター一式については、1回)当たり)	備考
クラブ	会議室1 520円	1時間
バ	会議室2 520円	未満

ウ ス (A・B ピ ッ チ)	審判室	520円	は、1 時 間 と す る。
	多目的スペー ス(全部利用)	1,570円	
	多目的スペー ス(一部利用)	1,040円	
	救護室	520円	
	ロッカールー ム1	520円	
	ロッカールー ム2	520円	
	ロッカールー ム3	520円	
	ロッカールー ム4	520円	
	放送設備一式 (Aピッチ)	1,040円	
	放送設備一式 (Bピッチ)	1,040円	
	プロジェクタ ー一式(多目 的スペース)	520円	

(3) 冷暖房設備利用料金

区分		金額(1時 間 当 た り)	備考
クラブハ ウス(A・B ピッチ)	会議室1	100円	1時間未 満は、1 時間と する。
	会議室2	100円	
	審判室	100円	
	救護室	100円	
	ロッカール ーム1	100円	
	ロッカール ーム2	100円	
	ロッカール ーム3	100円	
	ロッカール ーム4	100円	
クラブハ ウス(C・D ピッチ)	ロッカール ーム1	100円	
	ロッカール ーム2	100円	
	ロッカール ーム3	100円	
	ロッカール ーム4	100円	

ロッカー ハウス	ロッカールーム1	100円
	ロッカールーム2	100円

6 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1時間	310円	1時間未満は、1時間とする。
伊勢市民でない場合	1時間	620円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

7 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場
無料

伊勢市都市公園条例（附則第3項関係）

改正後		改正前	
第1章 総則 第1条 略 第1章の2 都市公園の設置 第1条の2～第1条の6 略 第2章 都市公園の管理 第2条～第10条の7 略 （有料公園施設） 第11条 市が管理する公園施設(指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が管理するものを含む。)で、有料で使用又は利用をさせるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。		第1章 総則 第1条 略 第1章の2 都市公園の設置 第1条の2～第1条の6 略 第2章 都市公園の管理 第2条～第10条の7 略 （有料公園施設） 第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。	
都市公園	有料公園施設	都市公園	有料公園施設
古市公園	伊勢市市営庭球場	古市公園	伊勢市市営庭球場
倉田山公園	伊勢市倉田山公園野球場	倉田山公園	伊勢市倉田山公園野球場
朝熊山麓公園	伊勢フットボールヴィレッジ	朝熊山麓公園	伊勢フットボールヴィレッジ
	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場		伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
大仏山公園	伊勢市大仏山公園スポーツセンター	大仏山公園	伊勢市大仏山公園スポーツセンター
宮川ラブリバー公園	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	宮川ラブリバー公園	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1
	伊勢市宮川スポーツグラウ		伊勢市宮川スポーツグラウ

	ンド第2		ンド第2
	伊勢市宮川スポーツグラウンド第3		伊勢市宮川スポーツグラウンド第3
二見スポーツ公園	伊勢市二見テニスコート	二見スポーツ公園	伊勢市二見テニスコート
伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール	伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール
2 略 第3章 雑則 第12条～第17条 略 第4章 罰則 第18条～第21条 略		2 略 第3章 雑則 第12条～第17条 略 第4章 罰則 第18条～第21条 略	

議案第 56 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正す
る。

第51条第3項中「含む。）において同じ」を「含む」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の
一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しよ
うとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条・第36条 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第50条 略</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条・第36条 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第50条 略</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係</p>

る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)において同じ。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

議案第 57 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保

育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同

じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条を次のように改める。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第

4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における特定理学療法士等の配置に関する特例を定めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第26条 略</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第27条 略</p> <p>第2節 小規模保育事業A型</p> <p>第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第26条 略</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第27条 略</p> <p>第2節 小規模保育事業A型</p> <p>第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当た

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

っては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条・第46条 略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条・第46条 略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条～第8条 略

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条～第8条 略

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

議案第 58 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用してすることができるとするため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第4章 雑則

第18条～第21条 略

第4章 雑則

第18条～第21条 略

議案第 59 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部特別病室を使用する者の款個室（ホスピス病棟）の項中「ホスピス病棟」を「緩和ケア病棟」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、市立伊勢総合病院の病棟の名称の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後					改正前				
第1条～第10条 略 (使用料及び手数料)					第1条～第10条 略 (使用料及び手数料)				
第11条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第6条に規定する場合を除くほか、別表の基準欄に掲げる者から、それぞれ同表に定める額の使用料又は手数料を徴収する。ただし、労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による療養の給付としての診療に係る使用料又は手数料で、厚生労働省が定める労災診療費算定基準に定めのあるものについては、その定めるところによる。					第11条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第6条に規定する場合を除くほか、別表の基準欄に掲げる者から、それぞれ同表に定める額の使用料又は手数料を徴収する。ただし、労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による療養の給付としての診療に係る使用料又は手数料で、厚生労働省が定める労災診療費算定基準に定めのあるものについては、その定めるところによる。				
第12条～第18条 略 別表(第11条関係)					第12条～第18条 略 別表(第11条関係)				
区分	基準	種別	金額	備考	区分	基準	種別	金額	備考
使用料	特別病室を使用する者	略	略		使用料	特別病室を使用する者	略	略	
		略	略				略	略	
		略	略				略	略	
		個室(緩和ケア病棟)	伊勢市内に居住する者 1日につき 3,200円 伊勢市内に居住する者以外の者 1日につき 4,000円				個室(ホスピス病棟)	伊勢市内に居住する者 1日につき 3,200円 伊勢市内に居住する者以外の者 1日につき 4,000円	
他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する者	略	略	略	他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する者	略	略	略		
他の保険医療機関等に対し				他の保険医療機関等に対し					

	文書による紹介の旨を申出たにもかかわらず受診する者	略	略	
	長期入院に該当する者	略	略	
	駐車場を使用する者	略	略	略
		略	略	
略		略		
略		略		
	病衣等で特に費用を要するものとして管理者が定めるものを使用する者		略	
	長期入院に該当する者	略	略	
	駐車場を使用する者	略	略	略
		略	略	
略		略		
略		略		
手数料	略	略	略	
	略	略	略	
手数料	略	略	略	
	略	略	略	

議案第 60 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように
提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（説 明）

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一

部改正に伴い、葬祭補償の額の改定を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 葬祭補償</p> <p>第5条～第17条 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第25条 略</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第26条～第29条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 葬祭補償</p> <p>第5条～第17条 略</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第25条 略</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第26条～第29条 略</p>

議案第 62 号

移動式冷暖房機の取得について

次のように移動式冷暖房機を買い入れるものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する移動式冷暖房機
移動式冷暖房機 94 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
209,000,000 円
- 4 買入先
伊勢市田尻町 441 番地 1
株式会社サンシン
代表取締役 河合 一

(説 明)

これは、移動式冷暖房機を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、
議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和8年5月12日
担当課	学校施設整備課
業種種別	家電製品又は機械・工具
案件名	移動式冷暖房機
納品場所	伊勢市立小学校21校
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和8年12月28日
契約金額(税込み)	209,000,000円
予定価格(税抜き)	199,900,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社サンシン	190,000,000円	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 63 号

可搬型発電機の取得について

次のように可搬型発電機を買い入れるものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する可搬型発電機
可搬型発電機 83 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
90,200,000 円
- 4 買入先
伊勢市田尻町 441 番地 1
株式会社サンシン
代表取締役 河合 一

(説 明)

これは、可搬型発電機を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、
議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和8年6月2日
担当課	学校施設整備課
業種種別	機械・工具又は消防・防災用品
案件名	可搬型発電機
納品場所	伊勢市立小中学校
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和8年12月28日
契約金額(税込み)	90,200,000円
予定価格(税抜き)	84,340,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社サンシン	82,000,000	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 64 号

学習者用端末の取得について

次のように学習者用端末を買い入れるものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する学習者用端末
タブレット端末（キーボード付きケース、タッチペン等を含む。）
3,120 台
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 買入価格
160,805,040 円
- 4 買入先
三重県松阪市石津町字地藏裏 353 番地 1
株式会社松阪電子計算センター
代表取締役 瀬野 喜久

(説 明)

これは、学習者用端末を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

担当課	教育メディア課
納品場所	教育メディア課が指定する伊勢市内の一箇所
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和8年11月30日
契約金額(税込み)	160,805,040円
予定価格(税抜き)	146,186,400円
契約方法	随意契約
随意契約理由	性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ※買入先は、三重県GIGAスクール構想推進協議会(事務局:三重県教育委員会)が実施した企画提案コンペにより選定された。

議案第 65 号

高規格救急自動車の取得について

次のように高規格救急自動車を買入れるものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する高規格救急自動車
高規格救急自動車 1 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
24,695,000 円
- 4 買入先
伊勢市中須町 635 番地 8
日産プリンス三重販売株式会社 伊勢度会橋店
店長 須田 展人

(説 明)

これは、高規格救急自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和8年5月19日
担当課	消防本部総務課
業種種別	特殊車両
案件名	高規格救急自動車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和9年3月24日
契約金額(税込み)	24,695,000円
予定価格(税抜き)	28,344,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	日産プリンス三重販売株式会社 伊勢度会橋店	22,450,000円	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 66 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 放棄する権利の内容

「広報いせ」令和 5 年 5 月 1 日号の広告料金及び遅延損害金に係る債
権

2 放棄する権利の額

10,000 円及び当該額に係る遅延損害金

3 相手方

伊勢市東大淀町 3729 番地 3

株式会社大信建装

代表取締役 辻本 信吾

4 放棄の理由

株式会社大信建装は、令和 5 年 7 月 7 日午後 1 時、津地方裁判所伊勢
支部において、破産手続開始決定を受け、その後、令和 7 年 6 月 25 日破
産財団の財源不足により破産手続廃止となったことにより、債権の回収
の見込みがないため。

(説 明)

これは、広報いせの広告料金及び遅延損害金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 67 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 8 年度～令和 9 年度
橋梁架替（上部工）工事（A 1～P 3）】の受託事業契約について

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 8 年度～令和 9 年度橋梁
架替（上部工）工事（A 1～P 3）】の受託事業契約を次のようにするもの
とする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 8 年度～令和 9 年度橋
梁架替（上部工）工事（A 1～P 3）】

（概要）

A 1～P 3 上部工工事及び現場技術業務

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

310,000,000 円

4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

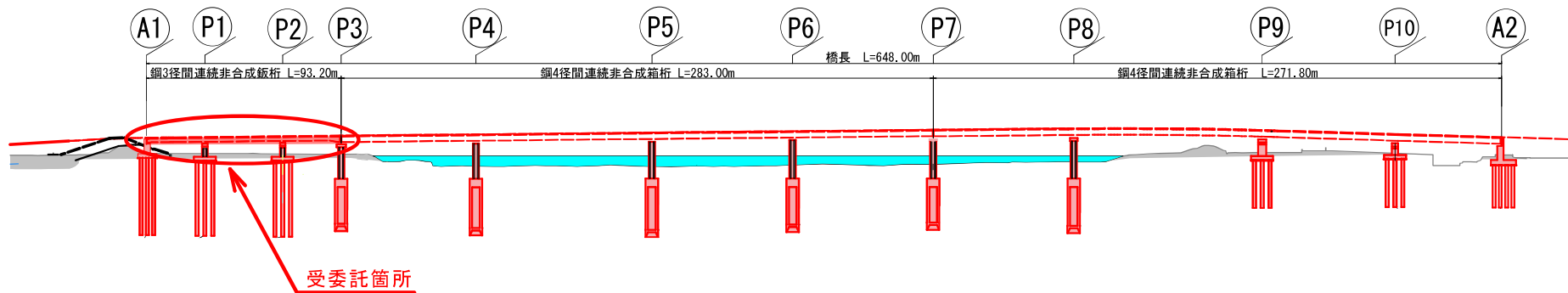
三重県

三重県知事 一見 勝之

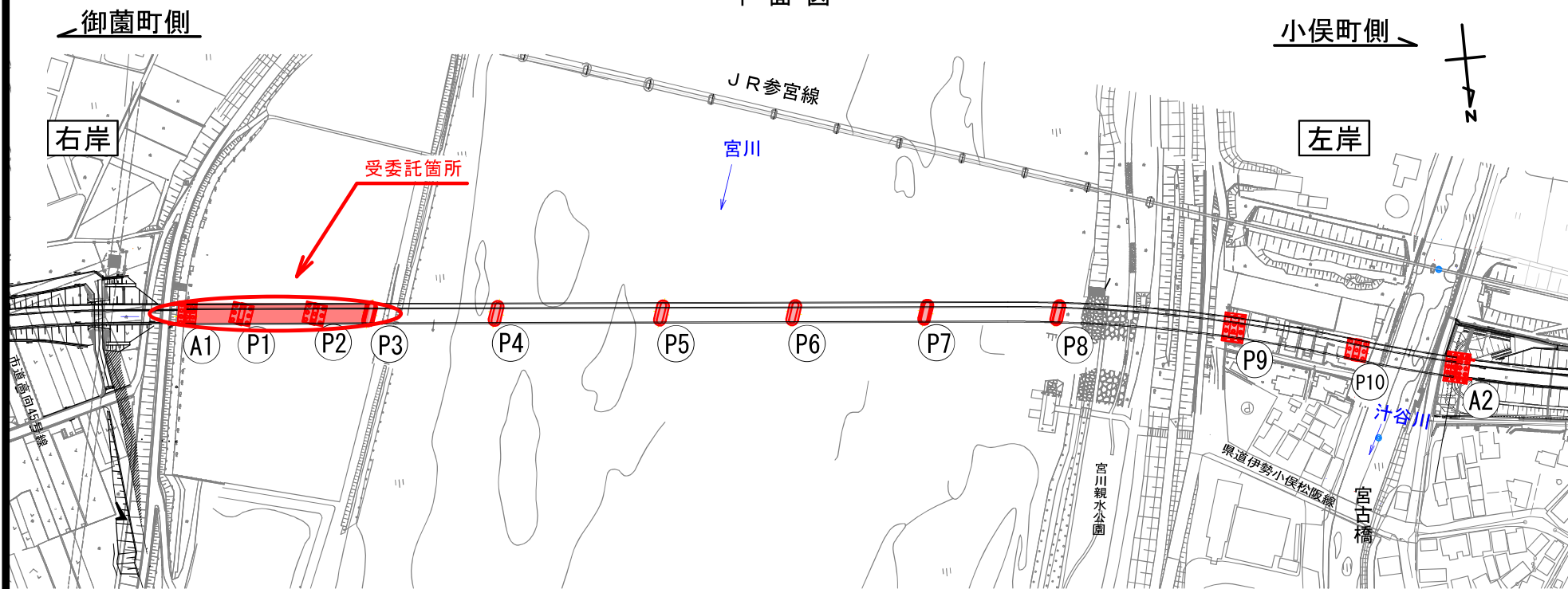
(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和8年度～令和9年度橋梁架替（上部工）工事（A1～P3）】の受託事業契約について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

側面図



平面図



議案第 68 号

高向小俣線道路整備工事の請負契約の変更について

高向小俣線道路整備工事の請負契約について、次のとおり変更する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

高向小俣線道路整備工事

2 変更内容

契約金額

変更前 246,719,000 円

変更後 213,913,700 円

変更による減額 32,805,300 円

3 契約の相手方

西邦・浜口特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市下野町 600 番地 13

株式会社西邦建設

代表取締役 西口 竜矢

構成員 伊勢市村松町 3990 番地

浜口土木株式会社

代表取締役 濱口 祐彦

4 変更の理由

地盤改良工において、施工前に実施した配合試験の結果、想定していた土質より良質であることが判明し、当初計画していたセメント添加量を減量させても必要な強度を確保できることが確認されたことにより材料費が減少し、事業費の減額が生じたため。

(説明)

これは、高向小俣線道路整備工事の請負契約について、契約金額を変更するため、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 69 号

倉田山中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約
について

倉田山中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約を次
のようにするものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

倉田山中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）

（概要）

建具改修、内外装改修、塗装改修等

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

224,180,000 円

4 契約の相手方

伊勢市宮後 2 丁目 10 番 20 号

株式会社富士建設

代表取締役 島田 祐希

(説 明)

これは、倉田山中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

入札結果調書

開札日 令和8年5月19日
工事番号及び工事名 令和8年度中管第4号 倉田山中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）
工事場所 伊勢市神田久志本町地内
工期 市議会議決の日から令和9年2月26日まで

入札の方法 要件付一般競争入札

入札者		住所	入札額（円）	順位	摘要
1	株式会社富士建設	伊勢市宮後2丁目10番20号	203,800,000	1	
2	株式会社近藤建設	伊勢市上地町3604番地1	204,500,000		
3	宮本建設株式会社	伊勢市辻久留3丁目5番52号	204,800,000		
4	株式会社西邦建設	伊勢市下野町600番地13	205,200,000		
5	株式会社伊藤工務店	伊勢市河崎1丁目11番4号	205,500,000		
6	吉川建設株式会社	伊勢市一之木3丁目20番32号	206,800,000		
7	なかむら建設株式会社	伊勢市中須町609番地	207,200,000		
8	株式会社堀崎組	伊勢市竹ヶ鼻町206番地	207,400,000		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

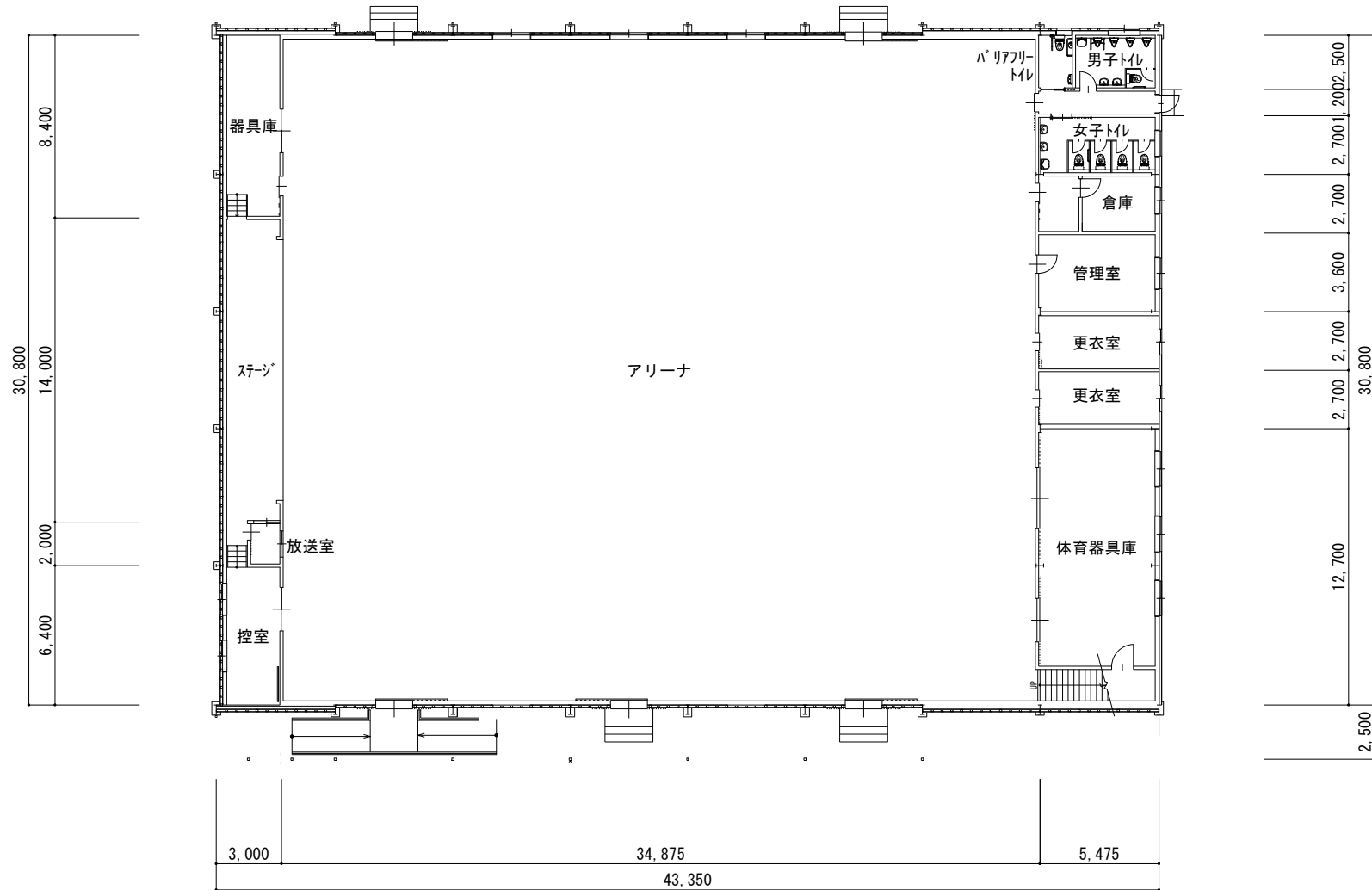
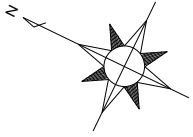
請負金額(税込み) 224,180,000 円 (最低制限価格(税抜き)) 189,450,000円 予定価格 (入札書比較価格(税抜き)) 210,500,000円



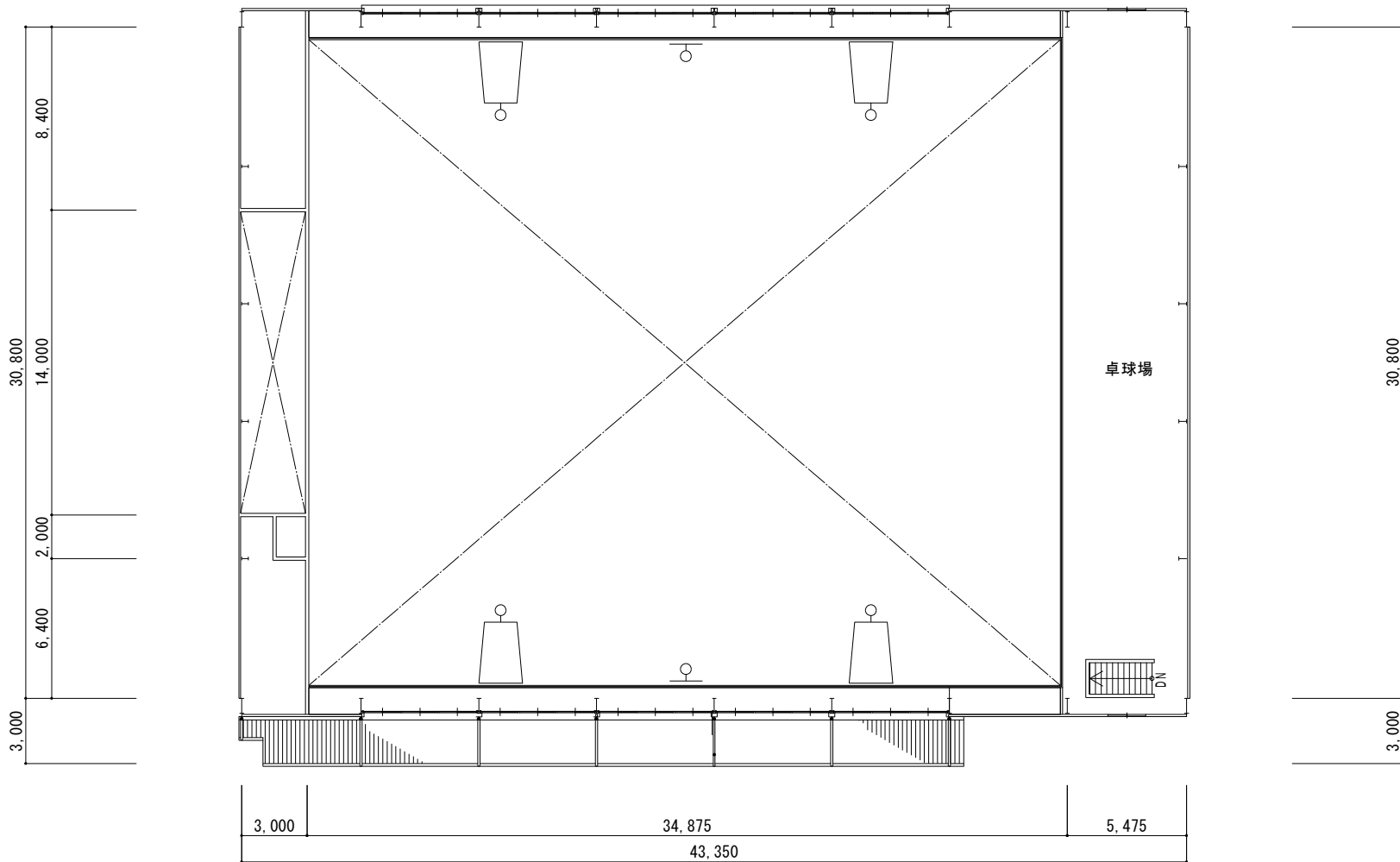
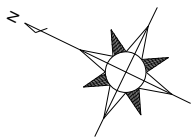
位置図



配置図



1階平面図



2階平面図

議案第 70 号

厚生中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約について

厚生中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約を次のようにするものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

厚生中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）

（概要）

建具改修、内外装改修、塗装改修等

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

218,680,000 円

4 契約の相手方

伊勢市下野町 600 番地 13

株式会社西邦建設

代表取締役 西口 竜矢

(説 明)

これは、厚生中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

入札結果調書

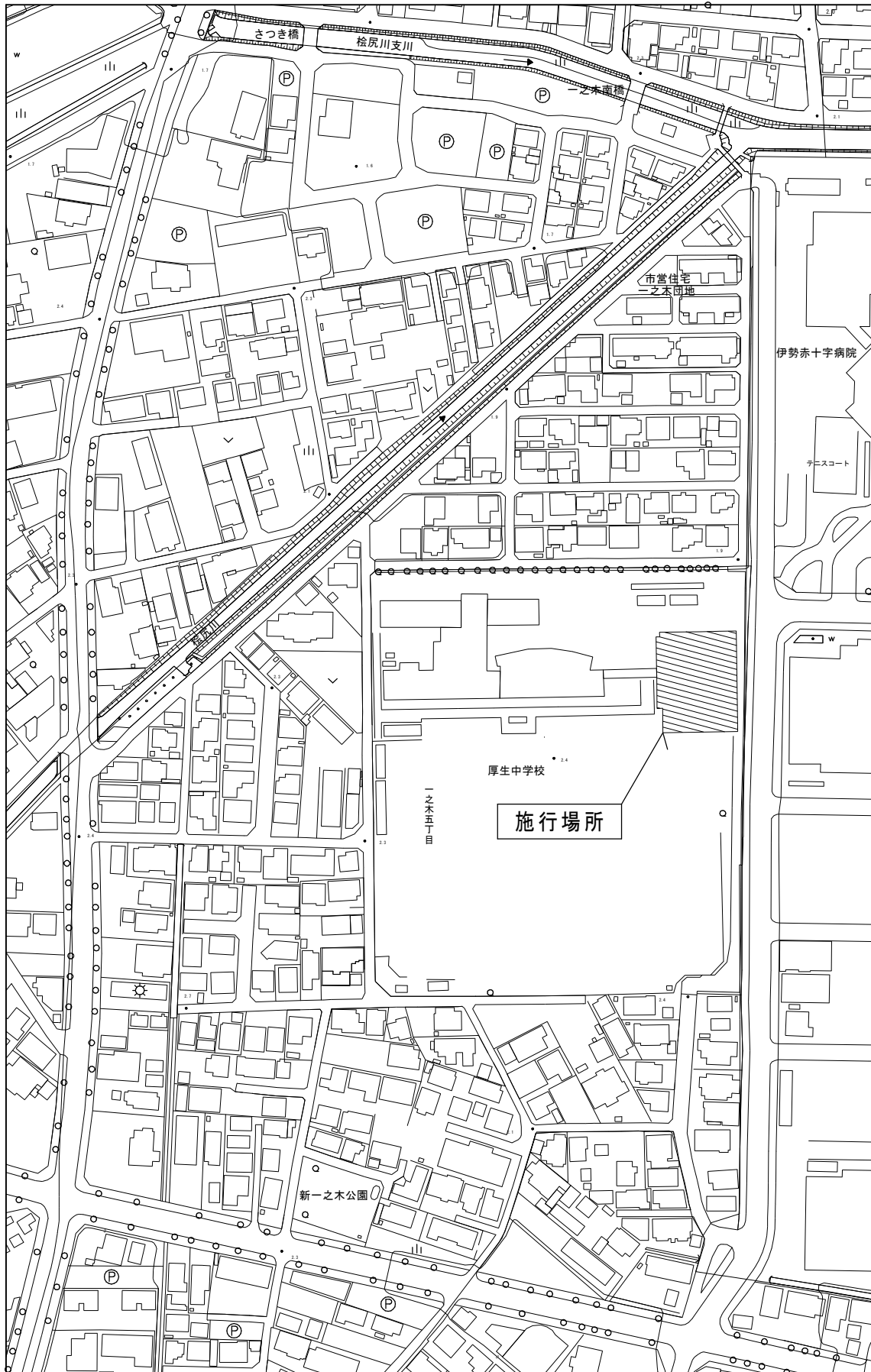
開札日 令和8年5月19日
工事番号及び工事名 令和8年度中管第1号 厚生中学校屋内運動場長寿命化改修工事(建築工事)
工事場所 伊勢市一之木5丁目地内
工期 市議会議決の日から令和9年2月26日まで

入札の方法 要件付一般競争入札

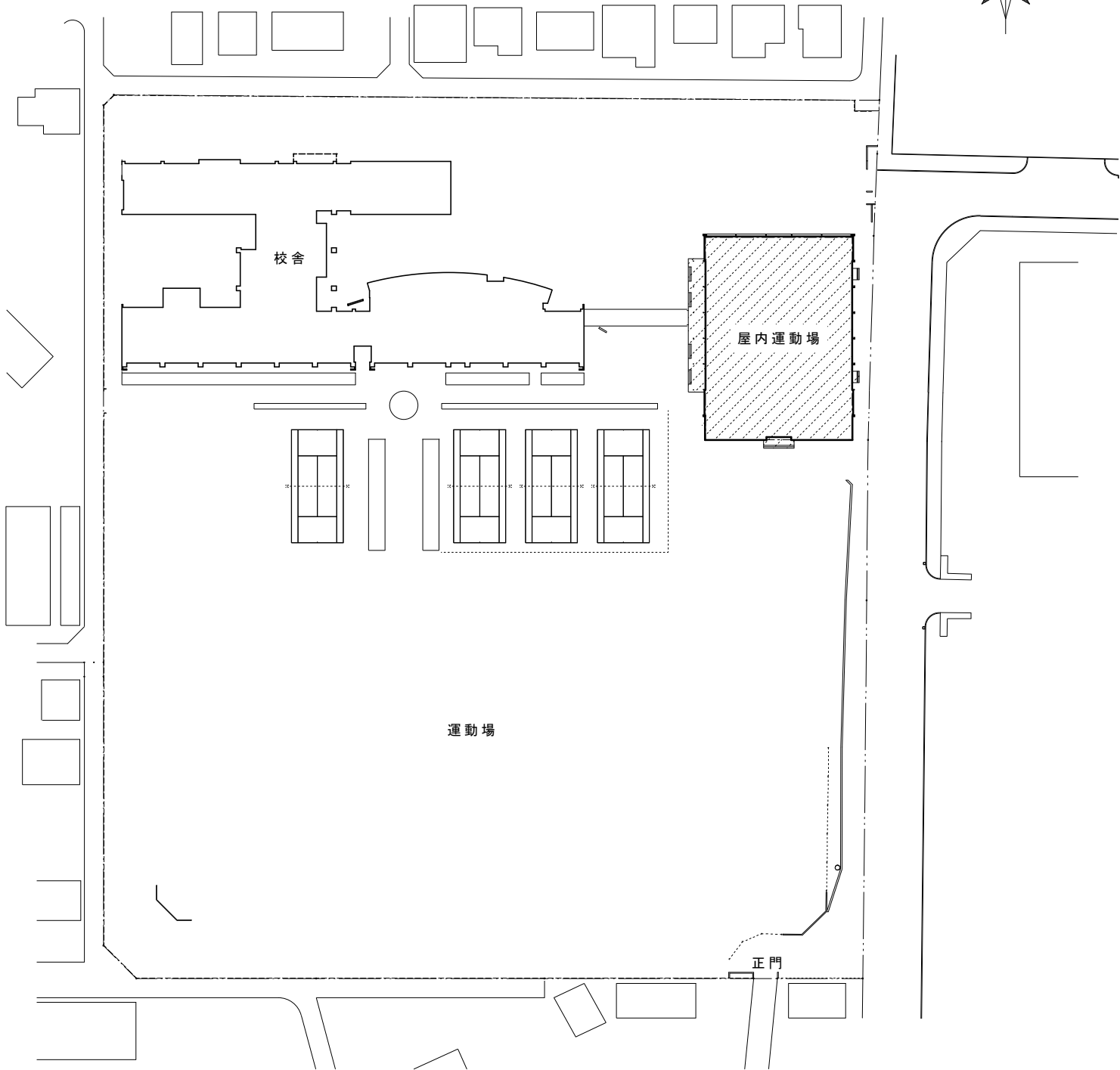
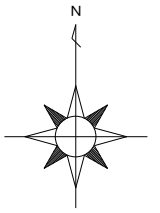
入札者		住所	入札額(円)	順位	摘要
1	株式会社西邦建設	伊勢市下野町600番地13	198,800,000	1	
2	宮本建設株式会社	伊勢市辻久留3丁目5番52号	200,250,000		
3	株式会社伊藤工務店	伊勢市河崎1丁目11番4号	210,000,000		
4	株式会社近藤建設	伊勢市上地町3604番地1	213,790,000		
5	なかむら建設株式会社	伊勢市中須町609番地	213,900,000		
6	株式会社富士建設	伊勢市宮後2丁目10番20号	214,000,000		
7	株式会社堀崎組	伊勢市竹ヶ鼻町206番地	214,100,000		
8	吉川建設株式会社	伊勢市一之木3丁目20番32号	216,000,000		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

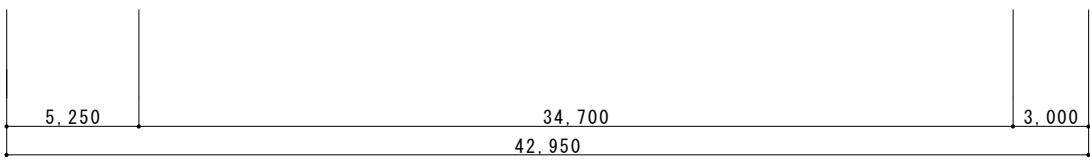
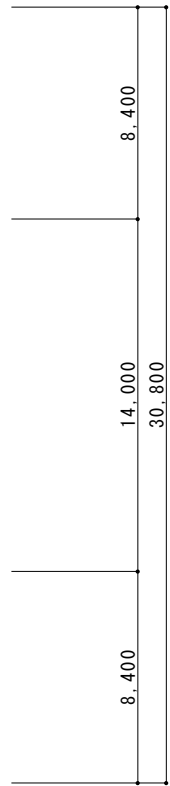
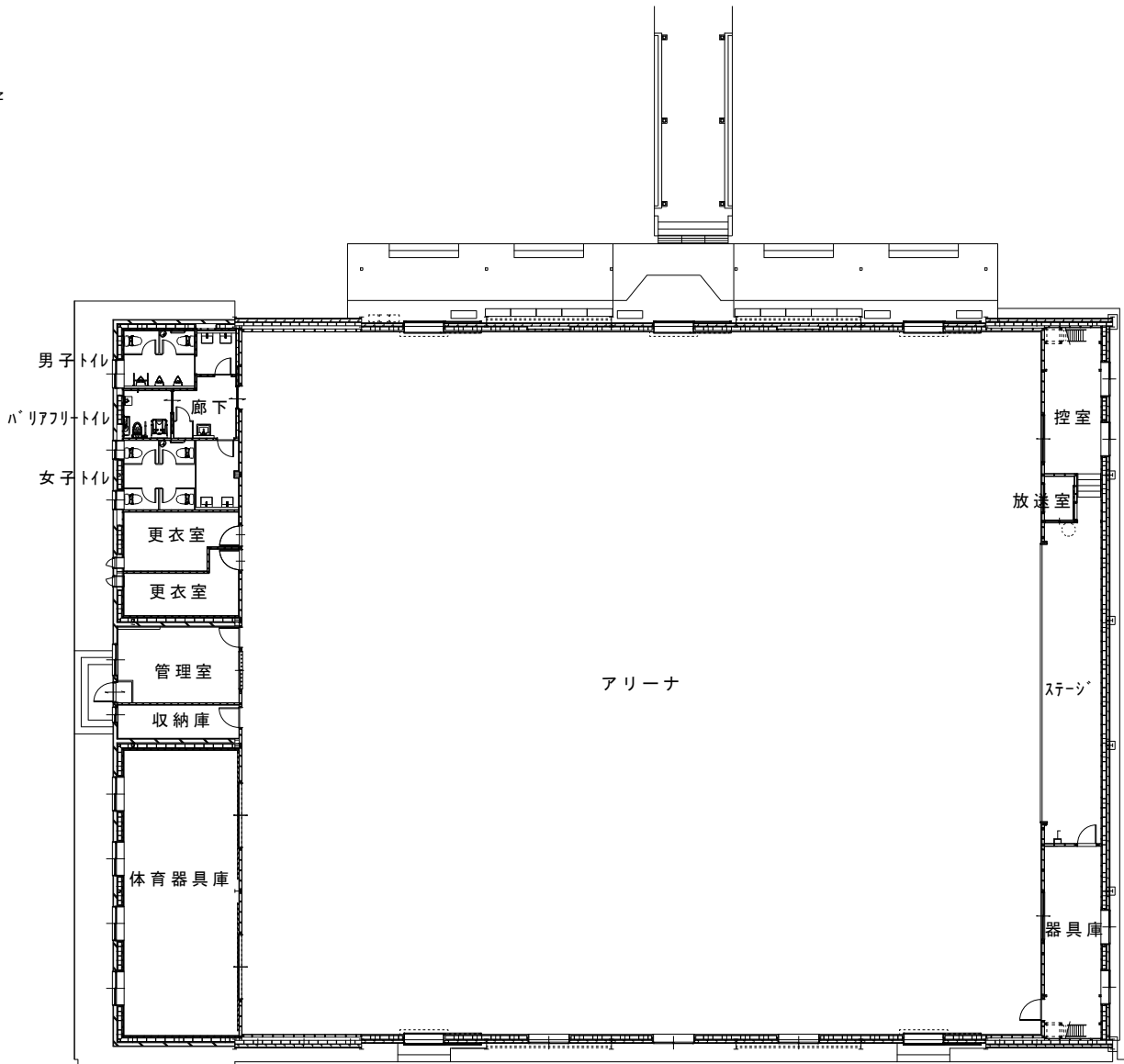
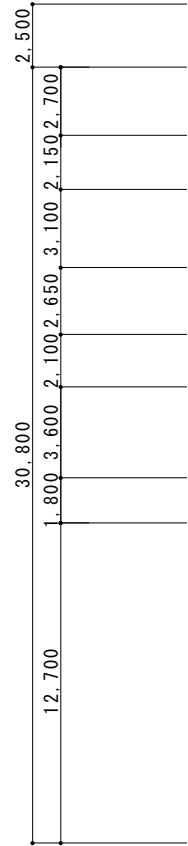
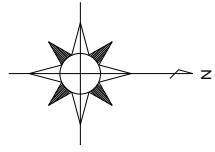
請負金額(税込み) 218,680,000 円 (最低制限価格(税抜き)) 198,033,000円 予定価格 (入札書比較価格(税抜き)) 222,500,000 円



位置図



配置図



平面図

議案第 71 号

五十鈴中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約
について

五十鈴中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約を次
のようにするものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

五十鈴中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）

（概要）

建具改修、内外装改修、塗装改修等

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

222,860,000 円

4 契約の相手方

伊勢市一之木 3 丁目 20 番 32 号

吉川建設株式会社

代表取締役 吉川 松喜

(説 明)

これは、五十鈴中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

入札結果調書

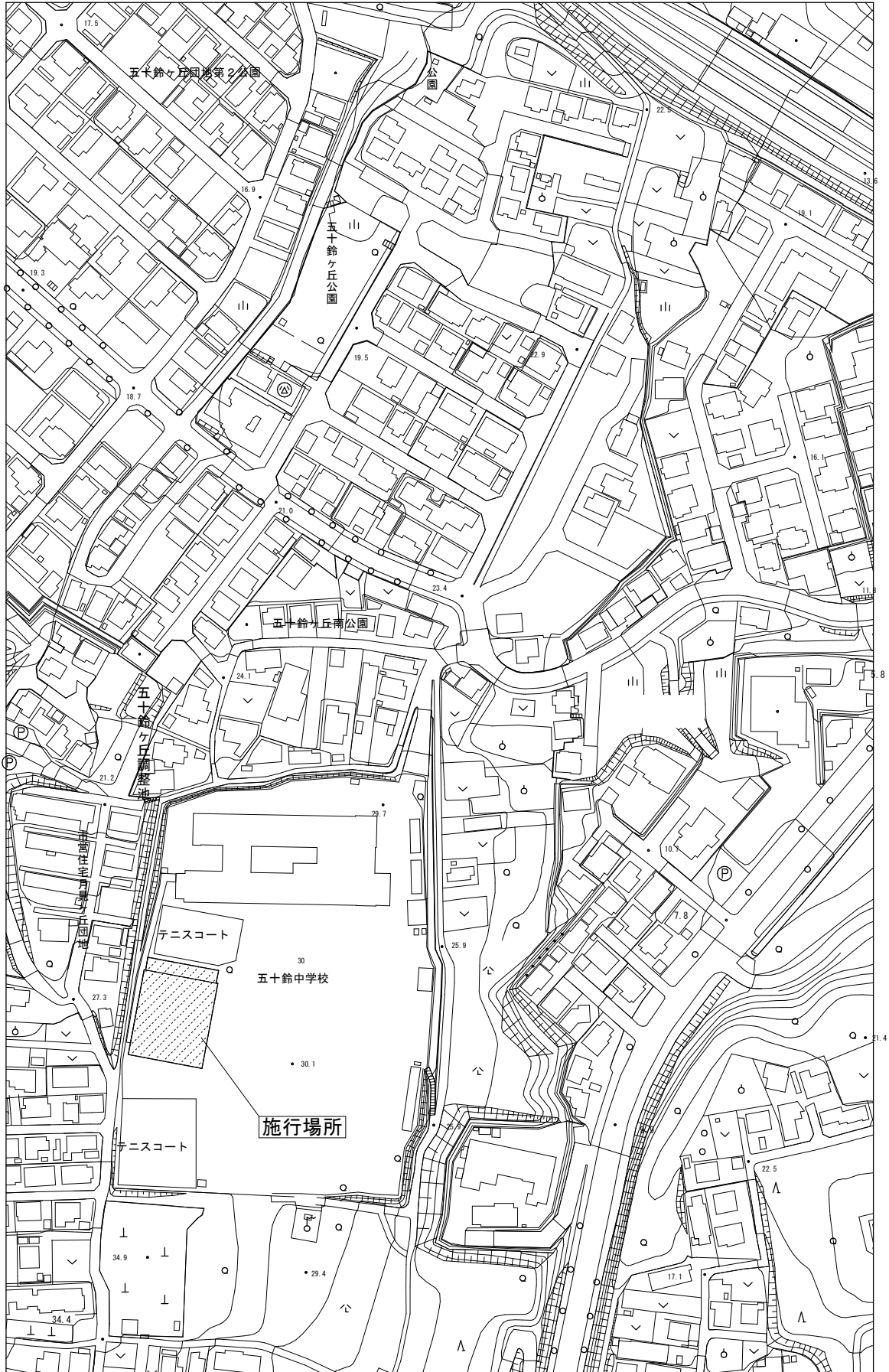
開札日 令和8年5月19日
工事番号及び工事名 令和8年度中管第7号 五十鈴中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）
工事場所 伊勢市中村町地内
工期 市議会議決の日から令和9年2月26日まで

入札の方法 要件付一般競争入札

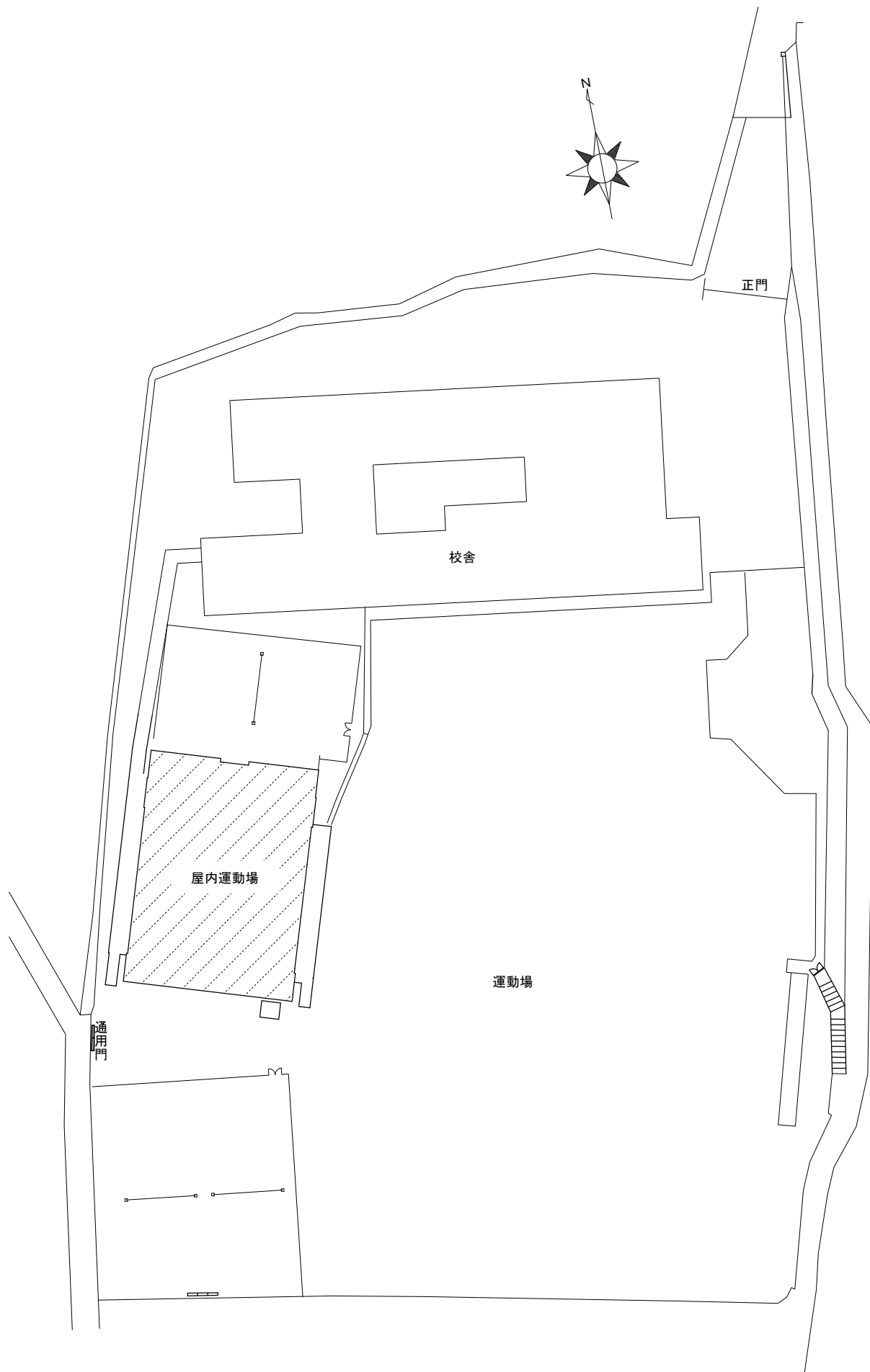
入札者		住所	入札額（円）	順位	摘要
1	吉川建設株式会社	伊勢市一之木3丁目20番32号	202,600,000	1	
2	株式会社近藤建設	伊勢市上地町3604番地1	203,100,000		
3	株式会社伊藤工務店	伊勢市河崎1丁目11番4号	210,000,000		
4	株式会社西邦建設	伊勢市下野町600番地13	217,000,000		
5	株式会社堀崎組	伊勢市竹ヶ鼻町206番地	219,000,000		
6	なかむら建設株式会社	伊勢市中須町609番地	220,000,000		
7	宮本建設株式会社	伊勢市辻久留3丁目5番52号	221,000,000		
8	株式会社富士建設	伊勢市宮後2丁目10番20号	224,000,000		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

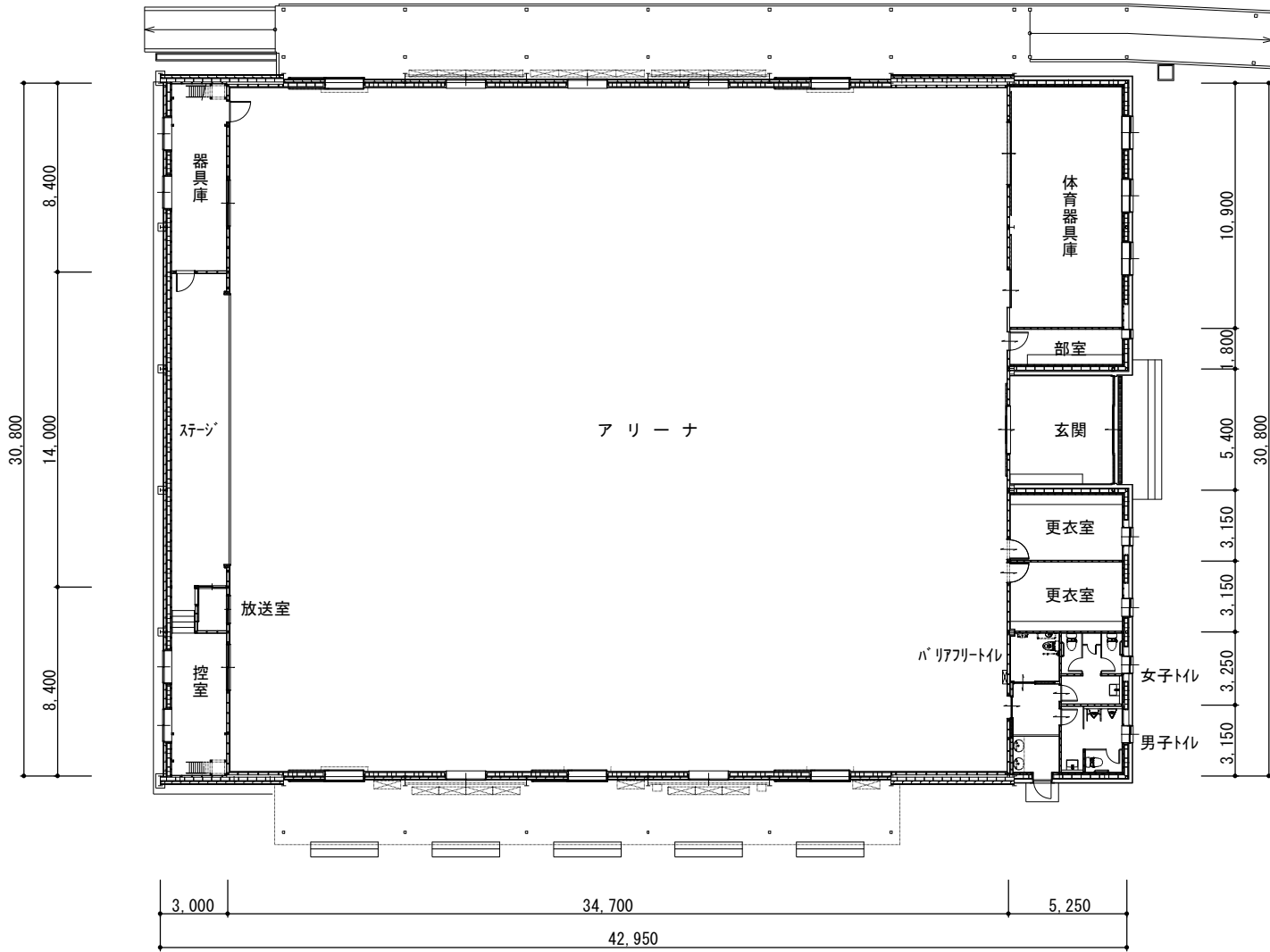
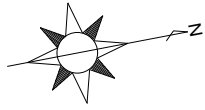
請負金額(税込み) 222,860,000 円 (最低制限価格(税抜き)) 201,352,000 円 予定価格 (入札書比較価格(税抜き)) 225,600,000 円



位置図



配置図



平面図

議案第 72 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	馬瀬令 8 - 1 号線	馬瀬町字下ノ山1092番 3 地先		
			馬瀬町字下ノ山1093番12地先		
2	1	元町令 8 - 2 号線	小俣町元町98番 5 地先		
			小俣町元町98番 2 地先		
3	1	高向令 8 - 3 号線	御菌町高向字的場2099番 1 地先		
			御菌町高向字的場2106番 1 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	馬瀬令 8-1 号線



位置図 2

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	元町令 8-2 号線



位置図 3

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	高向令8-3号線

報告第 6 号

繰越明許費繰越しの報告について

令和 7 年 10 月 7 日議案第 84 号をもって議決を経た地方創生推進事業及び橋梁維持事業、令和 7 年 12 月 22 日議案第 105 号をもって議決を経た創業・スタートアップ支援事業、河川改良事業、小学校空調設備整備事業及び中学校空調設備整備事業、令和 7 年 12 月 22 日議案第 147 号をもって議決を経た物価高騰対応子育て応援手当支給事業、令和 8 年 3 月 23 日議案第 12 号をもって議決を経た戸籍振り仮名対応経費、水道事業出資金、県営事業負担金、農業用排水路整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農村地域防災減災事業、新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（農業用施設整備事業）、排水機維持管理経費（機能更新）、地域経済循環創造事業、地籍調査事業、新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（道路新設改良費）、道路整備事業、通学路整備事業、排水施設維持事業、排水施設整備事業、市街地活性化事業、街路整備事業、公園整備事業、公園維持事業、住宅対策事業、避難所等環境向上事業、小学校長寿命化改修事業及び明野小学校給食室整備事業並びに令和 8 年 3 月 23 日議案第 41 号をもって議決を経た中学校長寿命化改修事業に係る繰越明許費繰越し計算書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

令和7年度伊勢市繰越明許費繰越計算書
(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰り越した主な理由	
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	完了予定年月
2 総務費	1 総務管理費	地方創生推進事業	43,200,000	3,443,406	3,443,406					年度を越えて実施する事業に対して補助金を交付することによるもの
										令和9年2月
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍振り仮名対応経費	5,929,000	5,681,500		5,681,500				国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの
										令和9年3月
3 民生費	3 児童福祉費	物価高騰対応子育て応援手当支給事業	17,000,000	15,867,000		15,867,000				年度を越えて事業を実施することによるもの
										令和8年7月
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	78,000,000	58,000,000			58,000,000			事業主体である水道事業の繰越しに伴うもの
										令和9年3月
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	31,122,000	30,630,510			29,800,000		830,510	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの
										令和9年3月
		農業用排水路整備事業	50,442,000	50,441,400		32,781,072	10,900,000	4,941,609	1,818,719	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの
										令和9年3月
		農地中間管理機構関連農地整備事業	11,511,000	11,283,104			9,800,000		1,483,104	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの
										令和9年3月
		農村地域防災減災事業	4,900,000	2,500,000			2,200,000		300,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの
								令和9年3月		
		新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業(農業用施設整備事業)	19,250,000	19,250,000			18,300,000	950,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの	
									令和9年3月	
		排水機維持管理経費(機能更新)	78,300,000	72,300,000			72,100,000	200,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの	
									令和9年3月	
7 商工費	1 商工費	創業・スタートアップ支援事業	7,000,000	2,500,000				2,500,000	年度を越えて実施する創業等に対して補助金を交付することによるもの	
										令和8年10月

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	繰り越した主な理由	
					既収入特定財源	未収入特定財源					
						国県支出金	地方債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	完了予定年月	
7	商工費	地域経済循環創造事業	53,044,000	35,000,000		17,500,000		17,500,000		年度を越えて実施する事業に対して補助金を交付することによるもの 令和9年1月	
9	1	地籍調査事業	31,104,000	31,104,000		22,128,000			8,976,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年3月	
		2	道路橋梁費 新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業 (道路新設改良費)	50,781,000	34,786,200			15,600,000	17,393,100	1,793,100	用地交渉に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めないもの 令和8年12月
	橋梁維持事業		114,240,000	98,059,300		53,423,793	39,300,000		5,335,507	関係機関との調整に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めないもの 令和9年2月	
	道路整備事業		731,699,000	612,543,513		329,347,019	254,700,000		28,496,494	委託先である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和9年3月	
	通学路整備事業		13,568,000	11,090,100		4,697,770	3,400,000		2,992,330	関係機関との調整に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めないもの 令和8年10月	
	3	河川費	河川改良事業	96,600,000	64,048,100			64,000,000		48,100	用地交渉に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めないもの 令和9年2月
		排水施設維持事業	200,380,000	136,353,900			125,400,000		10,953,900	資材調達に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めなくなったもの 令和9年3月	
		排水施設整備事業	5,000,000	1,200,000			1,200,000			補償交渉に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めないもの 令和9年2月	
	5	都市計画費	市街地活性化事業	10,000,000	10,000,000		5,000,000	5,000,000			国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年3月
		街路整備事業	83,400,000	66,710,320		4,490,651	48,100,000		14,119,669	事業主体である三重県の事業の繰越し及び国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年3月	
		公園整備事業	5,468,000	3,907,735			3,500,000		407,735	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和9年3月	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	繰り越した主な理由
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	完了予定年月
9 土木費	5 都市計画費	公園維持事業	22,000,000	22,000,000		10,000,000	10,000,000		2,000,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年2月
	6 住宅費	住宅対策事業	13,220,000	10,576,000		6,063,000			4,513,000	年度を越える耐震補強工事補助金の交付及び空家管理の申立てに係る裁判所審査に時間を要し年度内完了が見込めないもの 令和8年7月
10 消防費	1 消防費	避難所等環境向上事業	13,550,000	13,550,000		6,360,000			7,190,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年3月
11 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化改修事業	103,000,000	103,000,000		33,146,000	69,800,000		54,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和8年9月
		小学校空調設備整備事業	36,377,000	30,317,600			24,800,000		5,517,600	補正予算成立後の発注のため、標準工期での年度内完了が見込めないもの 令和8年9月
		明野小学校給食室整備事業	510,395,000	510,395,000		71,022,000	418,900,000		20,473,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年3月
	3 中学校費	中学校長寿命化改修事業	1,053,779,000	1,053,779,000		208,150,000	828,500,000		17,129,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和9年2月
		中学校空調設備整備事業	11,729,000	10,048,000			10,000,000		48,000	補正予算成立後の発注のため、標準工期での年度内完了が見込めないもの 令和8年5月
	計			3,505,988,000	3,130,365,688	3,443,406	825,657,805	2,123,300,000	39,834,709	138,129,768

報告第7号

伊勢市病院事業会計予算の繰越しについて

令和8年5月12日病院事業会計の繰越額の使用に関する計画について

報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

令和7年度伊勢市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明	
						企業債	損益勘定 留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	医療器械整備事業	450,000,000	435,307,720	4,994,000	4,900,000	94,000	9,698,280	中東情勢の影響に伴う納期遅延により、年度内完了が見込めないため。
			計		450,000,000	435,307,720	4,994,000	4,900,000	94,000	9,698,280	

報告第8号

伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて

令和8年5月15日水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について

報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

令和7年度伊勢市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						企業債	工事負担金	一般会計出資金	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水及び給水施設事業	888,123,907	404,965,357	332,000,000	56,000,000	54,000,000	32,000,000	55,480,000	134,520,000	151,158,550	(配水本管布設替) ・国1次補正による対応となったため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を 要したため。	
		老朽管更新事業	646,223,000	509,157,165	88,000,000	59,000,000		26,000,000	2,982,000	18,000	49,065,835		(配水本管布設替) ・国1次補正による対応となったため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を 要したため。
		計	1,534,346,907	914,122,522	420,000,000	115,000,000	54,000,000	58,000,000	58,462,000	134,538,000	200,224,385		

報告第9号

伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和8年5月15日下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

令和7年度伊勢市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域関連公共下水道補助事業	1,999,400,000	1,065,000,000	934,400,000	420,400,000	467,200,000		46,800,000			(下水道管布設) ・水道事業者及びガス事業者との移設協議に不測の日数を要したため。 ・工事の重複による交通規制を避けるよう工程調整を行ったため。
		流域関連公共下水道単独事業	653,122,532	299,094,316	342,857,800	321,400,000			21,457,800	11,170,416		
		流域関連公共下水道更新補助事業	34,400,000	26,400,000	8,000,000		4,000,000		4,000,000			(マンホール浮上防止対策) ・国1次補正による対応となったため。
		流域関連公共下水道更新単独事業	21,940,000	11,343,200	1,265,000	1,200,000			65,000	9,331,800		(マンホールポンプ更新) ・年度末にマンホールポンプが故障し、発注を行ったため。
		宇治・中村特環公共下水道更新単独事業(下水道渠更新)	20,500,000	5,760,000	14,240,000			12,000,000	2,240,000	500,000		(下水道渠布設替) ・電線共同溝事業者等関係機関との移設協議に不測の日数を要したため。
		雨水管渠敷設補助事業	650,390,000	286,860,000	363,530,000	172,100,000	181,765,000		9,665,000			(雨水幹線排水路整備) ・施工方法及び施工時期について、関係機関との再調整が必要となり不測の日数を要したため。 (雨水管理総合計画等策定) ・整備方針の見直しに伴い関係機関との調整に不測の日数を要したため。
		雨水管渠敷設単独事業	53,139,477	21,139,477	32,000,000	32,000,000						
		雨水管渠更新補助事業	514,562,600	297,542,600	217,020,000	108,500,000	108,510,000		10,000			(雨水幹線排水路改築) ・国1次補正による対応となったため。
		雨水管渠更新単独事業	18,232,400	14,048,300	2,497,200	2,400,000			97,200	1,686,900		
		ポンプ場築造補助事業	30,390,000	11,240,000	19,150,000		9,575,000		9,575,000			(雨水管理総合計画等策定) ・整備方針の見直しに伴い関係機関との調整に不測の日数を要したため。
		ポンプ場更新単独事業	71,706,550	65,623,024	6,000,000	6,000,000					83,526	(雨水ポンプ場機器更新) ・部品の供給不足により、機器調達に不測の日数を要したため。
		流域下水道建設負担金	508,561,000	479,520,000	29,040,000	28,100,000			940,000	1,000		(県営事業地元負担金) ・事業主体である三重県の流域下水道工事が繰り越したため。
	計	4,576,344,559	2,583,570,917	1,970,000,000	1,092,100,000	771,050,000	12,000,000	94,850,000	22,773,642			

報告第 10 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償額

10,000円

内訳	令和7年10月分	5,700円
	同年12月分	2,400円
	令和8年1月分	1,400円
	同年2月分	500円

2 相手方

伊勢市小木町12番地1

株式会社イムテス

代表取締役 山口 久美

3 事由

令和7年度保育所等便検査業務委託のうち10月分、12月分、1月分及び2月分の業務委託料について、各月の請求に係る支払期限までに支払

うべきところ、その支払を怠り、4箇月分をまとめて令和8年4月14日（火曜日）に支払ったことにより、当該支払期限から当該支払日までの遅延日数分の遅延利息が発生したものである。

概 要 書

1 相手方

伊勢市小木町 12 番地 1

株式会社イムテス

代表取締役 山口 久美

2 概要

令和 7 年度保育所等便検査業務委託のうち 10 月分、12 月分、1 月分及び 2 月分の業務委託料について、各月の請求に係る支払期限までに支払うべきところ、その支払を怠り、4 箇月分をまとめて令和 8 年 4 月 14 日（火曜日）に支払ったことにより、当該支払期限から当該支払日までの遅延日数分の遅延利息が発生したものである。

3 損害額及び過失割合

項 目	損害額	過失割合	責任額
伊勢市	0 円	100%	10,000 円
相手方	10,000 円	0%	0 円

議案第 61 号

第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画の策定について

第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画を策定したいので、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年伊勢市条例第 12 号）第 2 条第 1 号及び伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）第 5 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

（説 明）

これは、第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画を定めるにつき、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号及び伊勢市総合計画条例第 5 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

第3次伊勢市総合計画 後期基本計画

目 次

	ページ
I 基本的事項	3
II 取組方針	5
III 視点	6
IV 創生戦略	7
創生戦略1 未来を支える人づくり	9
創生戦略2 まちの躍動・輝きづくり	13
創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり	17
V 分野別計画	21
分野1 自治・人権・文化	25
分野2 教育	35
分野3 環境	41
分野4 医療・健康・福祉	47
分野5 防災・防犯・消防	59
分野6 産業・経済	67
分野7 都市基盤	77
分野8 市役所運営	89

後期基本計画の構成

【取組方針】 市民とともに築く、安心と希望のまちづくり
～ 未来へつなぐ伊勢の力 ～

【視点】

視点1 連携・分担

視点2 効率・効果

視点3 対話・共感

【創生戦略】

創生戦略1 未来を支える人づくり

創生戦略2 まちの躍動・輝きづくり

創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり

【分野別計画】

分野1
自治・人権・文化

分野2
教育

分野3
環境

分野4
医療・健康・福祉

分野5
防災・防犯・消防

分野6
産業・経済

分野7
都市基盤

分野8 市役所運営

I 基本的事項

1. 計画の位置づけ

本市では、伊勢市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画として、基本構想・基本計画・実施計画の3層からなる総合計画を策定することとしています。

現在、平成30年度から令和11年度までを計画期間とする第3次伊勢市総合計画・基本構想の計画期間中であり、「まちの将来像」を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したものとして、中期基本計画に引き続き、後期基本計画を策定するものです。

構成	概要
基本構想	市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したもの 計画期間 平成30年度（2018年度）～令和11年度（2029年度）（12年間）
基本計画	基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したもの 計画期間 4年間
実施計画	基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示したもの

まちの将来像

つながりが誇りと安らぎを育む魅力創造都市 伊勢

2. 本計画に統合・包含する計画

本計画は、人口減少の克服と持続可能な地域社会の形成を目指し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、一体的に策定するものです。あわせて、デジタル技術の活用による課題解決に地域が一体となって取り組む姿を示した「スマートシティ伊勢推進構想」を本計画全体に包含するとともに、持続可能な行財政運営を目指す行財政改革の取組方針を分野別計画に包含しました。これにより、関連する計画の整合性を確保し、施策を総合的かつ効率的に推進します。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

4. 計画の構成

(1) 取組方針

「まちの将来像」の実現に向け、後期基本計画の計画期間における施策展開の方針として設定しております。

(2) 視点

施策展開にあたって踏まえるべき基本的な考えとして設定しています。

(3) 創生戦略

人口減少の克服と持続可能な地域づくりの実現を目的として分野を横断して取り組む方針を「創生戦略」として設定しています。

(4) 分野別計画

政策分野を8つに分け、それぞれの分野における課題や取組の方向性等について、分野別計画として整理しています。

Ⅱ 取組方針

市民とともに築く、安心と希望のまちづくり ～ 未来へつなぐ伊勢の力 ～

本方針は、第3次伊勢市総合計画・基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に向け、計画期間における施策展開の方向性を定めるものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により希薄となった人と人の「つながり」を再生・強化するとともに、デジタル技術の活用により希望あふれる未来を切り拓くスマートシティの実現を図ります。あわせて、第63回神宮式年遷宮に向けた諸行事が始まったこの好機を最大限に生かし、市民一人ひとりが日々の暮らしに安心を感じ、未来へ希望を抱けるよう、伊勢が持つ魅力を次世代へ確実に継承・発展させていくことを目指します。

Ⅲ 視点

視点は、施策を進めるにあたって踏まえるべき基本的な考えを示すものです。

3つの視点は、それぞれが独立したものではなく、相互に深く関連し合うまちづくりの土台となる考えです。

視点1 連携・分担

市役所のみならず、地域住民や企業、学校、団体など、多様な関係者との連携を深めます。それぞれの強みを生かした役割分担を行い、互いに力を合わせ、地域課題の解決と目指すべきまちづくりを進めます。

視点2 効率・効果

限られた経営資源を有効に活用し、施策の効果を最大化することを目指します。そのために、小規模でのチャレンジから、実行、検証、改善を繰り返し、素早く求められる施策や仕組みを構築します。

視点3 対話・共感

関係者との対話を重視し、課題やビジョンを共有するとともに、市民の声に耳を傾け、多くの人々から共感を得ることで、地域全体が一体となって協働のまちづくりを進めます。

IV 創生戦略

創生戦略1 未来を支える人づくり

- 施策1 子どもを産み・育てやすい環境整備
- 施策2 教育環境の充実
- 施策3 地域・職場を支える人材の育成・確保
- 施策4 自分らしく生きられる環境整備
- 施策5 移住・定住の促進

創生戦略2 まちの躍動・輝きづくり

- 施策1 文化力の向上
- 施策2 観光による賑わいづくり
- 施策3 商工業・農水産業の振興
- 施策4 人々が集い、魅力あるまちづくり

創生戦略3 暮らしの安心・快適づくり

- 施策1 自然災害への備え
- 施策2 誰一人取り残さない福祉
- 施策3 暮らしを支える快適で安全な環境・基盤づくり

創生戦略1 未来を支える人づくり

少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティの衰退や労働力の不足、経済活力の低下といった課題が顕在化しています。そのような状況の中で、地域社会や経済の持続可能性を保ち、次世代へ希望をつなげるためには、未来を支える人材を育成・確保することが必要です。未来を見据えた幅広い人づくりの取り組みを推進することは、地域に暮らすすべての人が安心して、希望を持って生活できるまちづくりの基盤を築くことにつながります。

施策1 子どもを産み・育てやすい環境整備

【課題】

- ・少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、妊娠・出産・子育てに関して相談できる相手や周囲からの支援が減少し、不安や孤独を感じる人が少なくありません。また、生活スタイルの多様化や共働き世帯の増加などにより、さまざまな保育ニーズが高まっています。

【取組の方向性】

- ・すべての妊産婦に対する伴走型支援や、オンラインも含めた切れ目のない包括的な相談支援を提供します。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供や子どもの居場所の確保、妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境の整備を進めます。

【主な関連施策】

- 1-1. 地域コミュニティ
- 4-1. 医療・健康
- 7-2. 道路・公園

- 1-3. 人権尊重・男女共同参画
- 4-4. こどもの福祉

施策2 教育環境の充実

【課題】

- ・ 将来予測がますます困難となる時代の中で、未来を生き抜く力を育むために、すべての子どもたちの個性を尊重しながら、学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、安心して意欲を持って打ち込むことができるような学習環境を整えていくことが求められています。

【取組の方向性】

- ・ 子どもたちが主体的に学び続けられるよう、安全で安心な教育環境を整え、ICT（情報通信技術）を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現します。そして、情報教育の充実や読書環境の整備により情報活用能力を育むほか、共生社会の実現や環境保全に関する課題を解決するための力、人権を尊重し郷土への愛着を持てる心等を育成します。

【主な関連施策】

1-5. 文化

2-2. 社会教育

3-3. 環境教育

5-4. 交通安全

2-1. 学校教育

2-3. スポーツ

4-2. 地域福祉

7-2. 道路・公園

施策3 地域・職場を支える人材の育成・確保

【課題】

- ・人口減少や少子高齢化の進行により、住民自治・地域福祉・防災を担う地域の人材に加えて、福祉をはじめとする各産業分野を支える担い手の不足が課題となっています。そのため、地域や職場を支える人材の育成や確保に取り組むことが必要です。

【取組の方向性】

- ・デジタル技術の活用を含めた自治会やまちづくり協議会の活動支援、地域福祉活動の担い手養成、地域防災の核となる人材育成のほか、本市に定住・就労する若者や保育・介護・障がい福祉などに関わる人材への支援などを通じて、地域や職場を支える人材の育成や確保を進めます。

【主な関連施策】

1-1. 地域コミュニティ

4-1. 医療・健康

4-3. 障がい福祉

4-5. 高齢者福祉

5-3. 消防・救急

6-4. 就労・雇用

1-2. 市民活動

4-2. 地域福祉

4-4. こどもの福祉

5-1. 防災・減災

6-2. 商工業

施策4 自分らしく生きられる環境整備

【課題】

- ・誰もが自分らしく生きることができる環境は、個人の幸福とともに、社会全体の成長や調和につながります。社会のさまざまな障壁を解消し、一人ひとりの希望がかない、自由に能力を発揮できる環境を整えることが重要です。

【取組の方向性】

- ・性別による固定的な役割分担意識の解消、結婚を望む人への出会い支援、スポーツ・運動などによる健康増進や、デジタル技術を活用した子どもから大人までの切れ目ない学びなど、誰もが自分の希望や可能性を発揮できる環境づくりを進めます。

【主な関連施策】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1-3. 人権尊重・男女共同参画 | 1-4. 国際交流・多文化共生 |
| 2-1. 学校教育 | 2-2. 社会教育 |
| 2-3. スポーツ | 4-1. 医療・健康 |
| 6-4. 就労・雇用 | |

施策5 移住・定住の促進

【課題】

- ・デジタル技術の活用により働き方が変化し、地方暮らしへの関心が高まる一方で、生活環境や住環境、移住に係る費用や仕事が懸念・不安材料となっています。このため、安心して相談できる体制の充実、移住や生活に関連する制度情報の提供が必要です。

【取組の方向性】

- ・移住検討者からの相談にきめ細かく応じるとともに、本市に係る情報を積極的に発信し、移住・定住の促進を図ります。また、生活圏が近い近隣市町と連携し、それぞれの市町の強みを互いに生かしながら、広域的な取り組みを行います。

【主な関連施策】

- | | |
|------------|----------|
| 6-1. 農林水産業 | 6-2. 商工業 |
| 6-4. 就労・雇用 | 7-5. 住宅 |

人口減少や少子高齢化により、本市固有の文化の保存・継承が危ぶまれるとともに、進学や就職を機に若者が市外へ流出することが地域活力の低下につながることを懸念されます。市民の誇りであり、訪れる人を魅了する「伊勢らしさ」を未来へ引き継ぎ、多くの観光客を呼び込むとともに、多様な働く場を確保することが必要です。まちの魅力を高めて、多くの人をひきつけることで地域経済が活性化することは、市民がいきいきと暮らせる賑わいのあるまちづくりを築くことにつながります。

施策1 文化力の向上

【課題】

- ・長い歴史の中で育まれてきた本市固有の文化は、市民の誇りであるとともに、訪れる人をひきつける求心力となっています。少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などが進む現代においても、まちのアイデンティティを守り、さらに発展、継承を進める必要があります。

【取組の方向性】

- ・歴史的・文化的資産である指定文化財の保存・活用、伝統的な行事・祭りなどの継承支援、市民が文化芸術に触れる機会の提供、デジタル技術も活用した博物館施設での魅力的な展示などを通じて、伊勢の文化力の向上を図ります。

【主な関連施策】

- 1-1. 地域コミュニティ
- 6-3. 観光

- 1-5. 文化

施策2 観光による賑わいづくり

【課題】

- ・本市は、神宮が御鎮座する観光都市であり、古くからさまざまな業種が観光と関連し栄えてきました。御遷宮を契機に伊勢への関心を持つ人を増やすとともに、安全・安心かつ快適な受入環境の整備を進めることで実際の来訪につなげ、まちの賑わい創出につなげるのが求められます。

【取組の方向性】

- ・来訪時期の分散化や宿泊を伴う滞在時間の延伸、観光消費額の増大につなげていくために、ターゲットを定めた情報発信やプロモーション等を展開します。また、インバウンドやバリアフリー観光等の多様な主体の受入環境を整備するとともに、デジタル技術を活用した交通利便性の向上や観光危機管理の強化を推進します。これらを通じて、来訪者が安全・安心かつ快適に滞在できる環境を創出し、観光産業の促進につなげていきます。

【主な関連施策】

5-1. 防災・減災

6-2. 商工業

6-3. 観光

7-3. 交通

施策3 商工業・農水産業の振興

【課題】

- ・地域経済を支える企業の持続的な経営・発展や新しい企業・産業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ることが求められています。また、農水産業では、新たな担い手を確保・育成するとともに、所得の増大と安定を図ることで、持続可能な農水産業を実現することが必要です。

【取組の方向性】

- ・企業の経営向上への支援、創業しやすい環境づくり、企業の立地支援などを通じて、安定した雇用の創出を図ります。また、農水産業の担い手の育成・確保やデジタル技術の活用による獣害対策を進めるとともに、地元産物の付加価値の向上や認知度向上によるもうかる農水産業を目指します。

【主な関連施策】

2-1. 学校教育

6-1. 農林水産業

6-3. 観光

3-2. 環境保全

6-2. 商工業

6-4. 就労・雇用

施策4 人々が集い、魅力あるまちづくり

【課題】

- ・ まちの魅力を高めることは、市全体の活力を生み出し、多くの人々をひきつける重要な要素です。人々にとって「訪れたい」「過ごしたい」「住み続けたい」と感じるまちを創り上げ、地域の活性化につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- ・ まちの賑わいの創出に向け、市民だけでなく来訪者にとっても魅力のある中心市街地の形成や地域経済の活性化、地域の人々が集い憩える公園の整備、さらには公共交通の充実を目指すとともに新しい交通システムの導入などを進めます。

【主な関連施策】

6-2. 商工業

6-3. 観光

7-1. 土地利用

7-2. 道路・公園

7-3. 交通

7-5. 住宅

安心して快適に日常生活を送れる環境は、生活の質を向上させるだけでなく、人々の幸福感を高め、地域の魅力を高める重要な要素です。そのためには、自然災害への備え、充実した医療や福祉サービスの充実、生活を支えるインフラの整備などが必要です。一人ひとりが安心して豊かな生活を送れる社会を築くことにつながります。

施策1 自然災害への備え

【課題】

- ・発生が危惧される南海トラフ巨大地震、近年多発する局地的な豪雨等の自然災害への対応を進め、市民が安心して暮らせる災害に強い社会を実現する必要があります。

【取組の方向性】

- ・市民の防災意識向上、地域の防災力の向上、木造住宅の耐震化促進、避難所環境の整備や生活復興支援体制の強化を図ります。また、浸水対策として、河川や排水路の整備、ポンプ場などの改築・更新のほか、上下水道施設の耐震化を推進します。

【主な関連施策】

- | | |
|-----------------|------------|
| 1-4. 国際交流・多文化共生 | 2-1. 学校教育 |
| 4-3. 障がい福祉 | 4-5. 高齢者福祉 |
| 5-1. 防災・減災 | 7-4. 河川・排水 |
| 7-5. 住宅 | 7-6. 水道 |
| 7-7. 下水道 | |

施策2 誰一人取り残さない福祉

【課題】

- ・誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、医療、福祉の専門職だけでなく、地域社会が一体となり支え合う体制づくりが必要です。

【取組の方向性】

- ・孤独・孤立の防止、ひきこもり支援や身寄りのない人等に対する権利擁護支援など、さまざまな暮らしの困りごとに寄り添う支援体制の強化や、地域包括ケアシステムの深化・介護予防の推進など、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

【主な関連施策】

4-1. 医療・健康

4-3. 障がい福祉

4-5. 高齢者福祉

7-3. 交通

4-2. 地域福祉

4-4. こどもの福祉

6-4. 就労・雇用

施策3 暮らしを支える快適で安全な環境・基盤づくり

【課題】

- ・ 快適で安心できる暮らしは、人々の幸福感を高めるだけでなく、生活の質を向上させ、地域の魅力を高める重要な要素です。その実現のために、犯罪抑止や交通事故防止、増加する空家への対策、不法投棄や路上喫煙の防止など、安全で快適な生活環境を総合的に整えていくことが求められています。
- ・ 道路、公園、公共交通、上下水道は、市民生活や都市の発展を支える重要な基盤であり、老朽化が進む施設の適正な維持管理や更新、持続可能な地域公共交通網の整備が必要です。

【取組の方向性】

- ・ 地域の防犯環境の整備支援や交通安全対策の推進、流通・活用促進などによる空家の解消、資源循環や生活排水処理の促進による環境の保全、消防・救急体制の充実などに取り組み、誰もが安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。
- ・ 安全安心な通行空間の確保や新技術の活用によるインフラ施設の効率的な維持管理・更新、地域公共交通の充実など、生活を支える基盤の整備を進めます。

【主な関連施策】

3-1. 循環型社会

3-2. 環境保全

5-2. 防犯

5-3. 消防・救急

5-4. 交通安全

6-5. 消費者行政

7-2. 道路・公園

7-3. 交通

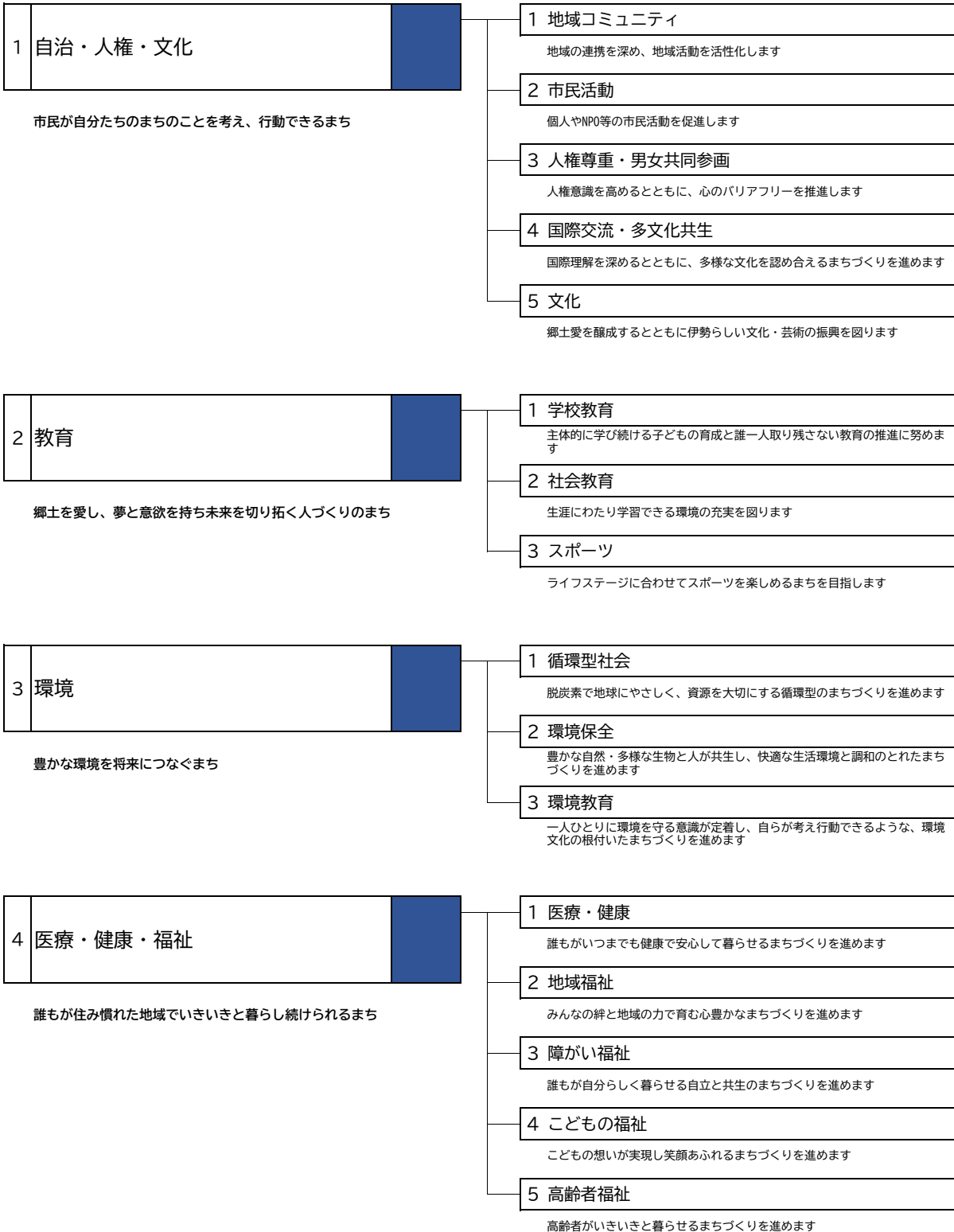
7-5. 住宅

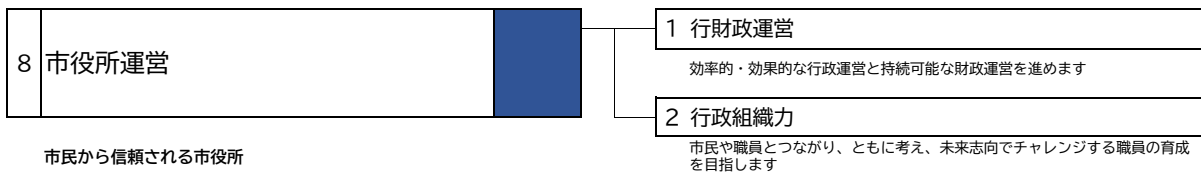
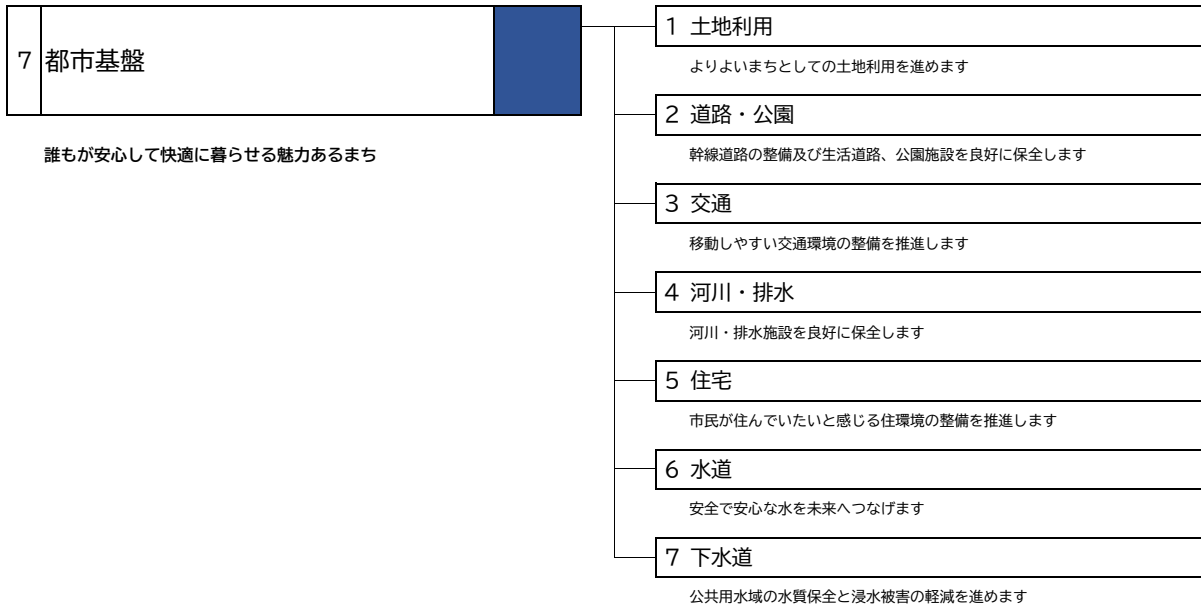
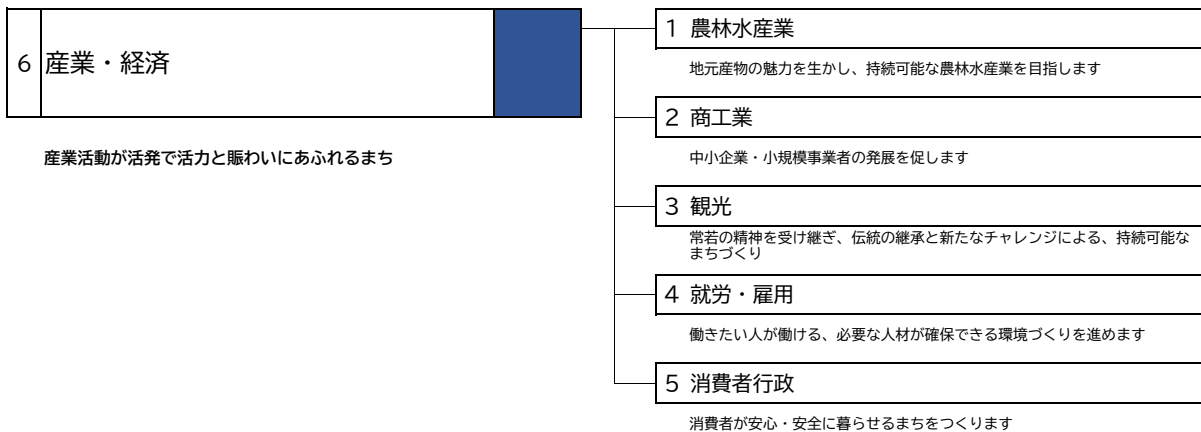
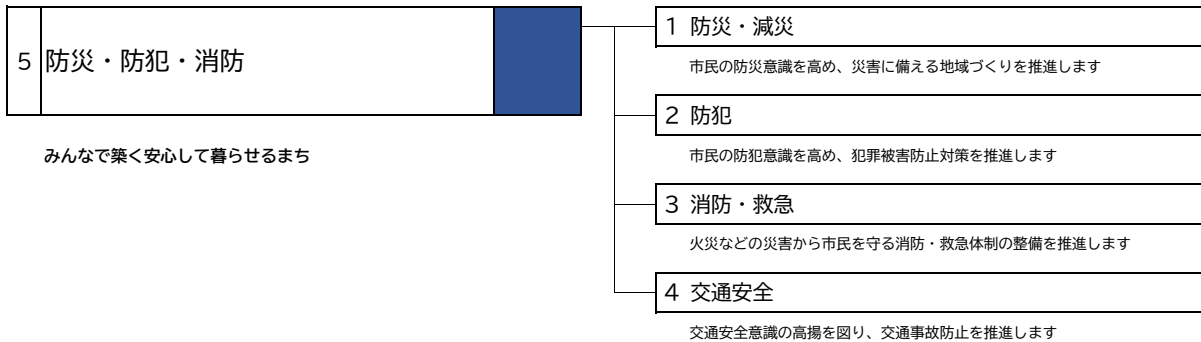
7-6. 水道

7-7. 下水道

V 分野別計画

分野別計画体系図(8分野—34施策)





分野 1	自治・人権・文化
-------------	-----------------

目指す姿	市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち
------	--------------------------

施策 1 地域コミュニティ

推進方針	地域の連携を深め、地域活動を活性化します
------	----------------------

関連SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

主要課題①	地域活動に主体的に参画する機運の向上
-------	--------------------

主要課題②	地域活動の仕組み・体制の充実支援
-------	------------------

施策 2 市民活動

推進方針	個人やNPO等の市民活動を促進します
------	--------------------

関連SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

主要課題①	市民活動への参加促進
-------	------------

主要課題②	多様な市民活動の促進
-------	------------

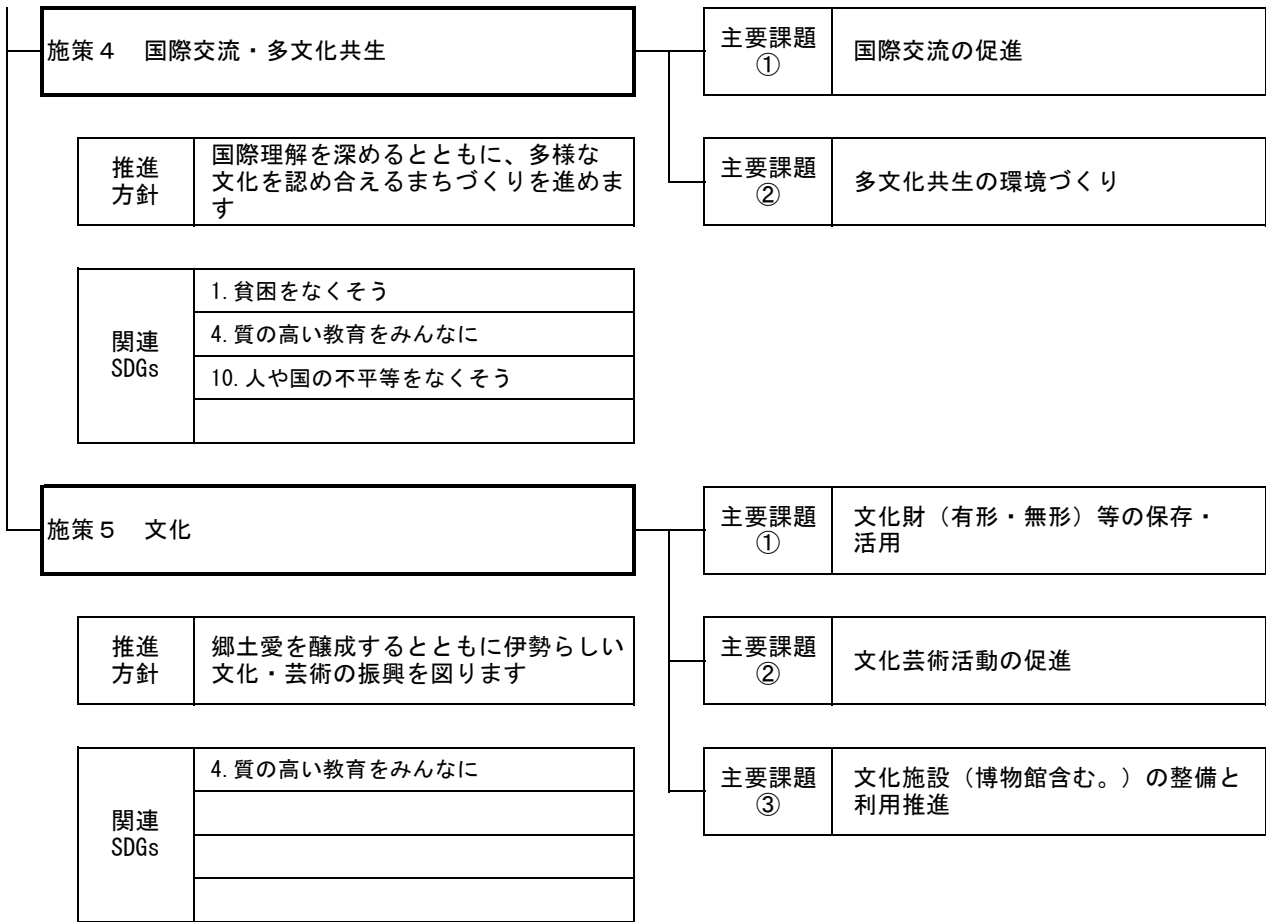
施策 3 人権尊重・男女共同参画

推進方針	人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します
------	-----------------------------

関連SDGs	5. ジェンダー平等を実現しよう
	10. 人や国の不平等をなくそう
	16. 平和と公正をすべての人に
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

主要課題①	人権意識の高揚
-------	---------

主要課題②	男女共同参画社会形成のための意識の醸成
-------	---------------------



施策1 地域コミュニティ

【推進方針】 地域の連携を深め、地域活動を活性化します

【背景】

- ・ 地域コミュニティは、住民相互の助け合いや生活基盤として重要な役割を担っており、環境美化や安心・安全の確保、交流促進など多岐にわたる活動が展開されています。
- ・ 頻発する自然災害や令和6年能登半島地震の教訓から、「公助」の限界と「共助」の重要性が改めて強く認識され、地域防災力の要として、身近な地域の中における「顔の見える関係」づくりの重要性が再認識されています。
- ・ 令和8年・9年の「お木曳行事」は、住民の郷土愛を醸成し、世代を超えた交流と新たな地域人材を発掘・育成できる絶好の機会となります。
- ・ 市内のまちづくり協議会において、地域に応じた主体的な活動が継続的に展開され、住民主体による課題解決の基盤となっています。
- ・ これまで、地域活動のデジタル化支援やまちづくり協議会への集落支援員配置などを行い、地域活動の活性化に向けた環境整備を進めてきました。

【課題】

- ・ 生活様式の変化や価値観の多様化が進む中で、新たなつながりが生まれる一方、地域社会における結びつきが希薄化している状況にあります。
- ・ 少子高齢化や人口減少、定年延長などにより地域活動を担う人材が不足し、役員の負担が増加しています。
- ・ 地域活動の維持・活性化に向けて、地域を支える人材の確保・育成をはじめ、同じ地域内で類似の活動を行う団体間の連携や役割分担の整理、さらにデジタル技術を活用した負担軽減などが必要です。

【取組の方向性】

1-1-1. 地域活動に主体的に参画する機運の向上

- ・ 市民の地域活動への関心を高めるため、地域のつながりの重要性とその必要性を幅広く発信します。
- ・ 市民が主体的に地域活動へ参画できるよう、地域が行う取り組みの広報を支援するとともに、若者等がまちづくりに参加する機会を提供します。

1-1-2. 地域活動の仕組み・体制の充実支援

- ・ まちづくり協議会の活動に対する人的・財政的な支援を推進するとともに、自治会の地域活動を継続的に支援します。
- ・ 同じ地域で活動する団体の役割分担や整理を進めるためのきっかけづくりを行うとともに、地域活動のデジタル化を支援します。

施策2 市民活動

【推進方針】 個人やNPO等の市民活動を促進します

【背景】

- ・ 地域課題が多様化する中、行政によるサービスだけでは対応が難しい課題が増加しており、NPOやボランティアなど市民活動への期待がこれまで以上に高まっています。
- ・ 令和4年10月に労働者協同組合法が施行され、多様な枠組みで地域課題の解決に取り組む新たな組織形態が可能となるなど、市民活動の活性化が期待されています。
- ・ 「いせ市民活動センター」は、長年にわたり市民活動の相談窓口や交流の場としての機能を担ってきました。市民活動の拠点機能の強化に向け、令和7年度に「いせ市民活動センター」の改修工事を実施し、誰もが利用しやすく、活動の活性化や交流促進に寄与する環境整備を行いました。

【課題】

- ・ いせ市民活動センターの登録団体については、新しい団体が登録される一方で、活動の維持が難しくなる団体もあり、少しずつ減少しています。
- ・ 市民活動を広げていくには、市民の関心を高めることにより、より多くの市民の参加を促すことが重要です。
- ・ 組織体制が十分でない市民活動団体も多いため、活動の活性化を図るには、円滑な運営を支援することが必要です。
- ・ 企業による地域貢献活動が活発化しており、企業と市民活動団体の連携による活動の充実が期待されます。

【取組の方向性】

1-2-1. 市民活動への参加促進

- ・ 市民が市民活動に参加するきっかけにつながるよう、「いせ市民活動センター」の認知度向上に向けた取り組みを行い、利用を促進します。
- ・ 市民が主体的に市民活動へ参加することを促進するため、イベントや広報紙を通じて既存団体の活動の周知を行います。

1-2-2. 多様な市民活動の促進

- ・ 市民活動団体の運営をサポートするため、活動に関する相談対応、活動に役立つ情報の提供、活動のPRを行います。
- ・ 資源・ノウハウの共有や活動の拡大につなげるため、活動団体同士が交流できる場を設けるとともに、地域コミュニティや企業との連携を促進します。

施策3 人権尊重・男女共同参画

【推進方針】 人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

【背景】

- ・ 国際法や規範、SDGsの浸透により、人権の尊重やジェンダー平等の実現が国際社会共通の重要課題として定着し、多様性を認め合い、包摂する社会づくりへの要請が一層高まっています。
- ・ 国際社会においては、紛争や核兵器をめぐる不安定な情勢が続く中、平和の実現は、人権の尊重と不可分とされています。
- ・ 育児・介護休業法の改正により、令和4年4月から段階的に、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和や産後パパ育休の創設などが施行され、男女ともに仕事と家庭を両立できる社会基盤づくりが進んでいます。
- ・ 多様な困難を抱える女性を包括的に支援する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が令和6年4月に施行されました。
- ・ 三重県においては、令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行（一部令和5年4月施行）され、不当な差別の解消に向けた取り組みが強化されています。
- ・ これまで、社会情勢の変化や市民の関心を捉えた講演会の開催をはじめ、市民団体との協働による映画祭の実施など、多様な手法を用いて人権意識の高揚と男女共同参画意識の浸透に取り組んできました。

【課題】

- ・ 依然として偏見や差別が存在するほか、SNS（会員制交流サイト）の普及によるインターネット上やその影響による人権侵害、性的マイノリティの人権課題など新たな課題が顕在化しています。
- ・ 人権課題の解決のためには、啓発により他者を尊重する大切さを広め、人権尊重の意識を高めることが大切です。
- ・ 戦後80年が経過し戦争や核兵器の被害を経験した世代が減少する中で、非核平和都市宣言の理念や平和の尊さを、次世代にどのように継承していくかが課題となっています。
- ・ 社会には性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画社会実現の課題となっています。
- ・ あらゆる場面で、性別にかかわらず、その個性や能力を発揮できる環境の形成や、仕事と家庭が調和したライフスタイルの実現を支援する必要があります。

【取組の方向性】

1-3-1. 人権意識の高揚

- ・ 効果的な啓発活動を行うため、市民の意識・関心や人権侵害の発生状況の把握を行います。
- ・ 市民の主体的な学びにつながるよう、さまざまな媒体や手法を活用し、啓発活動を行います。
- ・ 非核平和都市宣言の理念を踏まえ、平和の尊さや核兵器廃絶の必要性について、市民が学び考える機会を提供します。

1-3-2. 男女共同参画社会形成のための意識の醸成

- ・ 次代を担う子どもたちへの学習機会や広く市民を対象とした啓発を充実し、それぞれの視点で考える機会を提供します。
- ・ 男女が共に自らの能力を発揮でき、ライフイベントとキャリア形成の両立を実現できるよう、必要な情報の周知やセミナーの開催等に取り組みます。
- ・ 各分野における意思決定過程への女性の参画を推進するため、企業や関係団体への働きかけを行います。

施策4 国際交流・多文化共生

【推進方針】 国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 社会全体のグローバル化とともに、ICTの普及や訪日外国人旅行者の増加などにより、外国文化に触れやすい時代になっています。
- ・ 企業の外国人雇用ニーズがますます高まることが見込まれ、市内に住む外国人の数は、今後さらなる増加が予想されます。
- ・ これまで、日本語教室への支援や日本語学習支援ボランティアの養成など地域日本語教育の環境充実に努めるとともに、在住外国人対象の防災説明会の開催などに取り組んできました。

【課題】

- ・ 市民の国際交流への関心に応えるためには、市民が世界に触れ、国際理解を深めるための取り組みが必要です。
- ・ 市内に住む外国人が、安心して生活ができる環境づくりが求められます。
- ・ 市内に住む外国人が増加する中、日本人と外国人の双方が多文化共生に対する意識を高めることが求められます。

【取組の方向性】

1-4-1. 国際交流の促進

- ・ 伊勢市国際交流協会が実施する国際交流・国際理解に関する取り組みを支援するとともに、国際親善に関する活動を支援します。
- ・ 市民が外国の文化や習慣に気軽に触れる機会を提供し、外国への理解が深まるきっかけづくりに取り組みます。

1-4-2. 多文化共生の環境づくり

- ・ 共生社会実現に向けて現状を把握し、市民の多文化共生への意識を高められるよう、交流機会の創出に取り組めます。
- ・ 市内に住む外国人が、生活するためのルールを理解し、地域において円滑に安心して暮らせるよう関係団体等と連携し啓発に取り組めます。
- ・ 地域日本語教育の充実、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」や多言語を用いた情報発信に取り組めます。

施策5 文化

【推進方針】 郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

【背景】

- ・ 自然災害の頻発化・激甚化を背景に、歴史的・文化的資産を災害から守り、確実に次世代へ継承するための防災・耐震対策の重要性が高まっています。
- ・ 博物館法が改正（令和5年4月施行）され、博物館には資料のデジタルアーカイブ化や、観光・まちづくり等と連携して地域の活力向上に寄与する役割が新たに求められています。
- ・ 令和8年・9年に開催される「お木曳行事」は、市民の郷土愛を醸成し、伝統文化の継承と地域の絆を深める重要な機会となります。
- ・ 郷土の歴史文化を総合的に発信し、多世代が交流する新たな拠点となる「伊勢市歴史博物館」が、令和8年4月に開館しました。
- ・ 重要文化財・旧賓日館の保存活用に向けた取り組みや「浅間堤のケヤキ」の市天然記念物指定のほか、伊勢うどんの「100年フード」認定など、文化資産の保存・活用を進めてきました。
- ・ これまで、小中学生を対象とした文化体験講座の拡充やお木曳行事等について学ぶ「ふるさと学習」などを通じ、市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図ってきました。

【課題】

- ・ 歴史的・文化的資産である指定文化財を後世へ引き継ぐため、その価値を適切に保存するとともに、広く活用することが必要です。
- ・ 無形民俗文化財の継承団体の多くが、後継者不足等の問題により活動の継続が困難な状況にあります。
- ・ 文化芸術行事において、参加者の固定化や高齢化が進んでいます。
- ・ 多くの文化芸術活動団体で後継者の確保・育成が課題となっています。
- ・ 博物館施設は、郷土の歴史文化への理解を深め、あらゆる世代が愛着や誇りを育む場としての役割を担うことが求められています。
- ・ 博物館施設を含む文化施設全体の老朽化が進んでいます。

【取組の方向性】

1-5-1. 文化財（有形・無形）等の保存・活用

- ・ 重要文化財・旧賓日館の保存修理と耐震改修、活用改修を計画的に進めます。
- ・ 文化財の調査・指定を行うとともに、所有者等が行う保存・活用の取り組みを支援します。
- ・ 無形民俗文化財の継承団体が活動を継続できるよう支援します。

1-5-2. 文化芸術活動の促進

- ・ 文化芸術活動への関心や興味を持つきっかけとなるような公演や行事を企画します。
- ・ 文化芸術行事において、若年層が参加しやすいような取り組みを進めます。
- ・ 将来を担う子どもたちに対して、文化芸術に触れる機会を提供します。

1-5-3. 文化施設（博物館含む。）の整備と利用推進

- ・ 学校や関係団体との連携事業により、知的関心を深める取り組みを進めます。
- ・ 博物館施設の利用促進のため、市民や観光客にとって魅力的な企画展を開催するとともに、情報発信に努めます。
- ・ 市民や観光客が安全で安心して利用できるよう、博物館施設を含む文化施設の環境整備に取り組みます。

分野 2

教育

目指す姿

郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち

施策 1 学校教育

推進
方針

主体的に学び続ける子どもの育成と誰一人取り残さない教育の推進に努めます

関連
SDGs

4. 質の高い教育をみんなに

主要課題
①

確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成

主要課題
②

豊かな心の育成

主要課題
③

安全で安心な教育環境づくり

施策 2 社会教育

推進
方針

生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります

関連
SDGs

4. 質の高い教育をみんなに

主要課題
①

学習機会と学習環境の充実

主要課題
②

地域・家庭の教育力の向上

施策 3 スポーツ

推進
方針

ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまちを目指します

関連
SDGs

3. すべての人に健康と福祉を

4. 質の高い教育をみんなに

主要課題
①

スポーツができる環境の充実

主要課題
②

スポーツ関係団体の連携・強化

主要課題
③

スポーツ施設の利便性の向上

施策1 学校教育

【推進方針】 主体的に学び続ける子どもの育成と誰一人取り残さない教育の推進に努めます

【背景】

- ・ 国の「第4期教育振興基本計画」において、個々の興味・関心や学習進度に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と協働する「協働的な学び」の一体的な充実が重要視されています。
- ・ 国は、GIGAスクール構想第2期として、ハードウェアの更新とともに、「学びの質的転換」と「教職員の働き方改革」をDX（デジタルトランスフォーメーション）で推進する方針を打ち出しています。
- ・ 全国的にも不登校児童生徒数が増加傾向にある中、国は「COCOLOプラン」を策定し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた多様な教育機会の確保を進めています。
- ・ 国においては、少子化への対応や教員の働き方改革の観点から、休日の中学校部活動を段階的に地域主体へと展開する改革を推進しており、本市においても令和7年度に実証事業を開始しました。
- ・ 市内小学校における校内教育支援センター（ねすとルーム）の設置や支援員の配置など、児童生徒の個々の状況に寄り添った支援体制の拡充を図ってきました。
- ・ 令和6年度から「子ども読書支援プロジェクト」を始動し、市内モデル校での実証を通して、子どもたちが主体的に学ぶための学校図書館の機能向上に取り組んでいます。
- ・ 「地域とともにある学校」への転換を図るため、地域住民や保護者が学校運営に参画する「学校運営協議会」を、令和7年度に市内全中学校と小学校1校に設置しました。
- ・ 市民アンケートでは、これまで本市から転出していない人やUターンした人は、本市に対する愛着と誇りが高い傾向にあります。

【課題】

- ・ 将来の予測が困難な時代において、個人が自分らしく幸福を追求し、社会が持続的に発展するためには、主体的に学び続ける人材の育成が必要です。
- ・ 将来の社会的・職業的自立に向けて、基盤となる能力や態度を育むとともに、自分らしい生き方の実現ができる学びを提供することが求められます。
- ・ 児童生徒一人ひとりの特性や学習進度に応じた「個別最適な学び」を実現するためには、GIGAスクール構想の一環として導入された1人1台のタブレット端末を活用し、実践内容の充実と多様化を図ることが重要です。
- ・ 学校図書館を活用し、子どもたちの読書活動や探求活動を支援することで、情報活用能力を育成することが求められています。
- ・ 教員の働き方改革と、子どもたちの多様な活動機会の確保のため、中学校部活動の地域展開等が必要であり、地域と連携して受入先の候補団体を増やす取り組みが求められます。
- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う役割としての重要性が高まっています。
- ・ 社会にはさまざまな人権課題が存在し、特にインターネット上で差別を助長する情報の拡散が問題となる中、学校における人権教育の重要性と必要性が高まっています。
- ・ 地域への関心が薄れる中、地域の自然・文化・歴史に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を醸成して、本市の将来を担う人材の育成を図ることが必要です。

- ・小中学校における不登校児童生徒の数は減少しておらず、本人やその保護者への支援に加え、新たな不登校を未然に防ぐ取り組みが必要です。
- ・いじめの積極的な認知が進み、件数が増加傾向にある中、問題行動も依然として発生しています。いじめや問題行動の未然防止、早期発見、早期対応には、児童生徒の実態把握と、個や学級集団に応じた指導改善が求められます。
- ・少子化の進行により児童生徒数が減少しているため、学校生活や教育活動に影響が出ています。また、学校施設の老朽化が進行しており、その対策が課題となっています。
- ・発生が危惧される南海トラフ地震、近年多発する局地的な豪雨等を踏まえ、防災教育の重要性が高まっています。

【取組の方向性】

2-1-1. 確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成

- ・自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実を図ります。
- ・体験的活動等を充実させ、社会への参画と貢献に対する意欲・態度を培うとともに、望ましい勤労観・職業観を育みます。
- ・デジタル社会で安全かつ主体的に活躍できるよう、「情報モラル教育（ルールを守る、危険を避ける）」を基盤とし、「デジタルシティズンシップ教育（正しく使う、より良く活用する）」を進めます。
- ・教員のICTの活用力向上に取り組むとともに、ICT機器を効果的に活用できる環境整備を進めます。
- ・学校図書館を十分に活用できる環境を整え、読書習慣を形成するとともに、情報活用能力の育成を図ります。
- ・自主的・主体的な参加によるスポーツ活動や文化芸術活動に取り組める機会を確保できるよう、中学校部活動の地域展開に向けて、指導者の確保や、関係団体と学校との連携を推進します。
- ・幼児教育のさらなる充実のための環境整備を進めるとともに、就学前の学びを生かした、小学校教育への円滑な接続を図ります。

2-1-2. 豊かな心の育成

- ・インターネット上での人権侵害やさまざまな人権課題の解決を自分の課題として捉え、自他の人権を尊重し守るための行動力を身につける取り組みを推進します。
- ・地域の教材や人材を活用し、郷土への誇りと愛着を育てるとともに、伝統や文化への関心を高めることで、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育みます。

2-1-3. 安全で安心な教育環境づくり

- ・誰一人取り残されない学びの保障を目指し、児童生徒が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
- ・いじめや問題行動の解消を目指し、アンケート調査等によるいじめの実態把握や、専門的な教育相談の充実を図るとともに、子どもたちがより良い人間関係を築ける環境を整えます。
- ・小中学校の適正規模化・適正配置を推進するとともに、学校施設の老朽化対策に取り組めます。
- ・小中学校で防災ノートを用いて、防災に関する知識を得るとともに、主体的に考えて対応ができる子どもの育成を目指して取り組みます。

施策2 社会教育

【推進方針】 生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります

【背景】

- ・「人生100年時代」の到来により、個人の精神的な豊かさや幸福感の向上を実現するため、生涯を通じた学びの重要性が高まっています。
- ・デジタル技術の進展により、時間や場所にとらわれない学習スタイルが普及するなど、人々のライフスタイルや価値観に即した多様な学びのあり方が広がっています。
- ・令和5年5月に「伊勢市電子図書館」を開設するとともに、公民館講座のWeb申込導入や社会教育施設へのWi-Fi環境の整備を行い、市民の利便性向上と学習環境の充実を図ってきました。
- ・これまで、高校・大学や民間企業の専門性を生かした連携講座を開催するなど、多様化する市民ニーズに応える学習機会の提供に努めてきました。
- ・市立図書館でのおはなし会や保育施設等への訪問活動を積極的に展開し、子どもの頃から本に親しみ、読書習慣を育む環境づくりに取り組んできました。

【課題】

- ・豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を実現するため、すべての人が生涯にわたり、学び続けることのできる環境づくりが必要です。
- ・インターネットの普及による学びのスタイルの変化やライフスタイルの多様化などに伴い、学習活動への参加者が減少傾向にあることから、誰もが参加しやすい学習機会を提供することが求められています。
- ・市民の読書離れが懸念されるとともに、公共図書館の機能が十分に認知されていない傾向にあり、知の情報拠点としての利活用の推進が必要です。
- ・地域は、家庭や学校だけでは身に付けることができないことを学ぶ場ですが、地域で活動してきた社会教育関係団体等の活動が縮小傾向にあります。

【取組の方向性】

2-2-1. 学習機会と学習環境の充実

- ・より多くの方に学習機会を提供するため、市民のニーズに応じて講座内容を随時見直すとともに、多様な団体と連携して多彩な学びの場を提供します。また、体系的な学びをより深められるような環境づくりに取り組みます。
- ・生涯学習センター、公民館、図書館などの社会教育施設が、学習活動の拠点として活用されるよう、学習環境の充実を図ります。

2-2-2. 地域・家庭の教育力の向上

- ・市立図書館における絵本の読み聞かせ講座や地域への出張おはなし会、親子で参加できるイベント等の開催を通して、保護者のスキル向上を図ります。
- ・学習、文化、スポーツなどの活動を通じて地域社会に貢献する社会教育関係団体の活動を支援するとともに、関係機関と連携して多様な教育資源を活用した学びの場を提供します。

施策3 スポーツ

【推進方針】 ライフステージに合わせてスポーツを楽しめるまちを目指します

【背景】

- ・ 国においては「第3期スポーツ基本計画」が策定され、「Sport in Life（生活の中にスポーツを）」の実現を目指し、スポーツの価値を最大限に活用した地域活性化や健康長寿社会の形成が推進されています。
- ・ 「お伊勢さんマラソン」は、全国ランニング大会100撰に選出されるなど、市内外から多くの参加者をひきつけ、スポーツツーリズムによる地域活性化や市の魅力発信に大きく寄与しています。
- ・ これまで、大学・企業等と連携し、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず誰もが楽しめる「インクルーシブスポーツ」の普及・啓発に先駆的に取り組んでおり、イベントへの参加者数は、年々増加しています。
- ・ 市内全域で総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会加盟団体が数多く活動するなど、身近な地域でスポーツに親しむ基盤となっています。

【課題】

- ・ スポーツの推進を通じて、健康増進・体力維持だけでなく、仲間とのコミュニケーションや地域社会活性化にもつなげていくことが大切です。
- ・ 週1回以上のスポーツ実施率は増加傾向にありましたが、令和7年度調査では減少に転じました。定期的にスポーツを実施できる環境が提供されるよう、さらなるスポーツ活動の充実が求められます。
- ・ コロナ禍が明け、総合型地域スポーツクラブの会員数は、コロナ禍以前の水準に戻りつつあり、さらなる活動の広がりが期待されます。
- ・ スポーツ協会加盟団体の総会員数は、減少傾向にあり、各種スポーツ団体の育成・強化が求められます。
- ・ 社会的背景の変化とそれに伴う価値観の多様化により、利用者のニーズや時代に即したスポーツ施設の機能及び性能の確保が求められます。
- ・ スポーツ施設の老朽化が進行し、大規模な改修や適正な整備・長寿命化を必要とする時期を迎えています。

【取組の方向性】

2-3-1. スポーツができる環境の充実

- ・ 市民がスポーツを日常生活に取り入れるきっかけを提供するため、各種教室やスポーツフェスティバル、お伊勢さんマラソン、スポカルウォーク等のイベントを開催し、スポーツ活動の充実を図ります。
- ・ スポーツ関係団体やスポーツ推進委員が地域で実施しているスポーツ活動の充実と普及啓発を行い、定期的にスポーツを実施できる環境の充実を図ります。
- ・ インクルーシブスポーツの普及を目指し、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しく身体を動かせる機会を提供します。

2-3-2. スポーツ関係団体の連携・強化

- ・ クラブ間の交流・情報共有を促進するため、総合型地域スポーツクラブの定期的な意見交換会や訪問活動を行います。
- ・ スポーツ振興の基盤である各種スポーツ団体の育成・強化のため、指導者の確保・育成の支援や、団体間及び地域・学校と連携した活動の支援を行います。

2-3-3. スポーツ施設の利便性の向上

- ・ 利用状況や利用者ニーズの把握に努め、安全で快適に利用できるスポーツ施設の整備を進めます。
- ・ 中長期的な施設機能の維持と財政負担の低減及び平準化を図るため、施設の長寿命化に向けた整備を進めます。

分野3

環境

目指す姿 豊かな環境を将来につなぐまち

施策1 循環型社会

推進方針 脱炭素で地球にやさしく、資源を大切に
する循環型のまちづくりを進めます

関連SDGs
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
12. つくる責任つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
17. パートナーシップで目標を達成しよう

主要課題① 温室効果ガスの排出削減

主要課題② 3Rの推進

施策2 環境保全

推進方針 豊かな自然・多様な生物と人が共生し、
快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

関連SDGs
6. 安全な水とトイレを世界中に
11. 住み続けられるまちづくりを
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう

主要課題① 自然環境・公益的機能の保全

主要課題② 生物との共生

主要課題③ 快適で潤いのある生活環境の保全

施策3 環境教育

推進方針 一人ひとりに環境を守る意識が定着し、
自らが考え行動できるような、環境文化の根付いた
まちづくりを進めます

関連SDGs
4. 質の高い教育をみんなに
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任
17. パートナーシップで目標を達成しよう

主要課題① 環境教育・環境学習の充実

主要課題② 環境保全活動の促進

施策1 循環型社会

【推進方針】 脱炭素で地球にやさしく、資源を大切にする循環型のまちづくりを進めます

【背景】

- ・地球温暖化に起因する異常気象や自然災害の激甚化が世界的な課題となる中、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。
- ・海洋汚染問題への対応や資源の有効利用を促進するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。
- ・令和4年10月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- ・令和6年4月から「プラスチック類」の一括回収を市内全域で開始し、ごみの減量化と再資源化の促進に向けた分別収集体制を確立しました。

【課題】

- ・気候変動による影響が顕在化しています。地球温暖化を防止するため、市域における温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- ・日々の生活における電化製品の使用や自家用車での移動などにより温室効果ガスが排出されています。一人一人が日常生活で省エネなどを実践し、市域から排出される温室効果ガスの排出を削減する必要があります。
- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が市域の排出量の約50%を占めており、事業者の省エネルギー化などの対策を講じる必要があります。
- ・1人1日あたりのごみ排出量が、県内でも上位のため、市民・事業者が一体となって、3R（ごみの減量・資源化）のより一層の推進が重要となっています。
- ・家庭から排出される可燃ごみに未利用食品や紙類が混入していることから、食品ロス削減や紙類の資源化の推進を行う必要があります。
- ・資源物の中に不適物が混入していることから、分別回収のルールを周知、徹底していく必要があります。

【取組の方向性】

3-1-1. 温室効果ガスの排出削減

- ・法令等に基づく地域と調和した再生可能エネルギーの導入や未利用の再生可能エネルギーの導入などを促進します。
- ・家庭におけるエコ住宅・エコカー・エコ家電の導入等のライフスタイル転換や、事業所における省エネルギー機器の導入などの脱炭素経営を推進します。
- ・公共交通や自転車の利用促進、森林・農地の保全や都市緑化による吸収源対策など、脱炭素型の都市基盤づくりを進めます。

3-1-2. 3Rの推進

- ・ 現在、未利用食品、プラスチックごみをはじめとする家庭、事業所から排出されているごみについて、そもそもごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するなど、発生抑制（リデュース）を推進します。
- ・ 不用品となったものをごみとせず、フリーマーケットの実施など再使用（リユース）を推進します。
- ・ 資源物を正しく分別することで、ごみの減量につながることから、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をはじめとするさまざまなツールや出前講座などを活用し、再生利用（リサイクル）を推進します。

施策2 環境保全

【推進方針】 豊かな自然・多様な生物と人が共生し、快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 2022年に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が目標として掲げられました。
- ・ 生活排水対策重点地域である勢田川では、長年にわたる下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進により、水質は、改善傾向にあります。
- ・ 森林環境譲与税を活用して市内森林の間伐など計画的な管理を推進し、里山の荒廃防止と森林環境の保全に努めてきました。
- ・ 農地の持つ環境保全機能や良好な景観を維持するため、市内の耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農地環境の保全に努めてきました。

【課題】

- ・ かつて汚れが目立った勢田川の水質は徐々に改善傾向にありますが、さらなる水質改善に向け取り組む必要があります。
- ・ 森林等による自然災害の防止や景観形成、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮するために、森林環境や農地環境の保全が求められています。
- ・ 市内の里地里山の衰退が私たちの暮らしを支える生物多様性の損失につながるおそれがあることを踏まえ、世界的な動向に沿って「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」に向けた行動が求められています。
- ・ 公害や空地・空家などによる生活環境への相談が多く寄せられているため、良好な生活環境の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

【取組の方向性】

3-2-1. 自然環境・公益的機能の保全

- ・ 下水道や合併処理浄化槽の普及推進及び生活排水に対する市民意識の高揚を進めるなど、河川・海域の水環境を保全します。
- ・ 森林が持つ公益的機能を発揮させるため、間伐等による適正管理や害虫防除、身近な里山の保全など、森林環境を保全します。
- ・ 遊休農地の利活用を進め、農地環境を保全します。

3-2-2. 生物との共生

- ・ 身近な生物生息場所の保全や生物多様性・外来生物に関する現況把握・情報提供などにより、多様な動植物の保全・回復を進めます。

3-2-3. 快適で潤いのある生活環境の保全

- ・ 公害対策や空地・空家の所有者による管理を促進することにより、住みよいまちづくりを進めます。
- ・ 不法投棄や路上喫煙などを防止し、花と緑のあるまちづくりを推進するなど、美しく潤いのある空間づくりを進めます。

施策3 環境教育

【推進方針】 一人ひとりに環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根付いたまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 国においては、令和6年5月に環境教育等の推進に関する基本的な方針を改定し、学校・地域・家庭・職場など幅広い場における、体験活動を取り入れた質の高い環境教育を充実・推進することとしています。
- ・ これまで、「環境フェア」の開催や「夏休みごみ減量チャレンジ」などの市民参加型プログラムを実施し、市民が環境問題に触れ、実践するきっかけとなる多様な学習機会の創出を図っています。
- ・ 市内小中学校においては、事業所や大学等との連携による専門的な知見や地域資源を活用した出前授業を行うなど、地域ぐるみの環境教育に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 持続可能な社会づくりを推進することを目的に、子どもから大人まで幅広い層を対象に環境教育や環境啓発の充実を図り、環境保全活動に自主的・積極的に取り組む人づくりが必要です。
- ・ 環境教育や環境啓発を一過性に終わらせることなく、家庭や事業所、地域の取り組みへとつなげていく必要があります。
- ・ さまざまな主体による清掃活動や花の植栽活動などの活動が実施されており、さらに発展・拡大していく必要があります。

【取組の方向性】

3-3-1. 環境教育・環境学習の充実

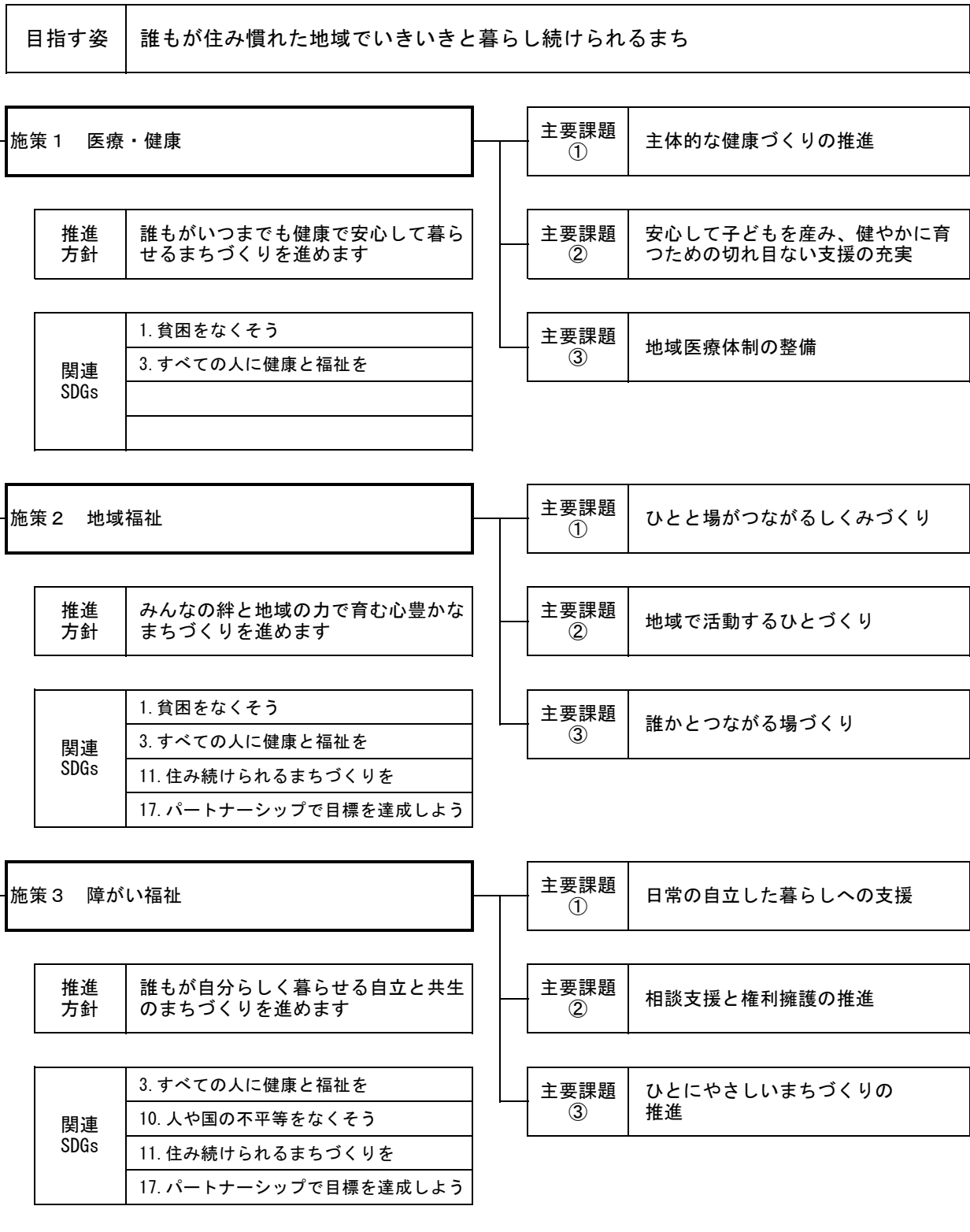
- ・ 学校等における出前授業や市民向け体験学習などの環境教育・学習及び啓発を充実させ、家庭や地域での取り組みへつなげます。
- ・ 環境教育などを推進する体制づくりとして、事業者・市民団体等との連携や環境教育に関する情報提供を充実させます。

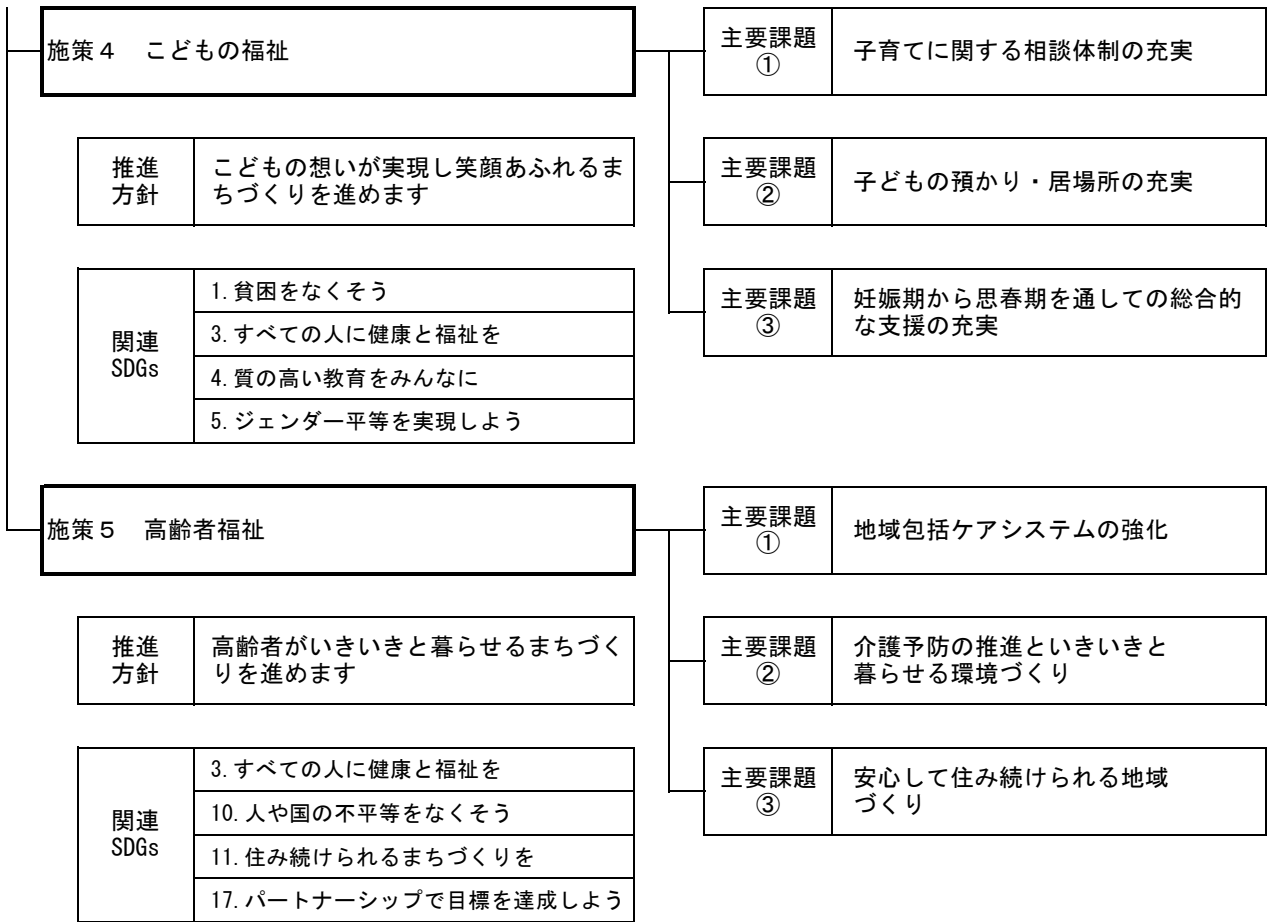
3-3-2. 環境保全活動の促進

- ・ 市民・団体・事業者との連携による清掃活動や生物多様性保全活動など、環境保全活動を促進します。

分野 4

医療・健康・福祉





施策1 医療・健康

【推進方針】 誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 国において「健康日本21（第三次）」が開始され、単なる寿命の延長だけでなく、健康寿命の延伸を目標に掲げ、心身の健康によるウェルビーイング（幸福）の向上を目指す方針が示されました。
- ・ 市中央保健センターにおける運動・健康チェックの場の提供や、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂など、市民の主体的な健康づくりと生活習慣病予防を強化してきました。
- ・ 「ママ☆ほっとテラス」において、こども家庭センターの機能の一部を担う体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制（伴走型相談支援）の充実を図ってきました。
- ・ これまで、医師・看護師等の確保に向け、大学寄附講座の活用や市内看護師等養成所への補助を行うとともに、救急医療や周産期医療など、不採算ながらも地域に不可欠な医療機能への支援を継続してきました。
- ・ 令和4年3月に、総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、役割・機能の明確化を踏まえた公立病院の経営強化の取り組みが要請されました。
- ・ 市立伊勢総合病院は、地域包括ケア病床への一部転換により回復期機能を拡充するなど、地域に必要な医療提供体制の確保と経営基盤の強化を推進してきました。

【課題】

- ・ 胎児期から高齢期に至る各ライフステージにおける健康状態や生活習慣がその後の健康に影響を及ぼすことから、生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）が重要です。
- ・ 健康寿命・平均寿命の両方で高い水準にある一方、平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばし生活の質を向上させるためには、生活習慣病予防と介護予防の取り組みを推進することが重要です。
- ・ 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により妊産婦や家庭の孤立化、妊娠・出産に不安を感じる人が増加しています。
- ・ 少子・高齢化や人口減少による社会構造の変化に伴い、疾病構造や医療需要の変化へ対応する医療提供体制の整備を推進するとともに、増大する看護ニーズに対応する看護師等の確保が必要です。
- ・ 市立伊勢総合病院は地域の中核病院として、急性期から回復期・慢性期に至るまで、切れ目のない医療体制の充実が求められています。

【取組の方向性】

4-1-1. 主体的な健康づくりの推進

- ・ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの支援として、知識の普及啓発や運動習慣の定着に向けた取り組みを行います。
- ・ 特定健康診査の受診啓発や生活習慣病のリスクにあわせた保健指導など、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

4-1-2. 安心して子どもを産み、健やかに育つための切れ目ない支援の充実

- ・ 母子の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦やその家族の状況に応じて必要な支援につなげるためのサポートプランを妊婦全員に作成し、各種健康診査や伴走型相談支援などに取り組みます。
- ・ 心身の不調や育児不安などがある保護者が子どもを健康に産み育てるため、母子保健と児童福祉が一体となった包括的な相談支援に取り組みます。

4-1-3. 地域医療体制の整備

- ・ 誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、地域の関係機関や近隣市町と連携を図り、休日・夜間の診療体制の維持確保や、不採算でも地域に欠かせない周産期・小児医療及び救急医療の確保を進めるとともに、適正な受診の啓発や看護師・准看護師の養成機関への支援に取り組みます。
- ・ 市立伊勢総合病院は、地域に必要な急性期機能を担いつつ、急性期から回復期・慢性期まで切れ目のない医療を提供し、地域に必要な医療機能の充実を図ります。また、地域の医療機関等との役割に応じた連携を図ります。

施策2 地域福祉

【推進方針】 みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 社会福祉法の改正（令和3年4月施行）により、制度・分野ごとの「縦割り」の福祉から脱却し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現が推進されています。
- ・ 孤独・孤立対策推進法の施行により、社会的な孤立状態にある人への支援体制の強化や、社会との接点を作り多様な働き方の選択肢を拡大する環境整備の重要性が増しています。
- ・ 福祉の総合相談窓口として「福祉総合支援センター」を設置するなど、属性や世代を問わず、市民が抱える困りごとを丸ごと受け止める包括的な相談支援体制を構築してきました。
- ・ 社会的な孤立や生きづらさを抱える方への支援として、産官学民が連携する「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を令和5年1月に設立しました。

【課題】

- ・ 人と人のつながりが希薄化する現代において、悩みを抱えながらも誰にも相談できず、問題が深刻化する事例の増加が懸念されます。
- ・ 設置したさまざまな相談窓口が支援を必要とする人に結び付いていない状況が見られることから、SOSを出せない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりをさらに充実させる必要があります。
- ・ 地域課題の多様化・複雑化や担い手が減少する中、地域の福祉課題を解決するためには、企業・事業所、NPO、地域団体など地域を支えるさまざまな担い手が連携して取り組むことがさらに重要になってきています。
- ・ 地域共生社会の実現のためには、世代に応じた福祉教育を通じて思いやりや支え合いの心を育むとともに、地域で活躍できる担い手を確保・育成し、直面する福祉課題を我が事として受け止め、地域が一丸となって解決に取り組む仕組みづくりが求められます。
- ・ 住民主体の集いの場等を通じ、「支え手」「受け手」という関係を超越して、困ったときに助け合える支え合いの体制づくりをさらに推進する必要があります。

【取組の方向性】

4-2-1. ひとと場がつながるしくみづくり

- ・ 問題が深刻化する前に対応するため、気軽に相談できる体制のさらなる充実を図るとともに、相談窓口の周知啓発に努めます。
- ・ 困っていることを相談できない人の声をキャッチし、早期に対応する体制のさらなる充実を図るとともに、継続的に支援できるよう取り組みます。
- ・ 働きづらさを抱えた人を支援するため、社会参加に向けたきっかけづくりとして、地域活動やボランティア活動への参加等を推進します。
- ・ 社会福祉法人、企業・事業所、NPO、地域団体などに地域福祉活動への理解と協力を働きかけ、連携・協働による活動を促進します。

4-2-2. 地域で活動するひとづくり

- ・ 地域で活躍するさまざまな担い手の養成を推進するとともに、実際の活動につながる情報提供やマッチング等の支援の充実を図ります。
- ・ それぞれの地域や世代に応じた福祉教育を展開することで、子どもから大人まで幅広い世代で福祉への関心・理解を高める取り組みを推進します。

4-2-3. 誰かにつながる場づくり

- ・ 地域福祉活動の活性化を目指し、身近な地域の交流の場や支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所の充実などを推進します。
- ・ さまざまな分野、世代が参加できる地域福祉活動などを支援し、地域共生社会の実現を進めます。

施策3 障がい福祉

【推進方針】 誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた法整備が進んでいます。
- ・ 令和7年6月の「手話施策推進法」施行や同年11月の東京2025デフリンピック開催を契機に、手話への社会的関心が高まるとともに、言語としての手話の理解と普及が推進されています。
- ・ 国においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、施設から地域生活への移行や、グループホームの確保など地域全体で支える体制づくりが推進されています。
- ・ 令和5年に「基幹相談支援センター」を設置し、令和6年には地域相談支援センターを統合するなど、専門性の高い相談支援体制と重層的なネットワークの構築を図ってきました。
- ・ 手話言語条例制定から10年以上にわたり、小学校での手話学習や各種啓発活動を通じて、地域における手話への理解促進と普及に取り組んできました。
- ・ 市民がサポーターとして日常的な手助けを行う「障がい者サポーター」の養成や、サポート企業・団体の認定数を着実に増やし、地域で見守り支える土壌を育んできました。

【課題】

- ・ 障がいのある人の高齢化が進む中で、親なき後も住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備が求められています。
- ・ 手話施策推進法が令和7年6月に施行されたことを受け、手話の習得、使用、理解と関心の増進などに取り組むことが求められています。
- ・ 障害福祉サービス等の利用者が増加し続けており、人材確保など計画相談支援の体制整備が必要です。
- ・ 障がいの重度化や障がいのある人の高齢化などにより、専門的かつ複合的に対応すべき相談が増加しています。
- ・ 障がいのある人の人権が守られるよう、虐待防止・権利擁護の取り組みが必要です。
- ・ 障がいのある人へのアンケートでは、依然として周囲の理解不足を感じる人が多いという調査結果があります。
- ・ 災害時に迅速かつ適切に避難支援等を受けられる体制を整備していく必要があります。

【取組の方向性】

4-3-1. 日常の自立した暮らしへの支援

- ・ 地域における支援者が連携し、地域の障がいのある人を支える仕組み（地域生活支援拠点）の機能の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けていくため、グループホームの整備促進に向けた取り組みを推進します。
- ・ 障がい特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、手話を使って安心して暮らせるまちを目指します。

4-3-2. 相談支援と権利擁護の推進

- ・ 相談支援専門員の人材確保など計画相談支援体制を整備します。
- ・ 基幹相談支援センターを中心に、専門的な助言や人材育成など相談支援の質の向上に努め、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 複合的に困難な状況に対応できるよう相談支援機関間のネットワークの強化、重層的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や広報・啓発により、障がいのある人への虐待の防止と早期発見を推進します。
- ・ 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定支援の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用促進を図ります。

4-3-3. ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・ 障がい者が直面する困り事は社会や環境に起因するという「障がいの社会モデル」の視点に基づく障がいのある人の定義や、合理的配慮の必要性など、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広めます。
- ・ 幼少期から障がいに対する適切な知識を得る機会を確保するなど、共生社会の形成に向けた学習を推進します。
- ・ 災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりを進めます。

施策4 こどもの福祉

【推進方針】 こどもの想いが実現し笑顔あふれるまちづくりを進めます

【背景】

- ・ 国においては、こども家庭庁の創設（令和5年4月）や「こども大綱」の閣議決定（令和5年12月）など、子どもや若者、子育て当事者の視点に立った「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが加速しています。
- ・ 児童福祉法等の改正（令和6年4月施行）に伴い、すべての妊産婦・子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉が一体となって包括的・継続的に支援する体制（こども家庭センター）の整備が求められています。
- ・ 少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に対するニーズが多様化しています。
- ・ 令和5年5月に開設した「伊勢市健康福祉ステーション」内に「こども家庭センター」及び「駅前子育て支援センター」を設置し、母子保健と児童福祉が一体となった切れ目のない包括的な相談支援体制を構築しました。
- ・ これまで、こども医療費助成の対象拡大（18歳到達年度末まで）や所得制限の撤廃、学習塾クーポンの配布などを実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減や教育格差の是正を進めてきました。

【課題】

- ・ 核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てを手助けしてくれる人や相談相手が減少し、不安感や孤立感を抱きやすい状況にあります。
- ・ 共働き世帯の増加、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの浸透などを背景に、乳幼児期からの保育、長時間保育、一時的な預かりなどの多様な保育ニーズが高まっています。
- ・ 核家族化や共働き世帯の増加が進展する中、放課後の子どもが安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりを推進するための積極的な取り組みが求められています。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援、ひきこもりやニートへの支援、自殺予防など、各家庭の状況に応じた支援が求められています。
- ・ 社会全体として子どもの権利への理解が十分でないため、虐待やネグレクトが発生し、子どもの権利が十分に尊重されていないケースが存在します。

【取組の方向性】

4-4-1. 子育てに関する相談体制の充実

- ・ 乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供など、子育て支援センターの充実を図るとともに、関係機関との密接な連携を行います。
- ・ 母子保健と児童福祉とが連携したこども家庭センターにおいて、子どもや家庭に関するあらゆる悩みに対して、切れ目のない相談支援を実施します。
- ・ 発達障がいのある児童の保護者の悩みや不安の解消を図り、児童の発達段階に応じた適切な相談支援を実施します。

4-4-2. 子どもの預かり・居場所の充実

- ・ 子育て家庭の保育ニーズに対応した乳幼児期の教育・保育の充実とこども誰でも通園制度などの多様な保育サービスの提供、地域の子育て支援体制の強化を図ります。
- ・ 保護者の就労等により昼間に家庭で過ごすことが難しい児童を預かる放課後児童クラブや児童館の充実を図るなど、子どもたちが遊び、学び、交わることができる居場所づくりを進めます。

4-4-3. 妊娠期から思春期を通しての総合的な支援の充実

- ・ 子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子どもの成長に応じ、子育てに必要な知識の普及を行います。
- ・ 家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、経済的に困難な家庭などの個別の課題に対応した支援体制を充実させます。
- ・ 生育環境にかかわらず、子どもの権利や子どもたちの笑顔が守られるよう、貧困の解消や児童虐待防止に向けた取り組みを進めます。

施策5 高齢者福祉

【推進方針】 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

【背景】

- ・本市の高齢者人口は令和3年頃をピークに減少に転じているものの、後期高齢者は依然として増加しており、今後さらに増えると見込まれます。
- ・令和6年1月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行により、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、国を挙げて「新しい認知症観」の普及と共生社会の実現に向けた機運が高まっています。
- ・住民主体の「通いの場」の創設や、専門職によるフレイル予防講座の実施など、地域全体で健康寿命の延伸を図る介護予防の取り組みを進めてきました。
- ・地域包括支援センターの人員体制強化や、地域ケア会議を通じた多職種連携ネットワークの構築により、医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの基盤強化に取り組んできました。
- ・「認知症カフェ」の設置促進や、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の活動など、認知症の人とその家族を地域で見守り支えるための重層的な仕組みづくりを進めてきました。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援コーディネーターを配置し、つきそい支援事業（地域住民が行う集いの場等への送迎）の立ち上げを支援するとともに、おでかけ支援事業を拡充するなどの外出支援を進めてきました。

【課題】

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが必要です。
- ・後期高齢者の増加とともに認知症高齢者も増えることが見込まれることから、地域における支援体制の構築と認知症ケアの強化が求められています。
- ・後期高齢者が増加する中で、虚弱化や要介護状態になるのを未然に防ぐために、介護予防の取り組みを強化する必要があります。
- ・高齢者が介護予防の取り組みを継続できるよう、地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができる環境が必要です。
- ・独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、地域の状況に合わせて高齢者を包括的に支える仕組みづくりが求められており、地域における見守りや支え合いの体制づくりとともに、生活支援サポーターと支援ニーズをマッチングする仕組みづくりが必要です。

【取組の方向性】

4-5-1. 地域包括ケアシステムの強化

- ・地域包括支援センターが担う総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の機能を強化します。
- ・切れ目のない在宅医療と介護を提供できるよう、医療、介護、保健、福祉関係者など、多職種間の協働、連携、ネットワークを強化します。
- ・認知症の方が住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らせるよう、認知症への理解を深める普及啓発、早期発見・早期対応による適時的確な支援、そして社会参加の機会創出の取り組みを推進します。

4-5-2. 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

- ・ 元気な高齢者が虚弱化や要介護状態にならないように、生活習慣病の予防や介護予防に関する知識の普及と意識啓発に取り組みます。
- ・ 高齢者の自主的な健康づくりや介護予防の取り組みが身近な場所で行われるよう、フレイル（加齢による身体的・精神的機能の低下）予防を目的とした「集いの場」の創設や活動を支援します。

4-5-3. 安心して住み続けられる地域づくり

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者を含む多世代の地域住民や多様な主体による生活支援や介護予防活動への支援を通じて、地域全体で高齢者を支える環境づくりを進めます。
- ・ 高齢者の外出する手段の確保、外出に係る経費の助成により、高齢者の社会参加、生きがい促進、利便性を図り、在宅での自立した生活と社会参加を支援します。

分野 5

防災・防犯・消防

目指す姿	みんなで築く安心して暮らせるまち		
施策 1 防災・減災		主要課題 ①	市民の防災力の向上（自助）
推進方針	市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します	主要課題 ②	地域の防災力の向上（共助）
関連SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	主要課題 ③	避難・生活復興の体制整備（公助）
施策 2 防犯		主要課題 ①	防犯意識の醸成
推進方針	市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します	主要課題 ②	地域防犯体制・環境の充実
関連SDGs	16. 平和と公正をすべての人に		
施策 3 消防・救急		主要課題 ①	消防体制の充実
推進方針	火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します	主要課題 ②	救急体制の充実
関連SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを	主要課題 ③	火災予防対策の推進
施策 4 交通安全		主要課題 ①	広報・啓発活動の推進
推進方針	交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進します	主要課題 ②	教育活動の推進
関連SDGs	3. すべての人に健康と福祉を 11. 住み続けられるまちづくりを	主要課題 ③	交通安全ボランティアの育成

施策1 防災・減災

【推進方針】 市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

【背景】

- ・ 令和6年能登半島地震の発生により、大規模なインフラ被害や避難所環境の課題、高齢者等の避難支援の困難さなど、防災対策における重要課題が改めて浮き彫りとなりました。
- ・ 国においては、同地震の教訓や「スフィア基準（人道支援における国際的な最低基準）」等を踏まえ、避難所の質的向上を目指したガイドラインの改訂など、対策の強化が進められています。
- ・ 避難生活施設へのマンホールトイレの設置や小中学校体育館へのWi-Fi環境整備など、災害時における避難所の生活環境改善と機能強化を図ってきました。
- ・ 災害物資拠点である伊勢志摩総合地方卸売市場への大型発電機配備や、内宮エリアの防災倉庫整備の着手など、地域特性に応じた備蓄・防災資機材の体制強化を推進してきました。
- ・ 中小河川の浸水被害軽減に向け、地域や学識経験者と協働して危機管理型水位計を活用した「避難スイッチ（避難判断基準）」を作成・共有し、実効性のある避難体制を強化してきました。

【課題】

- ・ 発生が危惧される南海トラフ地震、近年多発する局地的な豪雨等の自然災害に対応するには、災害時に「自助」「共助」「公助」の3つが連携して機能することが必要です。
- ・ 市民一人ひとりが防災意識を高め、災害への備えをするとともに、災害時の行動についてあらかじめ整理しておくことが重要です。
- ・ 人口減少や高齢化、さらには地域コミュニティの希薄化に伴い、地域の防災力の低下が懸念されています。
- ・ 地域の特性や災害リスクに応じた防災や避難所運営のあり方を、地域においてあらかじめ決めておくことが重要です。
- ・ 地域の防災活動を担える人材の育成に取り組むことが、災害に強い社会を実現するために必要です。
- ・ 令和6年能登半島地震での教訓をもとに、避難所の環境整備が求められています。
- ・ 自助、共助による備蓄物資等を補完するために必要な物資や防災資機材を備蓄する必要があります。
- ・ 被災者の生活再建を支援するには、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を迅速かつ継続的に提供することが求められます。

【取組の方向性】

5-1-1. 市民の防災力の向上（自助）

- ・ 市民の防災意識の向上を図るため、防災講習や防災イベントの開催等を行います。
- ・ 一人ひとりが事前に災害時の行動を時系列的に整理する「マイ・タイムライン」の普及・周知を図ります。

5-1-2. 地域の防災力の向上（共助）

- ・ 地域での防災訓練の実施に加え、地区防災計画の策定や地域防災マップの作成を支援します。
- ・ 避難者自身が主体的に運営できる避難所運営マニュアルの作成支援を行います。
- ・ 防災について総合的に学べる「伊勢市防災大学」の開催を通じて、地域防災の核となる人材育成を行います。

5-1-3. 避難・生活復興の体制整備（公助）

- ・ 災害時に必要な資機材や食料、生活必需品を備蓄するため、防災倉庫の整備を進めます。
- ・ 備蓄物資、防災資機材の拡充及び更新を計画的に実施するとともに、防災井戸の設置など、避難所環境の整備を進めます。
- ・ 被災者の自立と生活再建を継続的に支援できるよう、災害ケースマネジメントの取り組みを進めます。

施策2 防犯

【推進方針】 市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

【背景】

- ・ コロナ禍の収束後に一時増加傾向にあった刑法犯認知件数は減少に転じているものの、特殊詐欺の被害が急増するなど、犯罪の手口が巧妙化・多様化しています。
- ・ 自治会等による防犯カメラの設置・維持管理への支援を継続するとともに、高齢者世帯への通話録音装置等の購入費補助を実施し、犯罪抑止と特殊詐欺の被害防止対策を講じてきました。
- ・ 出前講座やボランティア研修等を通じて防犯意識の向上や担い手の育成を図り、市民や関係団体と連携した地域ぐるみの防犯環境づくりを進めてきました。

【課題】

- ・ 急増する特殊詐欺の被害防止対策が必要です。
- ・ 安全で安心なまちづくりを進めるには、地域の自主防犯活動が必要不可欠ですが、高齢化や担い手不足が課題となっています。
- ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、防犯環境整備が必要です。

【取組の方向性】

5-2-1. 防犯意識の醸成

- ・ 市民の防犯意識の向上を図るため、大型店舗前や地域イベントの場を活用した啓発活動に加え、犯罪被害防止や見守りのための知識の普及及び具体的な対策を学ぶ出前講座を開催します。

5-2-2. 地域防犯体制・環境の充実

- ・ 三重県や伊勢度会地区生活安全協会等が開催する会議やフォーラムへ、自主防犯活動者の参加を促進し、担い手の育成に取り組めます。
- ・ 不審者等の防犯対策として、自治会による防犯カメラの設置や適切な維持管理を促進し、地域の防犯環境の整備に努めます。
- ・ 特殊詐欺の被害を未然に防止するため、高齢者世帯への被害防止機器の設置を促進します。

施策3 消防・救急

【推進方針】 火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します

【背景】

- ・ 気候変動による災害の激甚化や南海トラフ地震の発生確率が高まる中、消防力の充実強化とともに、大規模災害への対応力の向上が一層求められています。
- ・ 建物火災の半数を住宅火災が占める中、電子機器の普及など生活様式の変化に伴い、配線不備や機器の老朽化を原因とする火災が増加傾向にあります。
- ・ 高齢化の進展や猛暑等により救急需要が増大しており、最新の医療知見を取り入れた効果的で質の高い救急活動を実現するため、国のガイドライン等が定期的に改定されています。
- ・ 消防団員による知人や地域への働きかけはもとより、体験イベントの開催、消防団による防火防災授業、皇學館大学C L L活動との連携取組を通じた加入促進により消防団員数は、充足しています。
- ・ 令和4年度からの4年間で延べ1万7千人が救命講習を受講し、心肺機能停止症例に対する市民による現場での応急手当実施率は60%に達するなど、地域の救命リレーの基盤は着実に強化されています。
- ・ 重大違反对象物への重点的な立入検査のほか、住宅防火の重要性を積極的に広報し、感震ブレーカー及び住宅用防災機器の普及啓発など、火災予防対策に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 災害への迅速かつ的確な対応には、消防職員・消防団員の育成と資機材の整備・維持が重要です。
- ・ 高度化する救急業務を適切に遂行していくために、専門的な知識と技術を持つ救急救命士の継続的な養成と技術向上が必要です。
- ・ 救命率向上のため、救命講習等の受講者数を維持していくことが必要です。
- ・ 住宅火災の被害を軽減させるためには、広報活動を通じて市民の防火意識を向上させることが重要です。
- ・ 防火対象物に対して計画的に査察指導を実施するなど、重大な消防法令違反の是正に向けた継続的な取り組みが必要です。

【取組の方向性】

5-3-1. 消防体制の充実

- ・ 消防力の強化を図るため、各種訓練や研修を通じて、消防職員・消防団員の人材育成を進めます。
- ・ 大規模災害に備え、図上訓練を通じて、緊急消防援助隊等の受入体制の強化に取り組みます。
- ・ 消防力の充実を図るため、警防・救助・救急活動に必要な資機材の整備を進めるとともに、消防車両の計画的な更新や消防水利の新設・維持管理、消防団車庫の建替え等を行います。

5-3-2. 救急体制の充実

- ・ 質の高い救急業務を行うことができる救急救命士の養成を進めるとともに、高度な救急資器材を搭載した高規格救急車の計画的な更新に取り組みます。
- ・ 傷病者の救命率向上のため、市民向けの救命講習を積極的に開催し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及啓発を図ります。

5-3-3. 火災予防対策の推進

- ・ 住宅火災の減少及び被害の軽減を図るため、住宅防火対策の重要性を広報することで、火災予防に対する意識を高めます。
- ・ 防火対象物に対し、違反是正を目的として、計画的に立入検査を実施し、指導を行います。

施策4 交通安全

【推進方針】 交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進します

【背景】

- ・ 全国の交通事故件数は減少傾向にあるものの、県内においては高齢者が第一当事者となる事故や死者の割合が高く、高齢化の進展が事故情勢に色濃く反映されています。
- ・ 道路交通法の改正により、自転車ヘルメット着用の努力義務化に加え、令和8年4月から反則金（青切符）制度が導入されるなど、自転車の交通ルール厳格化が進んでいます。
- ・ 警察や交通安全協会、地域のボランティア等と連携し、四季の交通安全運動や街頭指導を実施するなど、地域全体で交通安全意識を高める活動を継続的に展開してきました。
- ・ これまで、高齢者への電動アシスト自転車購入補助と連携した講習会を開催するなど、安全利用の啓発に取り組んできました。

【課題】

- ・ 市内における交通事故の人身事故発生件数は、減少傾向にあるものの、交通事故の根絶を目指し、安全で住みよいまちづくりをさらに推進していく必要があります。
- ・ 交通事故を防止するためには、交通安全指導や啓発活動を通じて市民の安全意識を向上させることが重要です。
- ・ 中高生などによる自転車利用時に、並走やイヤホン装着したままでの走行、さらには走行中のスマホ操作といった行動が散見されます。
- ・ 自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月）を受けて、着用率を向上していく必要があります。
- ・ 交通安全ボランティアとの連携・協力は、街頭指導や見守り活動を継続していく上で欠かせませんが、交通ボランティアの高齢化や、少子化による保護者の負担増が課題となっています。
- ・ 地域での交通安全活動の中心的役割を担う交通安全指導員の確保が課題となっています。

【取組の方向性】

5-4-1. 広報・啓発活動の推進

- ・ 四季の交通安全期間に合わせた交通ルール遵守と事故防止の啓発活動に加え、交通事故発生時には事故現場付近にて注意喚起や啓発を行います。
- ・ 毎月第1月曜日の「自転車安全対策強化日」や毎月11日の「交通安全の日」などには、駐輪場や市内主要交差点で、交通安全指導を行います。

5-4-2. 教育活動の推進

- ・ 中学、高校、大学における交通安全教室の受講率を向上させるとともに、高齢者を対象とした交通安全講習会等を継続的に実施します。
- ・ 令和8年4月から導入された自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）を踏まえ、警察等と連携し、交通ルール指導を強化します。
- ・ 自転車乗用中における被害軽減のため、ヘルメット着用率の向上を図ります。

5-4-3. 交通安全ボランティアの育成

- ・ 交通安全協会、自治会、まちづくり協議会、保護者の会などと連携し、地域の危険箇所における交通安全ボランティア活動を継続的に実施します。
- ・ 保護者の会等の交通ボランティアを対象とした街頭指導研修を実施します。
- ・ 大学生等と連携して若い世代の交通安全指導員の募集と育成を行います。

分野 6

産業・経済

目指す姿 産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

施策 1 農林水産業

推進方針 地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を目指します

関連SDGs
2. 飢餓をゼロに
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう

主要課題① 農水産業の担い手づくり

主要課題② 地元産物の魅力づくり

主要課題③ 地域を支える環境整備

施策 2 商工業

推進方針 中小企業・小規模事業者の発展を促します

関連SDGs
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
12. つくる責任つかう責任

主要課題① 企業の発展と継続

主要課題② 企業の創出・立地支援

主要課題③ 商店街等の振興

施策 3 観光

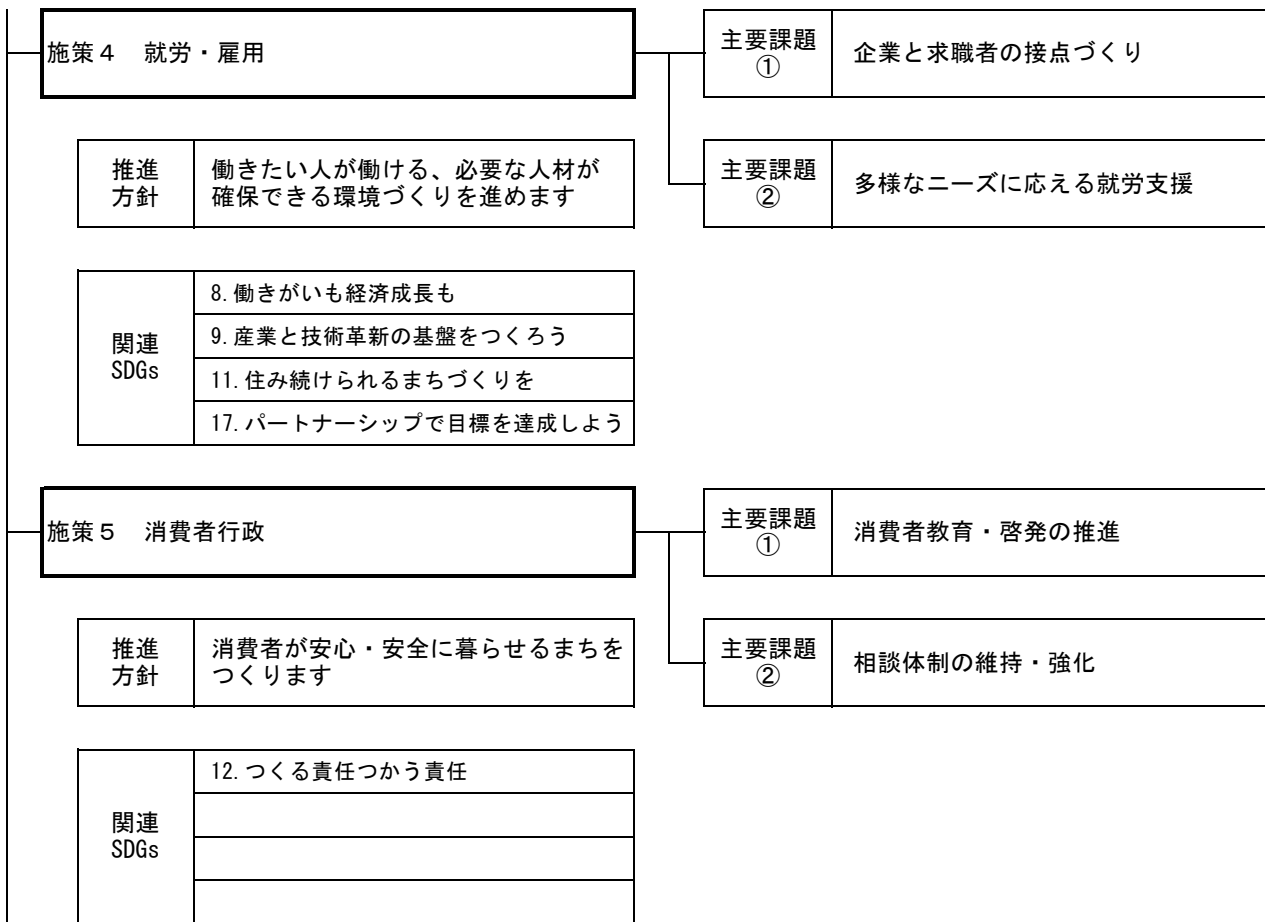
推進方針 常若の精神を受け継ぎ、伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり

関連SDGs
8. 働きがいも経済成長も
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任

主要課題① 「伊勢の物語性」の継承と展開

主要課題② 効果的な誘客施策と情報発信

主要課題③ 受入環境整備による持続可能な観光地経営



施策1 農林水産業

【推進方針】 地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を目指します

【背景】

- ・ICTやロボット技術等を活用したスマート農業・水産業の社会実装が進んでおり、省力化や生産性向上による労働力不足の解消や、新たな担い手の参入が期待されています。
- ・これまで生産効率の向上に向けた市内農地の集積化に取り組み、担い手への農地集積率は42.5%（令和6年度末時点）まで向上するなど、持続可能な農業経営の基盤づくりを進めてきました。
- ・「ワイン特区（令和5年3月認定）」を活用した農福連携によるワイン製造支援、「蓮台寺柿産地協議会」の設立支援、横輪いもや黒海苔の情報発信など、地元産物の付加価値向上に取り組んできました。
- ・森林環境譲与税を活用して市内森林の間伐など計画的な管理を推進し、里山の荒廃防止と森林環境の保全を進めてきました。
- ・ICTを活用した獣害対策システムの導入や地域住民との連携強化により、効果的な捕獲や防除活動が展開され、農作物被害の軽減に取り組んできました。

【課題】

- ・農林水産業においては担い手の高齢化と後継者不足が進んでおり、将来的には、耕作放棄地の増加や生産量の減少等が懸念されます。
- ・水産業においては、海水温の上昇や貧栄養化等により減少している水産資源を増やすための取り組みが必要です。
- ・新規就農時においては、さまざまなハードルがありますが、特に、農業用機械・設備への投資等の資金調達面が大きな負担となっています。
- ・担い手を確保し、持続可能な農水産業を実現するためには、所得の増大と安定を目指していくことが必要です。
- ・森林の所有者の高齢化等により、適正な管理が困難となっています。
- ・野生鳥獣による農業被害が引き続き多発しており、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の発生につながるなど、地域全体の課題となっています。
- ・農水産業の基盤となる農業用施設及び漁港・海岸施設の老朽化が進んでおり、施設の機能低下や更新費用の増大が懸念されています。

【取組の方向性】

6-1-1. 農水産業の担い手づくり

- ・新規就農者の確保・育成を図るため、独立就農時に必要な農業機械・施設等に対する支援を行うなど、関係機関等と連携した就農環境づくりを行います。
- ・農地中間管理機構を通じた農地の貸借による担い手への集積を支援し、担い手の育成・確保に努めます。
- ・水産資源の回復を目的として漁協及び漁業者が行う種苗放流などの取り組みに対して支援を行います。

6-1-2. 地元産物の魅力づくり

- ・ もうかる農水産業を目指し、6次産業化や農商工連携などによる付加価値向上、消費者ニーズに応じた生産、産地・特産品としての認知度向上などに取り組みます。

6-1-3. 地域を支える環境整備

- ・ 森林については、間伐など計画的な管理を行い、里山の荒廃を防ぎます。
- ・ 農作物被害の減少に向け、地域と連携した有害鳥獣の捕獲や被害防除の対策を進めます。
- ・ 農業用施設及び漁港・海岸施設の老朽化対策として、効率的・効果的な修繕・更新を進めます。

施策2 商工業

【推進方針】 中小企業・小規模事業者の発展を促します

【背景】

- ・本市の商工業は、観光関連産業や製造業を中心とする中小・小規模事業者が多くを占めています。
- ・令和6年度に開設した「伊勢市ビジネスサポートセンター」を核として、創業支援のワンストップ化や中小企業への伴走型支援、専門家派遣など、地域経済の活性化に向けた支援体制を構築しました。
- ・半島振興法等の税制優遇措置が延長され投資環境が整う中、宿泊施設も対象に加えた市の奨励金制度の活用により、工場等の新設、増設又は移設する企業を支援してきました。
- ・創業スクールを通じた人材育成や経費補助、創業後のフォローアップなど、フェーズに応じたきめ細かな支援を行い、地域経済の新たな担い手の創出と育成を進めてきました。
- ・A Iカメラでの通行量の把握やまちづくり会社等との連携を通じ、空き店舗対策や歩きたくなる居心地の良い空間づくりなど、商店街の賑わいの創出に取り組んできました。

【課題】

- ・市場や消費者ニーズの変化やデジタル技術の急速な進展など、目まぐるしく変化する経営環境への対応が求められています。
- ・地域経済を支える既存中小企業者の持続的な経営・発展を推進するため、経営基盤の強化や経営向上に取り組む中小企業者に対して、継続的な支援を行う必要があります。
- ・既存中小企業者への支援とともに、新たな地域経済の担い手及び雇用を創出するため、新しい産業・企業の創出を促進する必要があります。
- ・人口減少などにより人材の採用環境が悪化しており、人材確保やデジタル技術の活用も含めた生産性の向上への支援が求められています。
- ・中心市街地の商店街などにおいては、閉店数が新規出店数を上回り、店舗数が減少しています。
- ・商店街を含む中心市街地において、消費者・観光客ニーズに合った消費環境の充実、賑わいの創出や空き店舗対策を図る必要があります。

【取組の方向性】

6-2-1. 企業の発展と継続

- ・ 経営環境の変化に対応しながら企業が成長していけるよう、デジタル技術の活用、販路開拓、生産性向上の取り組み、さらには雇用を創出する設備投資などを支援します。
- ・ 既存中小企業者による経営基盤の強化や経営向上に取り組み、自社の課題解決を図る事業活動に対して支援を実施します。
- ・ 市内企業へ就職する若者への奨学金返還支援を通じて、企業の人材確保を支援します。

6-2-2. 企業の創出・立地支援

- ・ 相談員の設置をはじめとする創業しやすい環境づくりの推進に加え、創業後のフォローアップの強化を図ります。
- ・ セミナー・創業スクールの実施を通じて、創業に必要な知識の習得や創業意欲の喚起を促進します。
- ・ 商工団体や民間企業等と連携したスタートアップ企業の創出のほか、地域経済をけん引する企業の立地や設備投資を支援します。

6-2-3. 商店街等の振興

- ・ 市民や観光客が集まる活気のある商店街となるよう、また商店街を歩きたくなるような居心地の良い空間づくりに取り組みます。
- ・ 中心市街地の商店街などの活性化に向け、賑わいの創出や空き店舗の解消に向けた取り組みを進めます。

施策3 観光

【推進方針】 常若の精神を受け継ぎ、伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり

【背景】

- ・ 令和15年の第63回神宮式年遷宮に向け、伊勢の歴史・文化が改めて注目されるとともに、伝統の継承と観光地としてのブランド力向上への機運が高まっています。
- ・ 国の観光立国推進基本計画では、地方への誘客分散や消費額拡大が掲げられており、増加するインバウンド需要を取り込み、地域経済を活性化する好機を迎えています。
- ・ 伊勢志摩及び周辺地域は、国から「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」に選定（令和5年3月）され、地域資源を生かした上質な滞在環境の整備と誘客強化が進められています。
- ・ これまで、周辺市町と連携した「いせしませんぐう旅」事業や、観光型Ma a S（移動・観光のワンストップサービス）等のデジタル技術活用を推進し、伊勢志摩地域全体での周遊促進や利便性向上を図ってきました。
- ・ 市内の全観光案内所の英語対応や観光施設の「心のバリアフリー」認定促進など、多様な来訪者を受け入れるための環境整備を進めてきました。

【課題】

- ・ 本物・本質が体験できる観光ニーズが高まる中、御遷宮を契機に、伊勢のまちに根付く伝統文化や民俗行事の継承と伊勢でしか体感できない観光の展開が求められます。
- ・ 国内の人口が減少する中で、インバウンドも含めて御遷宮を契機に伊勢へ関心を持つ人を増やし、実際の来訪につながるよう継続的な情報発信が必要です。
- ・ 全国平均に比べ市内の宿泊数・宿泊比率や観光消費額が低いことから、それらを伸ばすことで、地域の活性化につなげる必要があります。
- ・ 時期や時間帯により来訪者で混雑するエリアがあるため、住民と来訪者の双方の満足度を高める受入環境の整備が必要です。

【取組の方向性】

6-3-1. 「伊勢の物語性」の継承と展開

- ・ 民俗行事であるお木曳行事の実施や、次世代への文化の継承・展開などを通じて、観光地としての魅力を高めます。
- ・ 自然、景観、歴史・生活文化、食などのさまざまな地域資源を磨き上げ、新たな観光コンテンツの創出につなげます。

6-3-2. 効果的な誘客施策と情報発信

- ・ ターゲット層の特性に合わせた情報発信やプロモーションなどの施策展開による来訪者獲得を推進します。
- ・ 来訪者の滞在時間の延伸を図るため、事業者、周辺市町と連携した観光キャンペーンなどにより、周遊を促進します。
- ・ 国内旅行者に加えて、観光消費額の高いインバウンドを含めた誘致の拡大による経済効果の創出を推進します。

6-3-3. 受入環境整備による持続可能な観光地経営

- ・ 住む人も訪れる人も恩恵を受けることができるよう、分散来訪や観光危機管理対策、観光マナーの向上など、安全・安心・快適な受入環境整備を進めます。

施策4 就労・雇用

【推進方針】 働きたい人が働ける、必要な人材が確保できる環境づくりを進めます

【背景】

- ・ 全国の雇用情勢は、就業者数が過去最高水準で推移し、大学生就職率も高水準を維持している一方で、中小企業における人手不足感は高まっています。
- ・ 孤独・孤立対策推進法の施行により、社会的な孤立状態にある人への支援体制の強化や、社会との接点を作り多様な働き方の選択肢を拡大する環境整備の重要性が増しています。
- ・ 障がい者の法定雇用率は、段階的に引き上げられており、令和6年4月の2.5%への引上げに続き、令和8年7月には2.7%となります。
- ・ 松阪市以南で構成する「南三重地域就労対策協議会」において、若者・学生向けに地域企業の魅力を発信するサイトを構築するなど、広域連携による企業の人材確保支援を展開してきました。
- ・ 令和5年に産官学民が連携する「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を設立するとともに、令和6年度から市役所での中間的就労（短時間雇用）を行う「ワークステーションいせ」を開始し、社会参加から一般就労へつながるステップアップ支援体制を整備しました。

【課題】

- ・ 市内企業の認知が広まっておらず、就職先として市内企業を選ぶ若者が少ない状況にあります。
- ・ 令和8年7月の障がい者法定雇用率の引き上げにより、さらなる障がい者雇用の促進が求められます。
- ・ さまざまな理由により働きたくても働けない人が増えており、社会との接点が乏しいことにより孤独・孤立に陥り生活の困難さが深刻化する状況が見られます。
- ・ 高齢化が進展する中で、高齢者への就業機会の提供を通じて、生活の充実を図ることが求められています。

【取組の方向性】

6-4-1. 企業と求職者の接点づくり

- ・ 近隣自治体、関係機関・団体等と連携し、企業の魅力発信や求職者との接点づくりを支援します。

6-4-2. 多様なニーズに応える就労支援

- ・ 公共職業訓練の周知やセミナーの開催など、求職者が就労に有利な資格取得や知識の習得ができるよう、関係機関・団体と連携して支援します。
- ・ 障がい者雇用を促進するため、関係機関・団体と連携し、法定雇用率や雇用に係る支援制度などの周知・啓発を行います。
- ・ さまざまな理由で働きたくても働けない人に対し、その人の個性や意欲に応じた社会参加や就労にチャレンジするきっかけを作るなど、就労に向けた支援を行います。
- ・ 高齢者が就業を通じて地域で活躍できる環境づくりを支援します。

施策5 消費者行政

【推進方針】 消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

【背景】

- ・ インターネットを通じた商取引や電子決済が普及したことで、新たな形態の消費者被害が全国で発生しています。
- ・ 令和4年4月の民法改正による成年年齢の引下げにより、社会経験の少ない若年者が消費者被害に遭うリスクが高まっており、自立した消費者を育む教育の重要性が増しています。
- ・ 伊勢市消費生活センターは、令和4年度から伊勢志摩定住自立圏内の3市3町で広域連携を開始し、消費生活に係る相談対応・啓発・情報発信を展開してきました。
- ・ 若年者の消費者被害未然防止に向け、高校生を対象とした出前講座や啓発イベントを重点的に実施するなど、契約に関する正しい知識の普及と自立した消費者の育成に取り組んできました。

【課題】

- ・ 消費者自らが正しい知識を身につけ、契約トラブルや詐欺被害を未然に防ぐことができるように、連携市町と協力して消費者教育を進める必要があります。
- ・ 伊勢市消費生活センターに寄せられる相談内容は、年々複雑化しており、相談件数も増加傾向にあります。
- ・ 複雑化する相談内容に適切に対応するため、相談員の専門知識の向上や相談体制の維持・強化を図る必要があります。

【取組の方向性】

6-5-1. 消費者教育・啓発の推進

- ・ 広報紙やSNS等を活用した情報発信、各所での啓発活動、学校や老人クラブ等を対象とした出前講座を実施して、消費者教育を推進します。
- ・ 契約トラブルや詐欺の手口が今後ますます巧妙化・高度化することが予想されるため、事例の情報を連携市町間で共有し、効果的な情報発信を行います。

6-5-2. 相談体制の維持・強化

- ・ 広域化した伊勢市消費生活センターに相談員を適切に配置し、連携市町内の消費生活相談に対応します。
- ・ 消費生活相談員資格保有者の確保を図るとともに、専門機関が実施する消費生活に関する研修や勉強会等に相談員を参加させるなど、相談員の能力向上を図ります。

分野 7

都市基盤

目指す姿 誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

施策 1 土地利用

推進方針 よりよいまちとしての土地利用を進めます

関連SDGs 11. 住み続けられるまちづくりを

主要課題 ① 秩序ある土地利用の推進

主要課題 ② 地籍調査の推進

施策 2 道路・公園

推進方針 幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します

関連SDGs 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
11. 住み続けられるまちづくりを

主要課題 ① 幹線道路の効率的な整備

主要課題 ② 通学路の安全対策

主要課題 ③ 橋梁長寿命化の推進

主要課題 ④ 公園整備及び公園施設長寿命化の推進

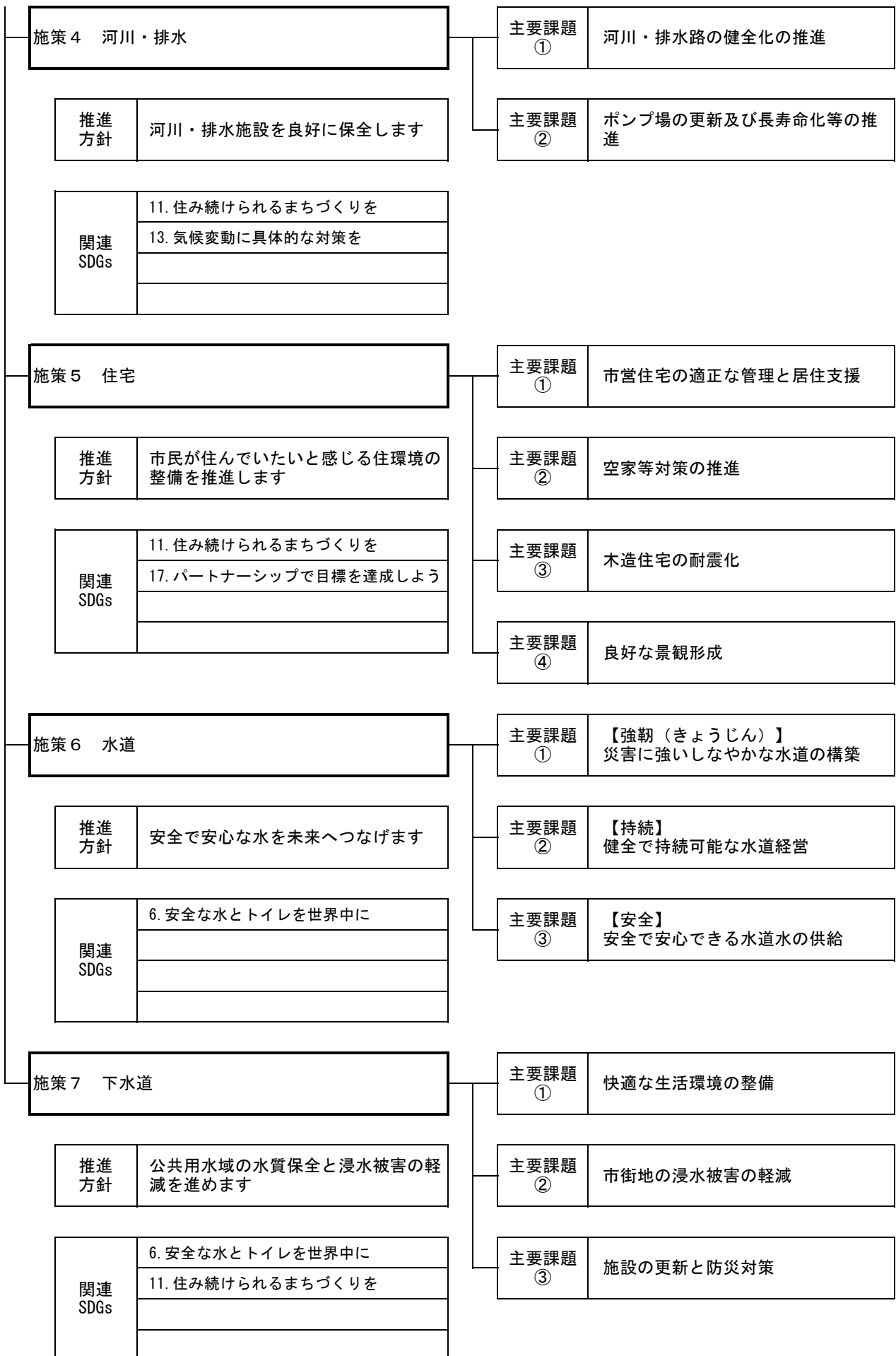
施策 3 交通

推進方針 移動しやすい交通環境の整備を推進します

関連SDGs 11. 住み続けられるまちづくりを

主要課題 ① 地域公共交通の充実

主要課題 ② 交通渋滞対策の推進



施策1 土地利用

【推進方針】 よりよいまちとしての土地利用を進めます

【背景】

- ・ 国においては、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを実現するため、都市機能や居住を利便性の高いエリアに集約し、公共交通ネットワークとの連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を重点施策として推進しています。
- ・ 都市のコンパクト化を目指す上で中心市街地の活性化は不可欠であることから、新たな居住空間及び都市機能の拠点を生み出す伊勢市駅前地区の再開発事業を支援・促進してきました。
- ・ 道路空間を「車中心」から「人中心」へと転換し、居心地の良い空間形成を通じて都市の魅力向上や賑わい創出を目指す「まちなかウォークラブル推進事業」に令和6年度より着手しました。
- ・ 地籍調査については、令和3年度から工程管理や検査を一括して業務委託し、令和4年度からは公共事業に先行して実施することで、調査面積の拡大と事業の加速化を図りました。

【課題】

- ・ 中心部と郊外部の地価差から大規模集客施設や戸建て住宅の郊外への立地が進んでおり、市街地の分散化による都市の魅力や生活利便性の低下が懸念されます。
- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中、持続可能な都市経営を実現するには、医療や商業などの都市機能と居住の分布を適切に誘導することが求められます。
- ・ 中心市街地の都市機能の増進及び、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する必要があります。
- ・ 巨大地震や集中豪雨などの災害リスクが高まるなか、万一被災した場合、筆界が明確でないと復旧復興に多大な時間が必要となります。
- ・ 地籍調査の進捗率は、市全域の10.2%（令和7年度末時点）と遅滞しています。

【取組の方向性】

7-1-1. 秩序ある土地利用の推進

- ・ 都市計画法に基づく制度を適切に運用し、必要に応じて用途地域等の変更を行うなど、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・ 都市機能増進施設（医療・福祉施設、商業施設など）や居住地がまとまって立地し、公共交通などによりこれらの都市機能にアクセスできる都市構造（多拠点ネットワーク型）への転換を図ります。
- ・ 中心市街地の活性化を図るため、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会によるさまざまな取り組みを推進します。

7-1-2. 地籍調査の推進

- ・ 社会資本整備（計画道路等）、防災対策（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）、まちづくり（立地適正化計画）と連携した地籍調査を優先して計画的・効率的に進めます。

施策2 道路・公園

【推進方針】 幹線道路の整備及び生活道路、公園施設を良好に保全します

【背景】

- ・ 国土強靱化の推進に向け、災害時の緊急輸送道路としての機能強化に加え、地域の物流・人流を支える効率的な道路ネットワークの構築が求められています。
- ・ 道路や公園などインフラ施設の老朽化が全国的な課題となる中、事後保全から予防保全への転換により、施設の長寿命化とトータルコストの縮減、将来的な財政負担の平準化を図ることが重要となっています。
- ・ 計画的な市道整備に加え、本市の骨格となる国道・県道などの幹線道路についても、国・県に対して着実な事業進捗を要望し、地域全体の道路網の整備促進を図ってきました。
- ・ 警察や学校等と連携した市内通学路の合同点検を継続して実施し、グリーンベルトやガードレールの設置など、通学路の安全対策を進めてきました。
- ・ 社会的需要に応じた公園整備が求められていることから、朝熊山麓公園、市営大仏山公園の整備を進めてきました。

【課題】

- ・ 幹線道路や生活道路において、自動車と歩行者が交錯して危険な箇所や通勤時などに交通渋滞も多く発生していることから、安全で安心して通行できる道路整備が必要です。
- ・ 全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が発生していることから、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保が必要です。
- ・ 橋梁の高経年化が進んでおり、20年後には建設後50年を経過する割合が8割を超える見込みです。従来の事後保全型から予防保全型へ転換することで、長寿命化や修繕費用の縮減を図ることが求められています。
- ・ 10年後には設置から30年を経過する公園が約5割に達する見込みです。公園施設の安全・安心を確保しつつ、重点的かつ効率的な維持管理や更新投資を行うため、計画的な予防保全や長寿命化が求められています。

【取組の方向性】

7-2-1. 幹線道路の効率的な整備

- ・ 都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進します。

7-2-2. 通学路の安全対策

- ・ 児童生徒が安全に通学できるように関係機関と連携し通学路の合同点検を行い、通学路の安全対策を推進します。

7-2-3. 橋梁長寿命化の推進

- ・ 既存の橋梁に対して定期点検を実施し、緊急度の高い橋梁を優先的に修繕することで、予防保全・長寿命化を推進します。

7-2-4. 公園整備及び公園施設長寿命化の推進

- ・ 憩いや親水などコミュニティ活動の場として総合公園を整備する一方で、既存の公園施設に対して定期点検を実施し、緊急度の高い施設を優先的に修繕することで、予防保全・長寿命化を推進します。

施策3 交通

【推進方針】 移動しやすい交通環境の整備を推進します

【背景】

- ・ 令和5年の地域公共交通活性化再生法の改正を受け、官民や分野を超えた「共創」と交通DXの推進により、地域交通を「リ・デザイン（再構築）」する国の基本方針が示されました。
- ・ 令和6年度から、夜間のタクシー不足を補う「日本版ライドシェア」の実証や、将来の運転士不足を見据えた自動運転バスの実証運行を開始し、次世代技術を活用した持続可能な地域交通の確保を推進してきました。
- ・ 神宮周辺の交通渋滞対策として、混雑期におけるパーク＆バスライドの実施や臨時駐車場の開設、交通規制等を継続的に実施し、観光客と市民生活が調和した円滑な交通環境の確保に取り組んできました。

【課題】

- ・ バス運転手等の公共交通の担い手不足が深刻化しており、現状の路線の維持も今後難しくなる可能性があります。
- ・ 路線バスと鉄道の利用者数がコロナ禍前の水準に戻っていないため、市民と観光客双方に対して公共交通の利用を促進する必要があります。
- ・ 神宮周辺では、来訪者の多くが自家用車を利用していることから、市内各所で交通渋滞が頻繁に発生し、地域住民の生活だけでなく、来訪者の移動にも支障をきたしています。

【取組の方向性】

7-3-1. 地域公共交通の充実

- ・ 新しい交通システム（ライドシェア、自動運転バスなど）の導入を通じて公共交通の担い手不足に対応するとともに、地域ニーズを踏まえたバス路線の維持・再編に取り組みます。
- ・ 公共交通への関心を高め、市民や観光客が利用するきっかけを創出することで、公共交通の利用につながる取り組みを実施します。

7-3-2. 交通渋滞対策の推進

- ・ 国や県、警察など関係機関と連携し、駐車場対策や交通規制、パーク＆バスライドの実施、交通渋滞に関する調査や情報発信などを実施するとともに、駐車場の再編に取り組み、地域の交通渋滞の緩和や発生抑止に取り組めます。

施策4 河川・排水

【推進方針】 河川・排水施設を良好に保全します

【背景】

- ・ 国においては、水害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水計画を従来の「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加等を考慮した計画」へと抜本的に見直し、事前防災・減災対策の加速化が図られています。
- ・ 平成29年10月の台風21号による浸水被害を受け、国・県と連携して勢田川・桧尻川・汁谷川の重点的な河川整備や下水道整備を実施し、浸水被害軽減に向けた「流域治水」の取り組みを推進してきました。

【課題】

- ・ 本市においても大雨による気象災害が頻発化・激甚化しており、浸水被害が発生しています。
- ・ 浸水被害の軽減を図るためには、河川・排水路の整備や適正な維持管理が必要です。
- ・ 雨水ポンプ場については、耐用年数を経過した施設もあることから、計画的かつ効率的な施設更新及び長寿命化を推進することが必要です。

【取組の方向性】

7-4-1. 河川・排水路の健全化の推進

- ・ 浸水被害の軽減を図るため、河川・排水路の堆積土砂の撤去及び護岸等の整備を推進します。

7-4-2. ポンプ場の更新及び長寿命化等の推進

- ・ 必要時に稼働できるよう、計画的かつ効率的なポンプ場の更新及び長寿命化を推進します。

施策5 住宅

【推進方針】 市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

【背景】

- ・ 高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者が円滑に入居できる環境を整備するため、改正住宅セーフティネット法が施行（令和7年10月）されました。
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和5年12月施行）により、空家の除却等の促進や、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理が強化されました。
- ・ 令和6年能登半島地震の発生を受け、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の重要性が改めて強く認識されました。
- ・ これまで、人口減少を見据えた市営住宅の集約化を進めるとともに、既存ストックの長寿命化改善工事を実施し、居住環境の向上を図ってきました。
- ・ 空家バンクを活用した空家の流通・活用を促進したほか、管理不全な空家等の防止・解消に取り組み、良好な生活環境の保全に努めてきました。
- ・ 無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度の充実に加え、戸別訪問による啓発活動を強化し、市民の生命と財産を守るための木造住宅の耐震化を積極的に促進してきました。

【課題】

- ・ 市営住宅の多くが建築から40年が経過しており、限られた財源の中で計画的に長寿命化や住宅の集約を進める必要があります。
- ・ 社会福祉の視点を踏まえ、住宅セーフティネットとしての役割を果たす住宅を提供していくことが求められます。
- ・ 高齢化や人口減少の進行等により、空家がさらに増加することが予想されま
- す。
- ・ 管理不全な空家の増加は、地域住民の生活環境を悪化させるおそれがあることから、適切な対策を講じて解消を図る必要があります。
- ・ 市内には旧耐震基準の木造住宅が約12,500棟あり、地震発生時には、倒壊により住民の生命が危険にさらされるだけでなく、緊急車両の通行が妨げられるおそれがあります。
- ・ 本市固有の豊かな自然風土や歴史文化に育まれた景観は、市民共有の財産です。市全域に広がる豊かな景観を後世へ引き継ぐためには、良好な景観の形成を図る必要があります。

【取組の方向性】

7-5-1. 市営住宅の適正な管理と居住支援

- ・ 市営住宅の耐久性の向上、躯体（くたい）の経年劣化対策などの改修事業を実施します。
- ・ 耐震性能が確保されていない、老朽化が顕著である、又は津波等の災害によって大きな被害が想定される市営住宅は、入居者の住み替え支援を行いつつ用途廃止します。
- ・ 高齢者や子育て世代等の住宅確保要配慮者のための居住支援の体制づくりを進めます。

7-5-2. 空家等対策の推進

- ・ 空家バンク制度等により、空家の流通・活用の促進を図ります。
- ・ 地域の安全・安心な生活環境を確保するため、管理不全な空家の所有者等に対して適正な管理や除却を促し、問題の解消を図ります。

7-5-3. 木造住宅の耐震化

- ・ 戸別訪問やホームページ等を通じて、建物所有者に木造住宅の耐震化の重要性を広く周知します。
- ・ 倒壊のリスクが特に高いとされている昭和56年5月以前の木造住宅について、各種補助制度により耐震化を支援します。

7-5-4. 良好な景観形成

- ・ 良好な景観の形成を促進するため、景観形成重点地区において、建築物の建築や外観の修景など、景観に配慮した取り組みを支援します。
- ・ 景観への親しみを深め、その大切さに気づき、新たな魅力を発見してもらうため、景観絵画・写真コンクールなどを通じて景観形成への意識向上を図ります。

施策6 水道

【推進方針】 安全で安心な水を未来へつなげます

【背景】

- ・ 令和6年能登半島地震では、水道施設が甚大な被害を受け、復旧が長期化したことから、施設の耐震化と災害時の業務継続体制の重要性が改めて強く認識されました。
- ・ 全国で道路陥没や漏水事故など、水道管路の老朽化が原因とされる事象が多数発生しています。
- ・ 健康影響が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）が一部の水道事業で検出されたことを受け、代表的な物質（PFOS、PFOA）は令和8年4月から法的拘束力のある水質基準に引き上げられました。
- ・ 災害時における迅速な復旧活動や業務継続体制を確保するため、防災拠点となる上下水道部庁舎を整備しました。

【課題】

- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえ、今後想定される大地震に備えて基幹となる水道施設の耐震化が重要です。
- ・ 本市においても老朽化が進んでいる水道施設が存在するため、その更新や定期的な点検、維持修繕を計画的に進めることが必要です。
- ・ 人口減少や節水機器の普及などに伴う給水量の減少により、料金収入が減少し、水道事業の経営が厳しくなっています。
- ・ 有機フッ素化合物（PFAS）などによる健康影響が問題となっている中、水道水の水質基準に基づく適正な水質監視・管理が重要です。

【取組の方向性】

7-6-1. 【強靱（きょうじん）】 災害に強いしなやかな水道の構築

- ・ 災害に強い水道を構築し、安全な水の供給を確保するため、基幹となる水道施設の耐震化を進めます。

7-6-2. 【持続】 健全で持続可能な水道経営

- ・ 老朽化に起因する事故を防止し、良好な水道を持続的に提供するため、老朽化した水道施設の更新を進め、水道施設の点検を含む適正な維持管理を図ります。
- ・ 料金収入の減少や水道施設の更新費の増加に対応するため、水道施設のダウンサイジングや統廃合により経費削減につなげます。

7-6-3. 【安全】 安全で安心できる水道水の供給

- ・ 安全な水道水を供給するため、各水源の原水や給水栓末端部において定期的に水質検査を実施し、その結果をホームページで公表します。

施策7 下水道

【推進方針】 公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減を進めます

【背景】

- ・ 下水道は、私たちの暮らしの中で生じた汚水から水環境を守るとともに、快適で安全な生活環境を実現する重要な役割を担っています。
- ・ 計画的に下水道整備を進め、公共下水道人口普及率は63.7%（令和7年度末時点）まで向上するなど、快適で衛生的な生活環境の基盤整備を推進してきました。
- ・ 平成29年10月の台風21号による市内の浸水被害を受け、国・県と連携して勢田川流域等の重点的な対策として、浸水被害軽減のための河川整備と一体となった雨水排水対策を進めてきました。
- ・ 令和6年能登半島地震では、下水道施設が甚大な被害を受け復旧が長期化したことから、耐震化による防災機能の強化が改めて強く認識されました。
- ・ 他自治体で発生した下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故を受け、下水道施設の適正な維持管理の重要性が高まっています。
- ・ 災害時における迅速な復旧活動や業務継続体制を確保するため、防災拠点となる上下水道部庁舎を整備しました。

【課題】

- ・ 人口減少及び物価高騰などを踏まえ効率的に公共下水道の整備を進め、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ることが必要です。
- ・ 気候変動の影響により天候災害が増加・深刻化しており、浸水被害の軽減を図るため、雨水排水施設の整備が必要です。
- ・ 本市においても、下水道管路の老朽化に起因する道路陥没や、災害時における施設の機能不全が懸念されることから、適切な改築・更新及び耐震化を進める必要があります。

【取組の方向性】

7-7-1. 快適な生活環境の整備

- ・ 快適で安全な生活環境を実現するため、汚水管渠の整備を計画的に進めるとともに、五十鈴川中村浄化センターを廃止し、流域下水道への統合による効率化を図り、住民が安心して暮らせる衛生的な社会づくりに取り組みます。

7-7-2. 市街地の浸水被害の軽減

- ・ 勢田川流域等において、各関係機関と協働で流域治水を推進し、排水施設の整備を行い、浸水被害の軽減を図ります。

7-7-3. 施設の更新と防災対策

- ・ 雨水ポンプ場や排水路など、老朽化が進む下水道施設の計画的な改築・更新を進めます。
- ・ 大規模地震への備えとして、防災・減災対策を計画的に進め、下水道施設の被害軽減を図ります。

分野 8	市役所運営
-------------	--------------

目指す姿	市民から信頼される市役所
------	--------------

施策 1 行財政運営

推進方針	効率的・効果的な行政運営と持続可能な財政運営を進めます
------	-----------------------------

関連SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを
	16. 平和と公正をすべての人に
	17. パートナリシップで目標を達成しよう

主要課題 ①	公共施設マネジメントの推進
-----------	---------------

主要課題 ②	デジタル行政の推進
-----------	-----------

主要課題 ③	協働の推進
-----------	-------

主要課題 ④	持続可能な財政運営
-----------	-----------

施策 2 行政組織力

推進方針	市民や職員とつながり、ともに考え、未来志向でチャレンジする職員の育成を目指します
------	--

関連SDGs	16. 平和と公正をすべての人に

主要課題 ①	人材育成・人材確保・職場環境整備
-----------	------------------

主要課題 ②	危機対応能力の向上
-----------	-----------

施策1 行財政運営

【推進方針】 効率的・効果的な行政運営と持続可能な財政運営を進めます

【背景】

- ・ エネルギー価格や建設資材の高騰に加え、人件費の上昇も相まって、コストの増大傾向が続いています。
- ・ 施設の老朽化や人口減少に対応するため、総務省の指針に基づき、地方公共団体は施設全体の最適化が必要とされています。
- ・ 「デジタル社会形成基本法」等が施行（令和3年9月）され、デジタル庁主導のもと、社会全体のデジタル化に向けた施策が推進されています。
- ・ 生成A Iをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進化と普及により、これらの技術を活用した柔軟な市民サービスの提供や行政運営のさらなる効率化が期待されています。
- ・ ふるさと納税の受入額が全国で1兆円を突破し過去最高を更新するなど制度の利用が拡大する一方で、自治体間の寄附獲得競争は、激化しています。
- ・ 企業の社会的責任（CSR）や地域貢献意識の高まりを背景に、複雑化する地域課題の解決に向け、全国的に企業と自治体が連携・協働する取り組みが増加しています。
- ・ これまで公共施設マネジメントの取り組みを計画的に進め、除却・譲渡33件を含む69件の取り組みが完了し、更新等費用抑制額は、113億円に達しました（令和7年度末時点）。
- ・ 行政手続きのオンライン化、キャッシュレス決済の導入、市公式LINEの機能充実、職員のデジタルリテラシー向上や電子決裁の推進などに取り組むことで、行政のデジタル化を推進してきました。
- ・ これまでお悔やみコーナー設置（令和4年7月）、「書かない窓口」導入（令和6年11月）、各種証明書コンビニ交付促進などの取り組みを進め、市民の利便性向上と行政の効率化を図ってきました。

【課題】

- ・ 社会保障費増や物価高騰により今後も厳しい財政運営が見込まれる中、重要課題に対応しつつ、事業の選択と重点化による持続可能な財政運営が求められます。
- ・ 公共施設等の多くは、建設時期が近い（1971～1988年）ため、今後、大規模改修や建替えによる更新時期を集中的に迎えることから、施設更新経費等の削減・平準化が課題です。
- ・ 人口減少・少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が今後変化することを見据え、施設を用いたサービスのあり方を見直すことが必要です。
- ・ 職員数が減少しても、効率的な行政運営によって市民サービスを維持するためには、職員と市民双方のデジタルリテラシー向上が不可欠です。
- ・ 業務の在り方を根本から再構築し、効率化と最適化を図るために、DXを進める必要があります。
- ・ 限られた経営資源のなか、多様化・高度化する市民サービスに対応するためには、多様な主体と連携・協働していく必要があります。

【取組の方向性】

8-1-1. 公共施設マネジメントの推進

- ・ 財政負担の軽減と平準化を目指し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、施設保有量の最適化等を図ります。
- ・ 公共施設の運営方法等の見直しを行いながら、人口減少、年齢構成変化による需要変化に応じた適切なサービスの提供を目指します。

8-1-2. デジタル行政の推進

- ・ デジタル技術の活用に必要なスキルやプロジェクトをけん引する能力を備えたDX人材となる職員を育成します。
- ・ 現在の業務の在り方を見直し、少ない職員数でも効率的な行政運営ができるように、庁内業務のDXを推進します。
- ・ さまざまなデジタル技術を活用し、市民が便利で使いやすい行政サービスを提供できるように取り組みます。

8-1-3. 協働の推進

- ・ 地域課題の解決と効率的・効果的な行政運営を進めるため、周辺市町や企業・大学等との連携・協働に取り組みます。

8-1-4. 持続可能な財政運営

- ・ 税収入だけでなく、ふるさと納税制度や保有資産の有効活用による自主財源の確保に取り組むとともに、国制度の積極的な活用を推進します。
- ・ 既存事業の見直しを進め、真に必要な事業への投資を確保することで、効率的かつ規律ある予算編成を実現します。
- ・ 市民の利便性向上や業務効率化を実現するため、事業の目的に応じて業務手法や体制の最適化を図ります。

施策2 行政組織力

【推進方針】 市民や職員とつながり、ともに考え、未来志向でチャレンジする職員の育成を目指します

【背景】

- ・ 国において「人材育成・確保基本方針策定指針」が改正（令和5年12月）され、育成のみならず「人材確保」や「職場環境の整備」が新たに指針の柱として加えられました。
- ・ 若年人口減少等により人材獲得競争が激化しています。また、受験生には仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や自己成長、仕事のやりがいなどを重視する意識が浸透しています。
- ・ 多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化が必要とされています。
- ・ 令和6年能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の発表等により、大規模災害時における行政機能の維持・継続に向けた体制強化が改めて求められています。
- ・ これまで市職員の確保に向けて採用試験の時期や方法を工夫するとともに、子育て・介護休暇制度の拡充や男性職員の育児休業取得促進などを通じた、働きやすい職場づくりを推進してきました。
- ・ 市役所運営に係る事業継続マネジメント（BCM）定例会を継続的に開催し、各部署における業務継続計画（BCP）の実効性を検証するなど、全庁的なリスク管理体制の改善・強化を図ってきました。
- ・ 能登半島地震等の被災地へ職員を派遣し、支援活動を通じて得た教訓やノウハウを、防災対策や職員の災害対応能力の向上につなげてきました。

【課題】

- ・ 受け身の職場風土を払拭し、主体的に施策を考え、さまざまなことに積極的に挑戦し、課題を解決していく職員を育成することが必要です。
- ・ 政策形成・実施にあたり関係者の参画・連携を推進するために必要なスキルを職員が身につけることが大切です。
- ・ 市民からの信頼をより高めるため、職員のコンプライアンス意識の向上が重要です。
- ・ 職員採用試験の受験者数は減少傾向となっており、人材を継続して確保していくことが必要です。
- ・ 仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化しており、ワークライフバランスを保ちながら、職務に従事できる職場づくりを進めていくことが必要です。
- ・ 大規模災害時において、災害対応業務を迅速に実施しつつ、行政機能を早期に回復できるよう、あらかじめ執行体制や対応手順、資源確保をしておくことが重要です。
- ・ 大規模災害の対応を経験したことのある職員や防災に関する専門的知識を有する職員が少ないことから、人材育成の取り組みが求められます。

【取組方向】

8-2-1. 人材育成・人材確保・職場環境整備

- ・ 求められる職員像の実現を目指し、育成プログラムの整備・人材育成手法の充実などに取り組みます。
- ・ 就職先として市役所に関心をもってもらえるよう、職員として働くことの魅力を情報発信するとともに、多くの多様な人材に採用試験を受験してもらえるよう、試験方法を工夫します。
- ・ ワークライフバランスの推進やハラスメント対策の強化など、すべての職員が意欲をもって能力を最大限発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

8-2-2. 危機対応能力の向上

- ・ 他自治体での災害の教訓を生かし、災害時の業務継続に必要な対策の実施状況を定期的に確認するとともに、リスク管理体制の継続的な改善に取り組みます。
- ・ 職員の災害対応能力の向上と防災意識の強化を図るため、図上訓練や被災自治体の視察を継続して実施するとともに、職員の防災士資格の取得を推進します。